

テ單ニ辭數ノ通知ヲ誤リタルトキハ「是也」ト答ヘ同時ニ實辭數ヲ示スヘシ(例ハ「一八」ト云フカ如シ)然ラサレハ報知ノ辭數ハ相違ナシト答ヘ毎語及毎數目ノ首字ヲ反覆シ其ノ誤謬ノ所ニ至テ之ヲ訂正スヘシ(例ハ「一」ト云フカ如シ)等ノ如シ)

目第三十八條

第一節 通信技手ハ自己ノ責任ヲ擔保スル爲メニ其ノ送受セシ電報ノ全部或ハ一部ヲ反覆シ又ハ其ノ反覆ヲ請求スルコトヲ得普通語ヲ以テ記號シタル官報又爲替電報ニ付テハ必ス其ノ一部即語數目、固有名稱及時宜ニ依リ疑ハシキ語辭ヲ反覆スヘシ「モール」機及音響機ニ於テハ受信技手ニテ一電報ノ終リニ之ヲ反覆シ傳送力大ナル機械ニ於テハ送信技手ニテ一電報ノ終リニ之ヲ反覆スヘシ「モール」機及音響機ノ送信技手ヨリ誤謬ヲ訂正シ來ラハ受信技手ハ其ノ訂正シタル辭數又ハ數目ヲ反覆スヘシ若シ受信技手ニテ此ノ第二ノ反覆ヲ怠ラハ送信技手ヨリ之ヲ促スヘシ

第二節 數數ニ分數ヲ添ヘタルモノヲ反覆スルトキハ其ノ混淆ヲ防ク爲メニ分數ノ前ニ二重線(〃)ヲ送リテ反覆ヲ爲スヘシ例ハ「一〇」ハ「一〇」ト區別スル爲メニ「〃一〇」ト作シ「一〇」ト區別スル爲メニ「〃一〇」ト作スカ如シ

目第三十九條

第一節 如何ナル口實アリト雖モ此ノ反覆ハ決シテ遲延又ハ停止スヘカラス
第二節 辭數ヲ照査シタル後及時宜ニ依リ局用反覆ヲ爲シタル後ハ受信局ハ送信局ニ一電報若ハ一列信ヲ組成スル數電報ノ受信證ヲ送ルヘシ
右ノ受信證ヲ送ルニハ一電報ニ付テハ先ツ「R」字ヲ送り次キニ受信ノ番號ヲ送ルヘシ(例ハ「R 456」ノ如シ)
一列信ニ付テハ先ツ「L」字ヲ送り次キニ受信ノ番號一列信ノ初番號及最終番號ヲ續送スヘシ(例ハ「L 1 5 157 580」ノ如シ)

目第四十條

第一節 既ニ傳送シタル一列信中ニ若シ校正ヲ要スヘキモノアラハ著信局ニ宛タル通常事務報ヲ以テ之ヲ校正スヘシ
第二節 既ニ傳送シタル一列信ニ關シテ不詳ノ事項ヲ發問スルトキモ亦通常事務報ヲ以テ之ヲ校正スヘシ
第三節 障礙若ハ其ノ他ノ事故ニ依リ反覆又ハ受信證ヲ送問スルトキモ亦通常事務報ヲ以テ之ヲ校正スヘシ
停止スヘカラス但場合ニ依リ校正ヲ要スルトキハ後ニ之ヲ爲スヘシ

(成) 線路指定

目第四十一條

第一節 電報ヲ傳送スヘキ線路ハ其ノ關係ノ主管機關ニ於テ協議決定シタル方式ヲ以テ簡單ニ之ヲ表示スヘシ
第二節 發信人ニ於テ電報ヲ傳送スヘキ線路ヲ指定セント欲セハ之ヲ報信紙上ニ記載スヘシ
第三節 發信人ヨリ電報ヲ傳送スヘキ線路ヲ指定シタルトキハ各電信局ニ於テハ必ス其ノ指定ニ從ハサルヘカラス但指定シタル線路ノ不通ナルトキ若ハ其ノ線路ニ電報ノ非常ニ稀薄スルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ他ノ線路ヲ使用スルモ發信人ニ於テ一切ノ苦情ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四節 發信人ヨリ電報ヲ傳送スヘキ線路ヲ指定セザルトキハ線路ノ分岐點ニ當ル電信局ニ於テハ之ヲ傳送スヘキ線路ヲ判定スヘシ
第五節 發信人ニシテ其ノ指定シタル局マテハ電報ヲ線上ニテ傳送シ其ノ局ヨリ先ハ郵便ニテ送達セラレシコトヲ請求スルトキハ其ノ望ニ應ジテ之ヲ取扱フ爲スヘシ

(己) 通信障礙及重複傳送

目第四十二條

第一節 常用線路ニテ電報ヲ傳送中障礙起リタルトキハ其ノ局ヨリ直ニ迂回ノ線路ニ由リ其ノ電報ヲ傳送スヘシ(目第七十六條第五節第六節及第七節)若シ迂回線路アラサルトキハ別便若ハ郵便(可及的書留郵便)ニ依リ之ヲ送達スヘシ右ノ再送費ハ電報ニテ傳送スル費用ヲ除クノ外其ノ電報ヲ再送スル所ノ局ニテ之ヲ支辨シ封皮ニ「電報」ト表記スヘシ
第二節 然レトモ歐羅巴以外各國ニ發着スル電報ハ更ニ高價ノ料金を要スル線路ヲ以テ之ヲ再送セズ但障礙ノ告知後二十四時間ノ期間内ニ之ヲ再送スヘキ局ニ送シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
「迂回」ナル指定(目第七十六條第五節)ヲ有スル第一電報カ到着シタルトキハ之ヲ以テ公然タル障礙ノ告知ヲ受ケタルモノト看做スヘシ

第三節 電報外ノ方法ニ依リ再送スル所ノ電信局ハ時宜ニ依リ其ノ電報ヲ最近ノ電信局ニ送り其ノ局ヲシテ轉送セシムルカ或ハ著信局若ハ直チニ受信人ニ送達スヘシ但著信局内ニテ再送スルトキニ限ル
線路全通スルトキハ更ニ線上ニテ之ヲ傳送スヘシ但既ニ其ノ届先ヨリ受信證ヲ得ルカ又ハ電報非常ニ稀薄シテ之ヲ再送スルハ事務ノ妨碍トナルコト明カナルトキハ此ノ限ニ在ラス

目第四十三條

第一節 如何ナル事故ニテモ郵便ヲ以テ他局ヘ電報ヲ發送スルトキハ必ス番號ヲ附シタル送達證ヲ添付スヘシ而シテ之ヲ送ル局ヨリ線上ニテ通報シ得ルトキハ其ノ發送セシ通數又ハ其ノ發送ノ時刻ヲモ通常事務報ニテ通知スヘシ
第二節 該郵便到着シタルトキ其ノ局ニ於テハ受領シタル通數ト通知アリタル通數トニ相違ナキヤ否ヲ調査シ相違ナキトキハ送達證ニ受領ノ旨ヲ記直ニ之ヲ其ノ發送セシ局ヘ返却シ且線路全通スルニ至ラハ通常事務報ヲ以テ更ニ右ノ受信證ヲ傳送スヘシ其ノ例左ノ如シ
Regu 53 telegrammes conformement au bondeven no. : : du 30 mars

第三節 電報送附ノ通知ナク電報ヲ發送シ來リタルトキモ亦前節ノ規定ニ據ルヘシ
第四節 電報ヲ發送シタル旨通知アリト雖モ若シ到着セザルトキハ直ニ未達ノ證ヲ發送局ニ通知スヘシ發送局ハ時宜ニヨリ線

時空通シハ其ノ電報ヲ傳送セザルニシテ其ノ他ノ方法ヲ以テ近ニ之ヲ傳送スルニシテ

Berlins-Görlitz, Telegraphen nos. retransmis par ampliation

第六節 電信ノ電報ヲ右ノ如ク更ニ傳送スルトキハ「重復」(ampliation)ナル局用記事ヲ願フ終リニ傳送シテ其ノ旨ヲ通

知スルニシテ

第七節 目録四十二條第三節ノ場合ニ於テ受信人ハ直接ニ電報ヲ送還スルトキハ線路不運ノ事由ヲモ併セ報スルニシテ

第八節 電報ノ受信人ハ其ノ本人ニ相違ナキ電報ヲ示シ時機ニ後レサレハ其ノ領信シタル電報ノ傳送ヲ止ムルコトヲ得ヘシ

第九節 未タ電報ヲ傳送セザル前ニ受信人ニ於テ其ノ電報ヲ取消ストキハ發信局ハ其ノ手数料トシテ二十五サンチム以内

ノ返金ヲ其ノ料金ヨリ返付スルニシテ

第十節 既ニ電報ノ傳送ヲ終リシ後キハ發信人ハ目録十七條ノ規定ニ從テ發金事務報ヲ以テアスルニテアラサレハ之ヲ取

消シ得スルコトヲ得ス此ノ事務報ハ成ルハ發信局ニ送還シタル各中繼局ニ送還シ其ノ原信ニ追及スルニ至ラズハ既ニ

取消シタル電報ニ取消シタルトキハ原信取消ノ事項ヲ受信人ニ通報スルニシテ但シ(一)事務報中ニ之ニ反對スル事項ヲ掲クルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

第十一節 電報ヲ取消シタル受信人ニ取消ノ通知ヲ爲シタル局ハ其ノ旨ヲ發信局ニ報告スルニシテ發信人ニ於テ取消報ニ對シテ返信電報料

ヲ前納シタルトキハ此ノ報告ハ電報ニ依リテ之ヲ爲スルニシテ然ラザレバ指稱領價ヲ以テ報告スルモノトス

第十二節 發信局ニ取消シタル電報ノ取消報ヲ取消シタルトキハ原信取消報及傳金ニ依リ返付トモ其ノ未タ經過セザル線路ニ係ル

料金ハ發信局ヨリ之ヲ發信人ニ返付スルニシテ但シ領價ヲ以テ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ領價料ヲ控除スルニシテ

第十三節 電報停止

第十四節 目録四十五條

第十五節 目録四十七條

第十六節 目録四十九條

第十七節 目録五十一條

第十八節 目録五十三條

第十九節 目録五十五條

第二十節 目録五十七條

第二十一節 目録五十九條

第二十二節 目録六十一條

第二十三節 目録六十三條

第二十四節 目録六十五條

第二十五節 目録六十七條

第二十六節 目録六十九條

第二十七節 目録七十一條

第二十八節 目録七十三條

第二十九節 目録七十五條

第三十節 目録七十七條

第三十一節 目録七十九條

第三十二節 目録八十一條

第三十三節 目録八十三條

第三十四節 目録八十五條

第三十五節 目録八十七條

第三十六節 目録八十九條

第三十七節 目録九十一條

第三十八節 目録九十三條

第三十九節 目録九十五條

第四十節 目録九十七條

第四十一節 目録九十九條

第四十二節 目録一百零一條

第四十三節 目録一百零三條

第四十四節 目録一百零五條

第四十五節 目録一百零七條

第四十六節 目録一百零九條

第四十七節 目録一百一十一條

第十一編

電報規則

目録四十六條

第一節 電報ハ其ノ名處ニ配送ノ如ク受信人ノ住所ニ配送シ又ハ留置トシテ郵便局又ハ電報局ニ送達スルニシテ電話通信法ヲ用フ

ルニ於テハ其ノ電報主管官ノ定ムルトコロニ從ヒ電話機ヲ以テ之ヲ受信人ノ住所ニ送ルコトヲ得

第二節 電報ハ如何ナル場合ヲ問ハズ受信ノ順序及其ノ等級ニ從テ其ノ名處ニ配送スルニシテ

第三節 電報局ノ配送区内ニ在ル住處ニ宛タル電報ハ直ニ其ノ名處ニ配送スルニシテ但シ(一)變更又ハ(二)ナル指定アル電報ハ夜間

之ヲ配送スルコトヲ得

第四節 郵便局ニ留置シタル電報若ハ郵便ニテ送達スル電報ハ目録五十九條ニ定ムル規定ニ從ヒ著信局ヨリ直ニ郵便局ニ送

達スルニシテ

第五節 境内ニ配送スル電報ノ乗客ノ宛タル電報ハ成ルハ之ヲ其ノ上階セザル前ニ之ヲ配送スルニシテ

第六節 目録四十七條

第七節 目録四十九條

第八節 目録五十一條

第九節 目録五十三條

第十節 目録五十五條

第十一節 目録五十七條

第十二節 目録五十九條

第十三節 目録六十一條

第十四節 目録六十三條

第十五節 目録六十五條

第十六節 目録六十七條

第十七節 目録六十九條

第十八節 目録七十一條

第十九節 目録七十三條

第二十節 目録七十五條

第二十一節 目録七十七條

第二十二節 目録七十九條

第二十三節 目録八十一條

第二十四節 目録八十三條

第二十五節 目録八十五條

第二十六節 目録八十七條

第何號……(日附)何某宛(訂正)名處)

時宜ニ依リ此ノ事務報ニ左ノ如キ誤謬ノ訂正文字ヲ記入スヘシ
Faites suivre à destination, annulez telegramme etc.

著信地ニ追尾傳送スヘシ電報取消メヘシ等

第五節 名處ニ誤謬アラサルトキハ發信局ハ成ルヘク其ノ不達ノ事由ヲ發信人ニ通知スヘシ若シ發信人ニ於テ名處ヲ訂正補正
シ或ハ其ノ正確ナルコトヲ示サント欲セハ目第十七條ニ定ムル規定ニ從フヘシ

第六節 著信局ニ於テ不達ヲ通知ヲ送リタル後發信人ヨリ電報交付方ノ請求ヲ受ケルカ若ハ本條第四節及第五節ニ定メタル校
正報ヲ受ケルコトヲシテ其ノ電報ヲ配達シ得タルトキハ左ノ文例ニ依リ更ニ通常事務報ヲ發信局ヘ送ルヘシ
(電報ノ番號)II(日附)Minaie(受信人名)reclame(交付ヲ請求セリ)又ハ remis(配達セリ)

電報受信通知ヲ以テ電報ノ配達ヲ通知セタル場合ニ於テハ前項ノ第二通常事務報ヲ發送スヘカラス

若シ既ニ不達ノ旨ヲ發信人ニ通知セタルトキハ更ニ配達ノ旨ヲ發信人ニ通知スヘシ

第七節 受信家ノ門戸閉鎖シアルカ或ハ受信人ニ代リテ受領スヘキ人アラサルハ配達人ハ其ノ住所ニ其ノ事由ヲ寄テ殘シテ電
報ヲ持テ歸リ置キ受信人若ハ其ノ委任ヲ受ケタル代人ノ來局請求スルトキ之ヲ交付スヘシ但交付上特別ノ取扱ヲ要セサルモ
ノニシテ受信人ノ居所ニ相違ナキコトヲ認メタルトキハ受信家ノ借書受函ヘ電報ヲ投入スヘシ

第八節 電報局留置ノ指定アル電報ハ電報局ノ受付窓口ニ於テ之ヲ受領人又ハ其ノ正當代理人ニ交付スヘシ

第九節 郵便局留置又ハ郵便配達ノ指定アル電報ハ其ノ交付方及保存期間ニ關シテハ總テ郵便物ト同一ノ規則ニ從フモノトス

第十節 電報ハ本條第九節及目第六十一條第三節及第四節ニ定メタル場合ノ外六週間以内ニ受領人ニ配達スルコトヲ得サルト
キハ之ヲ棄却スヘシ

第十二編

特種電報

綱第九條

同盟各國ハ音信ノ傳達及配達ヲ一層保全且便捷ニスル爲メ同盟國電信各本局ニ於テ協議議決シタル體ノ方法ヲ以テ各出狀人
ニ利益ヲ與フルコトヲ務ムヘシ

此ノ各國中孰レニテ音信ノ傳達及配達ニ付キ別種ノ方法ヲ用ユルコトヲ定メ之ヲ報知スルトキハ其成法ヲ以テ亦各出狀人ニ
利益ヲ與フルヲ務ムヘシ

(5) 至急私報

目第四十八條

第一節 私報ノ發信人ハ其ノ名處ノ前ニ「至急」ナル標又ハ「(C)」ナル指定ヲ記シ同線路ニ於ケル同標ノ通常電報料ノ三倍ヲ納
ムヘシ他ノ私報ニ先テ之ヲ傳達及配達セシムルコトヲ得ヘシ

第二節 至急私報ハ他ノ私報ヨリ先ニ傳達スルコトヲ得ト雖モ其ノ至急私報中ノ先後ハ目第三十三條第三節ノ規定ニ據ルヘシ
第三節 前兩節ノ規定ハ其ノ管内ノ線路ヲ經過スル電報ノ全部或ハ一部ニ之ヲ施行シ難キ旨ヲ通告スル主管局ニ於テハ之ヲ採
用セサルコトヲ得

(5) 返信料前納

目第四十九條

第一節 發信人ハ其ノ受領人ヨリ得ント欲スル返信ノ料金ヲ前納スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ領信紙中名處ノ前ニ「返
信料前納」又ハ「(R)」ノ指定ヲ記シ且料金ヲ前納シタル返信ノ附記スヘシ例ハ「ハ」返信料前納若干附又ハ「(R)」ノ如シ

返信料ハ其ノ返信ノ原信ト同一ノ線路ヲ經過スルモノト看做シテ之ヲ計算ス

第二節 至急返信料ヲ前納セント欲スル發信人ハ名處ノ前ニ「至急返信料前納若干附」又ハ「(R.P.D)」ノ指定ヲ記入シ相當料金ヲ
納ムヘシ

目第五十條

第一節 著信地ニ於ケル著信局ハ無料ニテ前納料金額以内ノ電報ヲ送り得ヘシ電報ヲ受領人ニ交付スヘシ該電報ハ何レノ地方
ニ宛テ又電報ヲ發行シタル局ノ主管局管轄内ハ何レノ局ヨリモ之ヲ發送スルコトヲ得

第二節 電報ヲ以テ發送シタル電報ノ料金若シ此ノ電報面ノ金額ニ超過スルトキハ其ノ料金ノ超過額ハ返信ノ發信人ニ於テ現
金ヲ以テ拂フヘシ之ニ反スル場合ニ於テハ電報面ノ金額ト料金實額トノ差額ハ原電報發信人ノ請求アルトキハ之ヲ該發信人
ニ還付スヘシ但電報面ノ金額ト料金實額トノ差額カ少クモ「一」フランニ齊シキ場合ニ限ル

右ノ還付ハ原電報ノ著信地主管局ノ責任ニシテ且該局ノ許容アルニアラサルハ之ヲ爲ササルモノトス

第三節 電報ハ其ノ發行ノ翌日ヨリ四十二日間ノ期間内ニアラサルハ電報料金支拂ノ爲メ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四節 受領人原因ノ如何ヲ問ハズ電報ヲ使用セザリトキ又ハ之ヲ拒絕シタルトキハ目第七十一條第一節ニ定メタル條件ニ
從テ該電報面ノ金額ヲ還付スヘシ

第五節 著信地ノ主管局ニテ電報ヲ保管スル場合ニ於テ該電報ノ有效期間満了スルトキハ該主管局ハ請求ヲ待タズ直ニ其ノ金
額還付ノ手續ヲ爲スヘシ

然レトモ發信人ヨリ此ノ期間ノ満了前ニ電報面金額ノ還付ヲ請求スルトキハ之ヲ發信人ニ還付スヘシ此ノ場合ニ於テハ著信
局ハ電報ヲ取消シ且電報ニ其ノ旨ヲ附記シテ規定ノ期間ノ之ヲ保存スヘシ(目第四十七條第十節)

(6) 照校電報

目録五十一條

第二節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ照校ヲ請求スルコトヲ得ヘシ然レトモハ名處ノ前ニ照校又ハ(5)ノ指定ヲ記入スヘシ
 第三節 何種ノ機嫌ヲ用フルハ官報ハ無料ニテ照校スヘシ(目録五十五條第七節)
 第四節 照校ハ其ノ機嫌ヲ用フルハ官報ハ無料ニテ照校スヘシ(目録五十五條第七節)
 第五節 照校ハ其ノ機嫌ヲ用フルハ官報ハ無料ニテ照校スヘシ(目録五十五條第七節)
 第六節 照校ハ其ノ機嫌ヲ用フルハ官報ハ無料ニテ照校スヘシ(目録五十五條第七節)

目録五十二條

第一節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第二節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第三節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第四節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第五節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報

目録五十三條

第一節 受領通知ハ通常電報ノ受領通知ナラハ(GR)官報ノ受領通知ナラハ(GRS)至急受領通知ナラハ(GRD)ノ符號ヲ以テ表
 第二節 受領通知ハ通常電報ノ受領通知ナラハ(GR)官報ノ受領通知ナラハ(GRS)至急受領通知ナラハ(GRD)ノ符號ヲ以テ表
 第三節 受領通知ハ通常電報ノ受領通知ナラハ(GR)官報ノ受領通知ナラハ(GRS)至急受領通知ナラハ(GRD)ノ符號ヲ以テ表
 第四節 受領通知ハ通常電報ノ受領通知ナラハ(GR)官報ノ受領通知ナラハ(GRS)至急受領通知ナラハ(GRD)ノ符號ヲ以テ表
 第五節 受領通知ハ通常電報ノ受領通知ナラハ(GR)官報ノ受領通知ナラハ(GRS)至急受領通知ナラハ(GRD)ノ符號ヲ以テ表

第四節 郵便受領通知ニハ電報受領通知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ郵便料前納ノ旨留テテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ
 第五節 郵便受領通知ニハ電報受領通知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ郵便料前納ノ旨留テテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ
 第六節 郵便受領通知ニハ電報受領通知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ郵便料前納ノ旨留テテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ
 第七節 郵便受領通知ニハ電報受領通知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ郵便料前納ノ旨留テテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ
 第八節 郵便受領通知ニハ電報受領通知ト同様ノ事項ヲ記載シ封皮ニ入レ郵便料前納ノ旨留テテ之ヲ該電報ノ發信局長ヨリ

目録五十四條

第一節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第二節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第三節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第四節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第五節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報

目録五十五條

第一節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第二節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第三節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第四節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第五節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第六節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第七節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報
 第八節 電報ノ發行人ハ其ノ電報ノ配達後直ニ受領人ノ受領セシ日時ヲ告知セラレシコトヲ得ヘシ若シ其ノ電報

— FS— Haggis chez Dekeyers, Londres. Hotel Tabet Tabet— North— British Hotel, Edimbourg.

— FS— de Londres, Tabet— Haggis North— British Hotel, Edimbourg.

第七節 追尾電報ノ受信人ハ第一寄信局マナノ料金を限シ其ノ列記シタル名處ハ總テ有料附載ニ算入スヘシ然レトモ第一寄信局以外ニ係ル補足料金は受信人ヨリ徴收スヘキモノトス右ノ補足料金は各再送毎ニ實際傳送シタル語數ニ應シテ之ヲ計算スヘシ

第八節 名處中ニ配シタル第一寄信局以外ニ於テ追尾再送ノ爲メ受信人ヨリ徴收スヘキ料金は各再送毎ニ之ヲ追加シ其ノ全金額ヲ前表中ニ記載シテ之ヲ通知スヘシ

第九節 此ノ通知ハ左ノ文例ニ據リ記載スヘシ
Perevoit.....

.....徴收スヘシ

若シ寄信局所屬ノ國境内ニテ更ニ順次追尾スルトキ其ノ受信人ヨリ徴收スヘキ料金は送局傳送毎ニ其ノ國內ノ料金表ニ從テ之ヲ計算シ若シ其ノ國境ヲ越エテ之ヲ追尾スル時ノ追收料金は逐國傳送毎ニ萬國電報ト看做シテ之ヲ課スヘシ但此ノ逐國傳送ノ料金は送信スル國ト受信スル國トノ間ニ交換スル通信ニ適用スヘキ料金表ニ從テ之ヲ計算スヘシ

第十節 本條ノ規定ハ之ヲ履行シ難キ旨ヲ通告スル歐洲外主管局ニ於テハ之ヲ施行スルヲ要セス

() 受信人ノ依頼ニ由リ再送スル電報

目第五十五條

第二節 何人ニテモ必要ノ證明ヲ爲シ豫テ電信局ヘ新名處ヲ指定シ置キ同人名處タル電報到着次第其ノ新名處ヘ再送ヲ請求スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ從リ取扱フ爲メヘシ但名處ノ前記(S)ノ指定ヲ記セスシテ指定中ニ左ノ有料指定ヲ記入スヘシ

Reexpédie de.....(再送局名)何局ヨリ再送)

第三節 再送ノ請求ハ書面ノ票金事務報告ハ郵便目第十七條第八節ヲ以テ爲スヘシ該請求書ハ受信人自ラ之ヲ作り若ハ目第四十七條第一節ニ於テ受信人ニ代リ電報ヲ受取ルコトヲ得ヘシ但此ノ票金事務報告書ハ受信人名ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得該請求書ヲ指ル者ハ郵送局ニ於テ徴收スルヲ得サル場合ニ於テハ料金を納ムヘキコトヲ約スヘシ

第三節 各主管局ハ特ニ何等ノ指定ナキ電報ト雖モ受信人ニ於テ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ指定ニ從ヒ之ヲ再送スルノ權能ヲ有ス

(FS)又ハ「追尾」ノ指定ナキ電報ノ受信人ニ於テ電報再送ノ依頼ヲ爲サスシテ新名處ヲ示シタルトキハ各主管局ハ其ノ電報ノ送達紙ヲ郵價ヲ以テ追尾スルヲ要ス但留置ノ請求ヲ受ケタルトキ又ハ受信人ノ請求ヲ待タズ電報再送ヲ取扱フトキハ此ノ限

ニ在ラス

第四節 再送シタル電報ヲ配達シ能ハサルトキハ最終ノ寄信局ハ目第四十七條第三節ニ規定シタル不達ノ事務報ヲ發送スヘシ該事務報ハ左ノ文例ニ依ルヘシ

435 (番號) 29 (日附) Julien (受信人名) réexpédié à..... (新名處)..... (再送セムガ) inconnu (不明) refusé (拒絶) (不達ノ理由) Perevoit (徴收スヘシ)..... (徴收スルヲ得ザリシ料金額)

此ノ事務報ハ再送ヲ請求シタル者ヲ指シ其ノ負擔スヘキ料金を納ムシテ先ツ最終ノ再送ヲ爲シタル局ニ送り以下順次局ヨリ局ニ送り最後ニ之ヲ發信局ニ送ルヘシ發信局ニ於テハ不達ノ旨ヲ發信人ニ通知スヘシ但發信人ニ再送料金を請求スヘカラス

第五節 寄信局ニ於テ其ノ屬スル國ノ國境外ニ返信料前納電報ヲ再送スルヲ要スルトキハ證券ヲ取消シ其ノ指定ニ新寄信局ノ交付スヘキ證券前納額ヲ附記スヘシ例ハ「R.P.L.S.」如シ但此ノ記事ハ附載ノ計算ニ變更ヲ及ボササルモノトス

再送主管局ハ其ノ前納返信料金を電報ノ再送ヲ受ケタル國ニ對シ自己ノ借高ニ記スヘシ

歐洲内ノ方法ニ於テハ新寄信地ニ再送シタル電報ノ受信報知ハ最終ノ寄信局ニ於テ左ノ文例ニ依リ之ヲ作ルヘシ
Ch. Ehemat de Zernatt — 524 11 Regal Landros réexpédié (再送) Zernatt remis (配達キリ) 12 S. 10m

歐洲内ノ方法ノ區域外ニ於テ再送シタル電報ノ受信報知ニ關シテハ其ノ前納料金額ヲ以テ電報再送ノ旨ヲ報知スル受信報知ノ料金ニ充ツヘシ

第六節 本條第三節ニ規定シタル場合ニ於テハ電報ヲ追尾セシムル者自ラ再送ノ料金を納ムルコトヲ得但一地方ニノミ其ノ電報ヲ追送セシムル他ノ地方ヘ傳送スルコトヲ指定セサル場合ニ限ルヘシ

第七節 更ニ他ノ地方ニ傳送スルコトヲ指定セス一地方ニノミ電報ヲ追送セシメントスル場合ニ於テハ其ノ電報ノ追送ヲ求ムル者尙ホ其ノ再送ヲ至急ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ請求人自ラ三倍ノ料金を納ムルヲ要ス此ノ請求ヲ受ケタル局ハ追尾電報ノ名處中ニ(D)ナル指定ヲ加フヘシ

第八節 前節ノ場合ニ於テ第六節ニ定ムタル權能ヲ行フ者アルトキハ前條第九節ニ示シタル「徴收スヘシ」ノ局用記事ニ代フルニ料金徴收シノ局用記事ヲ以テスヘシ

第九節 本條ノ規定ハ之ヲ施行シ難キ旨ヲ通告スル歐洲外主管局ニ於テハ之ヲ施行スルヲ要セス

() 同文電報

目第五十六條

第一節 發信人ハ其ノ電報ヲ同一地方ニ住スル人數名若ハ同一ノ電信局配達區内ニ於テハ各地方ニ住スル人數名又ハ同一地方ニ在ル同一ノ數家若ハ同一ノ電信局配達區内ニ於テハ各地方ニ在ル同一ノ數家ヘ宛ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發信人ハ名處ノ前記有料附載ニ算入スヘキ幾何名處「又ハ」(C)ノ指定ヲ記入スヘシ寄信局名ハ一同名處ノ終ニ記スルモノトス

第二節 同文電報ニ指定ヲ記載スルトキハ其ノ名處ハ目第十二條第三節ノ規定ニ從テ記スヘシ

第三節 同文電報ハ每語料金ノ外ニ附料金トシテ贈送ノ通毎ニ百語以内ハ五十「サンチーム」課ス勝過ノ通毎ハ電報總額數ヨリ一語ヲ減シタルモノニ依リ

附料金ノ超過スルモノハ附料金ヲ百語毎ニ五十「サンチーム」トシテ課ス勝過ノ通毎ハ電報總額數ヨリ一語ヲ減シタルモノニ依リ

至急電報ニ關シテハ一語百語毎ノ五十「サンチーム」ノ附料金ヲ「フラン」トス

第四節 本條第一節ニ定メタル第一ノ場合ニ於テ發信人ヨリ送達紙各通ニ受信人ノ連名ヲ記スルコトヲ請求スルニアラサレハ電報一語毎ニ一名ノミヲ記スルモノトス但此ノ請求ハ各通ノ前ニ左ノ如ク記載シ且其料附數ニ算入スヘシ

Commaniquet toutes adresses

總名處ヲ告知スヘシ

(5) 萬國電信事務ヲ取扱ハサル地方ハ宛タル電報

總則

目第五十七條

第一節 萬國電信事務ヲ取扱ハサル地方ハ宛報ハ發信人ノ依頼ニ從テ郵便又ハ別便ヲ以テ其ノ名處ノ地ニ送達スルコトヲ得

ハシ然レトモ別便ノ配達ヲ請求スルコトハ網第九條ニ基キ電報ヲ送ルニ郵便ヨリ一層迅速ナル方法ヲ體備スル旨ヲ他ノ國々

ハ環テ告知シタル國々向ケテ發送スルモノニ限ルヘシ

第二節 電信線路ノナキ地ニ發送スルハ電報ノ名處ノ前ニ郵便又ハ別便ナル送達方法ニ關スル指定ヲ配入スルヲ要ス

別便ニ依リ配達スルハ電報

目第五十八條

第一節 郵便ヨリ迅速ナル方法ヲ設ケル各國ニ於テ此ノ方法ヲ以テ電信局以外ニ送達スル費用ハ受信人ヨリ徵收スルヲ通則ト

ス

「別便」ニ指定ナル電報ヲ別便ニ付シ配達スルコトヲ得サルトキハ著信局ハ目第四十七條第三節ニ定ムル不達ノ事務費ニ左ノ

額ヲ加フヘシ

Proportion.....

.....(別便料金)徵收スヘシ

第二節 發信人前節ニ送達費ヲ前納スルコトヲ望ミ且其著信局ニ於テ其ノ徵收スルハ金額ヲ示シ得ルトキハ電報ノ名處ノ前ニ左

ノ有料指定ヲ配入スヘシ

別便料前納.....「フラン」又ハ「XP...」

著信前納電報ニ不足アルトキハ其ノ不足額ハ受信人ヨリ徵收シ過剩アルトキハ其ノ差額ヲ發付セシ

第三節 發信人送達費額ヲ知ラサルトキハ同一著信局ニ宛テ同一線路ヲ經由スル電報五語分ノ料金を納メ若ハ二十五「サンチ

ム」

目第五十九條

第一節 料金を納メテ受信人ニ其ノ送達ノ要領ヲ傳ヘシタルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保證金トシテ發信局ノ定ムル金額ヲ

後日ノ清算ノ爲メ預納スヘシ然レトモ其ノ電報ニ別便料前納電報又ハ(XPT)若ハ「別便料前納郵便」又ハ(XPP)ノ指

定ヲ配入シ且其ノ前納ノ額ハ其ノ電報ノ額ニ等シキニ限ルヘシ

第四節 「別便料前納電報」又ハ(XPT)ノ指定ナル電報ヲ受ケタル局ハ徵收スルハ發送費ヲ課金事務報ヲ以テ發信局ニ通知スヘ

シ此ノ事務報ハ左ノ例ニ依リ

ST. Paris de Bruxelles 40 (課金事務報ノ附數) 5 (附數) 15 (電報ノ番號) 15 (日ノミヲ以テ示シタル電報ノ日附)

Paris (別便料) Fr. 2.50

若シ電報ニ「別便料前納郵便」又ハ(XPT)ノ指定ナルトキハ前納通郵便便ヲ以テ此ノ通知ヲ爲スヘシ又發信局ニ於テ此ノ通知

ヲ受ケタルトキハ前納額ヲ爲スヘシ

第五節 著信地主管區ニ於テ送達費額ヲ定メ且公告シタルトキハ此ノ送達費ハ必ズ之ヲ發信人ヨリ徵收スヘシ此ノ場合ニ於テハ

名處ノ前ニ「別便料前納」又ハ(XPT)ナル有料指定ヲ配シ其ノ附數ニ料金を課スヘシ但著信局ニ於テハ別紙料金額ヲ通知スル

ヲ要セシ

此ノ規定ハ歐洲内方法ニ於テ前項ニ規定シタル公告ヲ爲シタル主管區間ニアラサレハ之ヲ適用セシ

郵便ニ依リ送達スルハ電報

目第五十九條

第二節 郵便ニ依リ送達スルハ電報ニハ左ノ附加料金を課ス

(一) 著信局ノ國境内ニ於テ配達スルハ電報ニ關シテハ「發信郵便」又ハ(PT)ノ有料指定アルモノニ限リ二十五「サンチ

ーム」ノ料金を徵收スヘシ

(二) 著信局ノ國外ニ發送スルハ電報ニ關シテハ「郵便」ノ有料指定アルモノハ二十五「サンチーム」發信郵便又ハ(PT)ノ

有料指定アルモノハ五十「サンチーム」ノ料金を徵收スヘシ

第三節 著信局ハ左ノ場合ニ於テ郵便ヲ用フルノ權アリ

(一) 送達ノ方法ヲ電報中ニ指定セザルトキ

(二) 送達方法ノ指定アルモ網第九條ニ基キ其ノ著信局ニテ採用報告シタル方法ニ背キシトキ

(三) 著信局ハ左ノ場合ニ於テ郵便ヲ用フルノ權アルモノトス

第三節 著信局ハ左ノ場合ニ於テ郵便ヲ用フルノ權アルモノトス

(一) 發信人(目第五十七條第一節)又ハ受信人(目第五十五條)ヨリ特ニ請求アリタルトキ

然レトモ受信人ニ於テ別便ヲ以テ電報ヲ配達セザレトキハ其ノ請求シタルトキハ其ノ電報ニ「郵便」ノ指定アリト雖モ著

信局ハ別便ヲ用フルコトヲ得

第四節 著信局ニ於テ郵便ヨリ迅速ナル方法ノ設ケナキトキ 著信局ニ於テ郵便ニ依リ配達スルコトヲ要スル電報ニシテ著信局ニ於テ郵便ニ附シタルモノハ左ノ規定ニ從ヒ之カ取

扱ワカスヘシ

(一) 著信局ノ國境内ニ於テ配達スヘキ電報

第一「郵便」留置郵便又ハ(D.P.)ノ指定アル電報若ハ郵便配達ニ關スル何等ノ指定ナキ電報ハ發信人又ハ受信人ヨリ

料金ヲ徴收セス通常郵便トシテ之ヲ郵便ニ附スヘシ

第二「留置郵便」又ハ(D.P.)ノ指定アル電報ハ前掲留置郵便トシテ郵便ニ附スヘシ

(二) 著信局ノ國境外ニ再送スヘキ電報

郵便料ヲ前納シタル場合ニ於テハ時宜ニ應ジテ前掲留置郵便若ハ前掲留置郵便トシテ郵便ニ附スヘシ郵便料ヲ前納シテ

ラサル場合ニ於テハ先拂通常郵便トシテ電報ヲ郵便ニ附スヘシ此ノ場合ニ於テハ郵便料ハ受信人ノ負擔トス

第五節 留置郵便トシテ送達スヘキ電報ヲ直ニ留置ニスルコト能ハサルトキハ郵便出渡ノ時機ヲ失ハサラシメンカ爲メニ先

通書狀トシテ郵便ニ附シ成ルヘク速ニ更ニ其ノ騰送ヲ留置ニテ再送スヘシ

(イ) 留置電報

目第六十條

第一節 留置電報トハ同盟諸國ノ海岸ニ建設シタル留置電報トシテ海上ニアル船艦ト送受スル電報ヲ云フ

第二節 留置電報ハ之ヲ取扱フ留置電報ノ設ケタル國ノ國籍若ハ萬國通商符號ヲ以テ配服スヘシ

第三節 海上船艦ノ電報名處ニハ通常指定ノ外ニ其ノ國名及船名若ハ公定番號ヲモ示スヘシ

第四節 海上ノ船艦ヨリ電報ヲ傳送スルコトキハ特別ナル指令證書ヲ以テ官印ニ代用シ且ツ其ノ艦名ヲモ送ルヘシ

第五節 海上ノ船艦ヨリ發送スル留置電報ハ其ノ留置電報中ニ「留置」ナル局用記号ヲ記入スヘシ海上ノ船艦ニ宛タルモノニハ留置

中ニ之ヲ記入セサルモノトス

第六節 留置電報トシテ海上ノ船艦ト送受スル電報ノ料金ハ一通ニ付「フ」ラント定メ此ノ料金ノ外ニ電氣通信ニ係ル制

規ノ料金ヲ課スヘシ而シテ此ノ金額ハ海上ノ船艦ニ宛タル電報ナレハ發信人ヨリ納メシメ又海上ノ船艦ヨリ發セシ電報ナレ

ハ留置電報中ニ左ノ如ク表示シ受信人ヨリ之ヲ納メシムヘシ(目第二十九條第一節) Parvoit.....

徴收スヘシ

目第六十一條 海上ノ船艦ヨリ發スル電報ハ其ノ船艦ノ請求アルトキハ萬國通商符號ヲ以テ之ヲ其ノ名處ニ傳送スルモノトス

第三節 前節ノ請求ナキトキハ留置電報ノ更良ニテ其ノ電報ヲ普通通商ニ釋シ之ヲ其ノ名處ニ傳送スヘシ

第四節 海上ノ船艦ニ宛ル電報ノ發信人ハ留置電報ニ於テ船艦ニ電報ノ配達ヲ試ムヘキ日數ヲ定ムルコトヲ得

第五節 此ノ場合ニ於テハ發信人ハ名處ノ前ニ「留置」ノ指定ヲ記入シ前項ノ日數ヲ示スヘシ但此ノ日數中ニハ電報額價ノ日ヲ包含ス

第六節 留置電報ノ宛タル船艦ノ發信人ノ指定シタル期間内ニ入港セサルトキ又ハ發信人ニ於テ日數ヲ指定セサルトキハ二十

九日目ノ朝ニ於テ留置電報ヨリ事務員ヲ以テ其ノ旨ヲ發信人ニ通知スヘシ

第七節 發信人ハ留置電報ノ課金事務員又ハ郵便ヲ以テ更ニ三十日間該電報ヲ保留セラレシコトヲ請求スルノ權アリ其ノ日限ニ至レ

ハ後之ヲ請求スルコトヲ得若シ此ノ請求ナキトキハ三十日ノ終ニ至テ其ノ電報ヲ沒收ト爲スヘシ(依託ノ日ハ算入セス)

(四) 總則

目第六十二條

前節ニ掲ケタル件ヲ實施スルニ方リテハ至急電報返信料前納照校電報受信報知、追尾電報、同文電報及電信線路ノナキ地ヘ

送達スヘキ電報ニ付テ公衆ノ爲メニ設ケタル便利ノ方法ヲ併用スルコトアルヘシ然レトモ目第十二條及目第五十四條ニ掲ケタ

ル規則ヲ遵守スヘシ

第十三節

爲替電報

目第六十三條 爲替電報ノ提出方、本文ノ配賦方及拂渡方ハ萬國特別條約ノ規定ニ據ル

目第六十四條

爲替電報ノ傳送ヲ許ス所ノ關係主管處ノ間ニ於テハ他ノ電報ト同一ノ規定ニ從テ之ヲ傳送スヘシ但目第三十八條第一節ノ規定

ハ此ノ限ニテアラズ

第十四節

新聞電報

目第六十五條

第一節 新聞電報トハ其ノ本文ニ新聞紙ニ掲載スヘキ政治商業等ニ關スル報道及新聞事項ヲ記載シタル電報ヲ云フ

第二節 同盟各國間ニ往復スル新聞電報ニ適用スヘキ官料及中繼料ハ五割ヲ輕減スヘシ

第三節 通常電報ニ就テ最低料金ヲ徴收スル主管處(目第二十三條第一節)ハ新聞電報ニ就テモ亦同一ノ最低料金ヲ徴收スヘシ

第四節 新聞電報ニ減額料金ヲ許ササル諸國ハ通常電報ノ中繼料ト同一ノ料金ヲ課シ通常ノ方法ニ依リ新聞電報ヲ發送スルヲ

得ス

第五節 新聞電報ハ其ノ傳送ヲ許シタル時間内ニアラサレハ之ヲ留置ニスルコトヲ得ス

第六節 新聞電報ハ其ノ發信ノ際新聞電報發送券ヲ提出スルニテアラサレハ之ヲ受附ケス新聞電報發送券ハ之ヲ使用スル國ノ主

管理ニ於テ罰則ヲ得ル可キ新聞紙ニ對シテ其ノ發行所若ハ通信社ノ通信員ニ之ヲ交付スルモノトス然レトモ發信地

主管理ニ於テ他ノ檢閱方法ヲ定ムルコトハ必ズモ新聞電報發送券ヲ提出スルヲ要セズ

新聞紙及通信社ニ減額料金ヲ以テ新聞電報發送券ヲ受クルコトヲ許可スルハ著信地主管理ニ於テ之ヲ爲スヘシ該地ハ其ノ必要ト認

ムル證明書例ハ八編目規則ニ規定スル諸般ノ條件ヲ遵守スルコトヲ要スル新聞紙長、定時刊行物發行所長若ハ通信社長ノ

書面ヲ要求スルノ權利ヲ有ス

此ノ權利ヲ行使スル主管理ハ認可シタル通信社定時刊行物發行所及新聞紙名表ヲ他ノ主管理ニ送付スヘシ

第七節 新聞電報ノ受信人名表ハ新聞電報發送券ニ記載シタル新聞紙定時刊行物發行所若ハ通信社ニ限ルモノナルヲ以テ新聞

電報ハ必ズ該新聞紙定時刊行物發行所若ハ通信社ニ宛ルヲ要シ該新聞紙定時刊行物發行所若ハ通信社ノ社員ニ宛テ之ヲ發送

スルコトヲ得ス

規則ニ違反シタルコトヲ認めタルトキハ新聞電報發送券ヲ返戻セシムルコトヲ得

時該發送券處ヲ新聞電報發送券ニ記載シタルトキハ其ノ名處ヲ使用スルコトヲ得

目第六十六條

第一節 新聞電報ハ發信國若ハ著信國ノ普通語ヲ以テ記載スルモノトス同一電報中ニ是等ノ國語ヲ混用スルコトヲ得

新聞電報ニハ私用通信ノ性質ヲ有スル廣告文又ハ通信文若ハ他人ヨリ料金を納メテ記入スル廣告文又ハ通信文ハ一切之ヲ書

式式取引所及市場ノ相場ハ減額料金ヲ以テ新聞電報中ニ記載スルコトヲ得發信局ニ於テ懸念アルトキハ電報中ニ其處セル數

字ノ關係ハ確カニ取引所ノ相場ヲ表ハスヤ否ヲ發信人ニ就キ尋問スルヲ要ス發信人ハ之ヲ證明スルノ義務アルモノトス

第二節 第一節ニ規定シタル條件ヲ具備セサル新聞電報ヲ送付シタルトキハ之ニ減額料金ヲ課スヘシ

新聞電報ヲ受取りタル新聞紙ニ對シテ其ノ新聞紙ニ記載スルコトヲ得タルトキハ亦通常私報ノ料金を課ス其ノ電報ハ左

ノ如シ

(1) 新聞電報ヲ受取りタル新聞紙ノ新聞紙ニ記載セサル電報(十分ナル說明ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス)又ハ新聞電報ヲ

受取りタル新聞紙カ其ノ新聞紙ニ記載スル以前ニ一私人又ハ俱樂部、咖啡店、旅館、株式取引所等ノ如キ建造物ニ通知シタル

電報

(2) 新聞電報ヲ受取りタル新聞紙ニ於テ其ノ新聞紙ニ記載スル以前ニ他社ノ新聞紙ニ記載セシムル爲メニ他社(販賣、頒布又

ハ通知シタル電報

(3) 通信社ニ宛テタル電報ニシテ新聞紙ニ記載セサルモノ(十分ナル說明ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス)又ハ新聞紙ニ記載ス

ル以前ニ第三者ニ通知シタル電報

前記三項ニ規定シタル場合ニ於テハ受信人ヨリ減額料金を徴收シ之ヲ著信局ノ所得トス

第三節 新聞電報ニ罪名セントスルトキハ其ノ罪名ハ新聞電報發送券ニ記入シタル通信員ノ署名タルヲ要ス

目第六十七條

第一節 新聞電報表ノ初メニハ(2)ナル符號ヲ傳達スル料金を計算中ニモ亦此ノ符號ヲ以テ新聞電報ヲ表示ス

又新聞電報ノ名處ノ前ニハ(1)ナル符號ヲ記載シ之ヲ右料計算中ニ算入シテ傳達スルモノトス

特別ノ約定アル場合ヲ除ク外新聞電報ハ午後六時ヨリ翌朝九時マテノ間ニ限リ通常私報ト共ニ依託若ハ受信ノ順序ニ從テ

之ヲ傳達ス右時間内ニ受取限額金ヲ付テ新聞電報ニシテ午前九時マテニ傳達スルコトヲ得ハサルモノハ九時以後ト雖モ上記ノ條

件ニ從テ之ヲ傳達ス

第二節 新聞電報ハ其ノ傳達上私報ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第三節 目第六十五條、目第六十六條及本條ニ規定セキモノニ關シテハ新聞電報ハ細目規則及各主管理間ニ締結シタル特別條約

ノ規定ニ從テス

第四節 新聞電報ニ關シテ諸規定ハ歐洲内方法ニテ適用セラルヘシ

新聞電報ニ關スル規定ハ新聞電報發送券ニ關スル規定(目第六十五條第四節)ノ外之ヲ施行シ難キ旨ヲ通告スル主管理ニ於

テ之ヲ施行スルヲ要セズ

歐洲外ノ海峽區域ニ於テ非常ニ多數ノ歐洲外電報ヲ發送スル 諸主管理ハ新聞電報ニ關スル規定中傳達ニ關スルモノヲ變更ス

ルコトヲ得

第十五節

電話通信

目第六十八條

第一節 萬國條約

第一節 同盟各國ノ主管理ハ費用ノ多少ニ應ジテ特種ノ設備ヲ設ケ又ハ在來ノ設備ヲ用ヒテ萬國電話ノ通信ヲ爲スコトヲ得

第三節 萬國電話通信ノ交換ニ供スル回線ハ其ノ通信ノ狀況ヲ監視シテ通信ニ差支ナキ様之ヲ設備スヘシ萬國電話回線ハ有聲

ナル影響等ニ近寄リ電力を漏ル起因スル有聲ナル影響ヲ防止スル様可及的ニ之ヲ設備スヘシ

第三節 電話通信ノ爲メニ特別ニ設ケタル回線ハ關係各主管理ノ協議ニ係ル反對ノ決定アルニテラサレハ之ヲ電話通信ニ專用スヘ

第四節 關係各主管理ハ協議ノ上回線又ハ電話通信關係及之ニ使用スル年線係ヲ定ムヘシ

第五節 萬國電話通信ノ爲メニ特別ニ設ケタル回線ハ關係各主管理ノ承認アルニテラサレハ之ヲ他ノ電話通信ノ關係ニ兼用スルコト

ヲ得ス假令ハ兼用スル場合ト雖モ之ヲ爲メ決シテ萬國電話ヲ妨害スヘカラス萬國電話ハ如何ナル場合ニ於テモ優先權ヲ有ス

ルモノトス

第六節 内國電話線ヲ萬國電話ノ通信ニ供用スルトキハ萬國通信ハ内國通信ニ先テ之ヲ行フモノトス

第七節 萬國電話線ハ細目規則第三條第二節及第三節ノ規定ニ從ヒ之ヲ試驗スヘシ

第八節 直通ノ各電話中央局即チ萬國電話回線ノ端末局ハ毎日開局ノ時刻又ハ協議ノ上決定スル時刻ニ於テ呼出及通信ノ方法ニ依リ通信ノ狀況ヲ試驗シ其ノ結果ヲ記録スヘシ

第三項 勤務時間、開局時間

第一節 主管廳ハ各其ノ局ノ勤務日時ヲ決定スヘシ

第二節 各電話局ハ閉局時限前ニ請求アリタル通信ヲ終了セシメタル後ニアラサレハ閉局スルコトヲ得ス

第三節 直通ノ各局ハ必要ノ程度互ニ時刻ノ齊一ヲ確メ且局ノ時刻ト標準時刻トノ差一分時ヲ超過セシムヘカラス

第三項 通信ノ請求

第一節 通信ノ請求ハ成ルヘク加入者相互ノ番號ヲ以テ之ヲ指示スヘシ

第四項 官用通信

第一節 官用通信トハ電信ノ官報ヲ發送スルノ機能アル官吏ノ請求ニ係ル通信ヲ云フ官用通信ハ之ニ關シテ主管廳カ特別ノ約定ヲ締結シタル諸國間ニアラサレハ之ヲ交換スルコトヲ得ス

第二節 官用通信ハ他ノ他ノ通信ニ對シテ優先權ヲ有シ且其ノ時間ニ制限アラズ又該通信ヲ始ムルトキハ (Communications Priority) (官用通信) ノ附ヲ以テ之ヲ通知スヘシ

第三節 官用通信ノ請求人ハ當該局所ノ請求アルトキハ其ノ氏名及官名ヲ陳述スヘシ

第五項 事務用通信

萬國電話事務又ハ萬國電信事務(自第十六條第十一節)ニ關スル通信ハ此ノ通信ヲ爲スコトヲ許サレタル諸主管廳ノ更長間ニ於テ萬國電話線ニ依リ無料ニテ之ヲ交換スルコトヲ得

前項ノ機能ヲ行使セントスル吏員ハ五ニ其ノ氏名及官名ヲ通知スヘシ

無料通信ヲ始ムルトキハ先ツ一局所ヨリ他ノ局所ニ (Signal) (事務用) ノ附ヲ以テ之ヲ通知スヘシ

必要ノ場合ニ於テハ電話事務執行ニ關スル通信ノ爲メ電信線ヲ使用スルコトアルヘシ

第六項 料金率適用法、通信時間

第一節 料金ノ徵收上及通信ノ機上三分時ノ時間ヲ以テ一通信ノ單位トス

第二節 加入者相互間ノ通信ニ關シテハ呼出電話所ト被呼電話所トノ間ヲ通聯シ被呼電話所カ答ヲ爲シタル時ヨリ料金ヲ課ス

第三節 公衆電話所ヨリ加入者電話所(爲サントスル通信ニ關シテハ加入者電話所カ答ヲ爲シテ相互ノ間ノ通信開ケ公衆電話所ヲ通信請求人ノ使用ニ供シタル時ヨリ料金ヲ課スヘシ)

第四節 前二節ノ場合ニ於テハ被呼加入者電話所ニ出タル者ノ何人タルヲ問ハス料金ヲ課スルモノトス

第五節 公衆電話所又ハ加入者電話所ヨリ公衆電話所(爲サントスル通信ニ關シテハ相互ノ間ノ通信開ケ被呼公衆電話所ヲ被呼者ノ使用ニ供シタル時ヨリ料金ヲ課スヘシ)

第六節 各電話所ノ呼出ニ要スル時間ハ晝間ハ一分時、夜間ハ三分時ヲ超過トシ之ヲ料金ノ計算中ニ算入セス

第七節 官用通信(第四項第一節)及六分時以上ノ特約通信ニ關スル特別ノ規定ヲ除クノ外何等ノ通信ト雖モ一通信時ノ二倍ヲ超過スルコトヲ得ス但他ニ通信ヲ請求スル者アラサレトキハ此ノ限ニ在ラス

第七項 料金率、料金徵收

第一節 料金ハ一通信ニ付之ヲ定ム

第二節 料金ハ首尾料及時立ニ依リ中繼料ヨリ成ル

第三節 首尾料ノ制定上國土ノ區別スルコトヲ得每區ノ料金ハ均一タルヘシ國境ニ近キ各地方間ニ交換スル通信ニ關シテハ隣接國間ニ於テ特別ノ減價料金ヲ協定スルコトヲ得

第四節 夜間交換ノ通信ニ關シテハ其ノ料金ヲ輕減スルコトヲ得

第五節 料金ハ一通信毎ニ之ヲ徵收シ加入者電話所ヨリ通信ヲ請求シタルトキハ其ノ加入者、公衆電話所ヨリ請求シタルトキハ其ノ請求者ヲ以テ之ヲ納ムシムヘシ

第八項 夜間定時通信ノ特約契約書

第一節 夜間定時通信ハ特約ヲ以テ之ヲ許スコトアルヘシ夜間定時通信ハ加入者若ハ其ノ遺物ノ專用ニ限ル

第二節 特約期間ハ一箇月トシ毎月之ヲ續續スルモノトス但現ニ經過中ニ係ル特約期間終了ノ日ヨリ八日前ニ一方若ハ他方ヨリ解約ヲ申込ムトキハ此ノ限ニ在ラス

第三節 特約通信ノ最長時間ハ二通信時トス之ニ超過スル通信ハ各主管廳協議ノ上認許スルコトアルヘシ

第四節 特約ハ何日ニテモ之ヲ爲スコトヲ得然レトモ一箇月ノ期間ハ毎月一日又ハ十六日ヨリ起算スルモノトス又最初ノ一箇月期ニ關スル特約料ニハ時立ニ依リ特約ヲ爲シタル日ヨリ一箇月期ノ初日ニ至ル期間相當ノ料金ヲ加算スルモノトス

第五節 特約料ハ一箇月ヲ平均三十日トシテ之ヲ計算シ其ノ金額ヲ前納セシム

第六節 他ノ兩人間ニテ通信ヲ爲シ居ル場合ヲ除クノ外契約書中ニ指定スル兩電話所ハ約定ノ正時刻ニ於テ必ず之ヲ通聯シ通信定時限ノ終リニ至レハ其ノ通聯ヲ絶ツモノトス但特約者ヨリ既ニ通信終了ノ符號ヲ送りタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七節 通信中空氣ノ經過シタル時間ハ之ヲ次回ノ通信ニ繰越スコトヲ得然レトモ電話不通ノ爲メニ空氣シク時間ヲ經過シタルトキハ成ルヘク同夜中更ニ之ト同一ノ補償時間ヲ特約者ニ與フヘシ

若シ同夜ノ終リニ至ルモ補償時間ヲ與フルコトヲ得ザルトキハ特約者ノ請求ニ依リ空氣シク經過シタル時間ニ關スル特約料月額ノ三分ノ一ヲ特約者ニ還付ス

第八節 特約ハ契約書又ハ約定書ヲ以テ之ヲ爲ス契約書又ハ約定書ハ料金ヲ徵收スヘキ主管廳ニ於テ之ヲ調製シテ其ノ附本ヲ

第九項 緊急私用通話

緊急私用通話ハ他ノ私用通話ニ對シテ優待權ヲ有スルモノトシ他ノ私用通話ノ料金ノ三倍ヲ納メシメテ之ヲ許容スルコトヲ得

但一通信ニ付通常私用通話料金ノ三倍ヨリ少キ料金ヲ制定スルコトヲ得

内國電報事務上ニ緊急私用通話ヲ許ササルニ於テ之ヲ拒絶スルノ權利ヲ有ス

第十項 加入者及公衆電話所名稱

第一節 各主管機關ハ電報局ヲ以テ通稱スルコトヲ得

第二節 各主管機關ハ公衆電話所ハ該局所ト通稱スルコトヲ得

第三節 各主管機關ハ自國ト電話通話ヲ爲ス國ノ主管機關ニ該國ト通稱スル權利ヲ得

第四節 各主管機關ハ加入者名稱ヲ公衆ニ販賣スル爲メニ必要ナル方法ヲ定ム

第五節 電話通話ハ左ノ電話所間ニ之ヲ爲スコトヲ得

一 兩加入者電話所間

二 加入者電話所及公衆電話所間

三 加入者電話所及左ノ順序ニ從テ交換スルモノトス

一 官用通話(第四項第一節)

二 緊急事務用通話

三 緊急私用通話

四 通話事務用通話

五 通話事務用通話

第六節 同種ノ通話ハ請求ノ順次ニ從リ且互當ニ之ヲ爲サント時宜ニ依リ特約通話ヲシテ成ルヘク契約書ニ定ムル時刻ニ於テ

爲サントハ此ノ請求ノ間ニ介シテ之ヲ爲サント

第七節 電話通話ハ常用線路ニ依リ之ヲ爲サント常用線路ニ通話權限スルカ又ハ其ノ不適用ノ場合ニ於テハ成ルヘク料金同額ノ

他線路ニ依リ之ヲ爲サント

第八節 中央局呼出ニ應ジサルトキハ呼出電話所ハ一分時ヲ終ニ於テ他ノ回線ニ依リ又ハ他ノ回線アラサルトキハ電信ニ依リ

其ノ旨ヲ中央局ニ通知ス

第九節 通話ノ請求ハ關係電話局ニ於テ之ヲ爲ス

第十節 通話ノ請求ハ關係電話局ニ於テ之ヲ爲ス

第十一項 文書保存

萬國電信通話ニ關スル各種ノ書類ハ其ノ日附ノ翌月一日ヨリ少クとも六箇月間保存スルモノトス

第十二項 料金還付

第一節 通話ノ請求スルモノ電報事務上ノ事故ニ因リ對手ノ電話所ト通話セラレサルトキハ其ノ料金ヲ免除スル此ノ場合ニ於テ既

ニ料金ヲ納付シタルトキハ之ヲ還付ス

第二節 既ニ通話シタル電話所ニ關シテハ電報事務上ノ事故ニ因リ通話ヲ爲シ能ハサルトキニアラサルハ料金ヲ免除セズ但此

ノ場合ニ於テハ既ニ通話不能ノ旨ヲ關係中央局及ハ公衆電話所ニ報シテ其ノ取調力ヲ請求スルコトヲ得

第三節 料金ノ免除ニ關スル事項ハ關係主管機關ニ於テ之ヲ協定スルモノトス各主管機關ハ其ノ料金ノ所得分ヲ拋棄スヘシ

第十四項 計算

第一節 電話通話ヨリ生スル收入ハ各電信主管機關ニ於テ之ヲ特別計算ト爲シ電信收入ノ計算ト區別スヘシ但電話收入ノ計算ハ

電信計算ニ關スル規定ニ從テ整理及清算スヘシ

第二節 通話ノ時間ニ關シテ各主管機關アルトキハ該主管機關ニ從フヘシ

總則

細目規則ノ規定ニシテ本編ノ規定ニ抵觸セズ且本編ト同一ノ事項ニ關スルモノハ電話通話ニモ亦之ヲ適用ス

第十六編

文書保存

目第六十九條

電報ノ取調及之ニ關係スル書類ハ各電信主管機關ニ於テ電報取調ノ翌月ヨリ少クとも八箇月間之ヲ保存シ秘密ノ漏洩セサル様十

分注意スヘシ

目第七十條

第一節 電報ノ取調或ハ該電報局ハ發信人又ハ受信人ニ於テ其ノ本人タルコトヲ證明スルカ又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ニアラ

サルハ之ヲ取調セシムルコトヲ得

第二節 發行人受借人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ハ原借又ハ送達紙ノ文書ニ相違ナキ電信局ノ證明アル證據ヲ請求スルノ權アリ但送達紙ノ證據ハ著信局ニ於テ其ノ送達紙ノ保存アルトキニ限リ之ヲ與フヘシ此ノ請求ノ權利ハ電報ニ關スル文書保存ノ期間ヲ過クテハ消滅スルモノトス

第三節 水係ニ依リ交付スル證據ハ百語ヲ超過セザルトキハ一通ニ付五十「サンチム」手續料ヲ課シ百語ヲ超過シタルトキハ償百辭迄毎二十五「サンチム」ヲ増課ス

第四節 發行人受借人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ヨリ請求スル電報ハ之ヲ搜索スルニ必要ナル事項ヲ詳細ニ申告セザレハ各電信主管廳ニ於テ右電報ノ原書及證據ヲ閱覽セシム又ハ其ノ證據ヲ交付スルノ義務ナキモノトス

第十七節 料金還付

目第七十一條

- 第一節 左ノ料金ハ還付ノ請求又ハ事務取扱方ニ關スル申告ニ依リ之ヲ其ノ納付者ニ還付ス
- (一) 電信事務上ノ事故ニ因リ名處ニ送セザリシ電報ノ全料金
 - (二) 線路不通ニ因リ傳送中留止シタル一切ノ電報ニシテ發行人ヨリ此ノ事故ノ爲メ取消ヲ請求シタルモノノ全料金
 - (三) 電信事務上ノ過失ニ因リ郵便ヨリ遅レテ到着スルカ又ハ左ノ期間ヲ過キテ到着シタル電報ノ全料金
 - 一 歐洲内ニ於テ境界相接スル兩國間又ハ直通線ヲ以テ通聯スル兩國間ニ往復スル電報ニ關シテハ十二時間
 - 二 其ノ他ノ歐洲内諸國(亞耳日里突尼斯甲加爾各答亞及亞細亞土耳其包含ス)中ノ兩國間又ハ歐洲外ニ於テ境界相接シ若ハ直通線ヲ以テ通聯スル兩國間ニ往復スル電報ニ關シテハ二十四時間
 - 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ二十四時間ノ三倍
 - (四) 閉局中ノ時間ヲ選延ノ原因タルトキハ其ノ時間及別使送達ノ時間ハ前項ノ期間内ニ算入セス
 - (五) 官報及至急電報ニ關シテハ第二號及第三號ニ掲ケタル期間ヲ半減スルモノトス
 - (六) 傳送上ノ過失ニ因リ效用ヲ達セザリシコト判然タル照校暗號電報又ハ總テノ普通通聯電報ニシテ其ノ誤謬ヲ課金事務報ヲ以テ校正セザリシモノ、全料金
 - (七) 特別ノ取扱ヲ爲サザリシトキ其ノ取扱ニ對スル附加料金
 - (八) 電信事務上ニ關聯アルノ故ヲ以テ發シタル電信課金事務報又ハ郵便課金事務報ノ全料金
 - (九) 還付料前納電報ノ受借人還付證書ヲ使用スルヲ得サルカ又ハ之ヲ拒絕シテ其ノ發行ノ日ヨリ三箇月間内ニ之ヲ其ノ交付シタル電信局ヘ返還スルカ若ハ該局ニ保存シタルトキハ其ノ返信ニ對シ納メタル全料金
 - (十) 電信線路不通ノ爲メ郵便又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電報ヲ著信地ヘ送達シタルトキ其ノ經過セザリシ電信線路ニ於ケル料金

目第七十二條

- 金但他ノ送達方法ヲ以テ電信線路ニ代ヘタルカ爲メニ支出シタル費用ハ還付スヘキ料金ヨリ控除スヘシ
- (一) 電報ヲ傳送スルノ際脱落シタル辭ニシテ課金事務報ヲ以テ其ノ誤謬ヲ訂正セザリシモノノ料金但該料金額ガ「コ」ヲ「シ」以上ノ場合ニ限ル
 - (二) 電報ノ反覆ニシテ最初ノ傳送ニ符合セザルトキハ該誤謬ノ種アル字句ノ反覆ヲ請求スル課金事務報及之ニ關スル返信ニ對シ納メタル料金但原借中ニ正シテ傳送シタル辭ヲ誤送シタル辭トアルトキハ反覆ヲ請求シタル事務報及其ノ返信中最初正シテ傳送シタル辭ノ「シ」ニ關スル料金ハ之ヲ還付セス
 - (三) 然レトモ關係主管廳ニ於テ誤送シタル辭ノ爲メ正シテ傳送シタル辭ノ意味ヲ了解シ能ハサルニ至ラシメタルコトヲ證明ルトキハ其ノ正シテ傳送シタル辭ノ料金ヲ還付スルヲ要ス
 - (四) 還信證書面ノ金額ト此ノ證書ヲ以テ料金ニ充テタル電報ノ料金額トノ差額「コ」フラン以上ナルトキハ其ノ差額(目第五十條第二節)
 - (五) 電報比得後締結英國電信條約第七條及第八條ノ規程ニ據リ傳送ヲ停止シタル電報ノ料金
 - (六) 取消シタル電報ノ料金中還付スヘキモノ(目第四十四條第二節及第三節)
 - (七) 第二節 同文電報中其ノ一部ノ料金ヲ還付スル場合ニ於テハ徵收シタル料金全額ヲ證據ノ數ニテ除シ其ノ箇ヲ以テ證據一通ニ對スル料金ト定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ本電報モ亦證據一通トシテ計算スヘシ
 - (八) 第三節 本條第一節ノ(一)(二)(三)及(四)ノ各項ニ定メタル場合ニ於テハ不達電報、取消電報又ハ遲延若ハ誤謬脫漏アリシ電報ニ限リ還付規定ヲ適用スルモノトス其ノ使用セザル附加料金モ亦同シ但原電報ノ不達遲延若ハ誤謬脫漏ニ因リ更ニ發送シタル電報又ハ無用トナリタル電報ニハ之ヲ適用セス
 - (九) 第四節 課金事務報ヲ以テ電信事務上ノ誤謬ヲ訂正シタルトキハ其ノ事務報ノ料金ヲミテ還付シ之ニ關係アル原借ノ料金ヲ還付セス
 - (十) 第五節 課金事務報ノ方法(目第十七條)ニ依リ局ヨリ局ニ發送セス發行人及受借人ノ間ニ於テ直接發送シタル校正報ニ關シテハ其ノ料金ヲ還付セス
 - (十一) 第六節 料金還付ノ義務ヲ負ハサル同置外主管廳ノ線路ヲ經過スル電報ニハ本條ノ規定ヲ適用セス
 - (十二) 然レトモ還付ヲ受クヘキ權利ノ確定シタルトキハ傳送ニ參加シタル同置各主管廳ハ其ノ料金ノ所得分ヲ拋棄スヘシ
 - (十三) 目第七十二條
 - (十四) 第一節 料金還付ニ關スル總テノ請求ハ電報依託ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ期間ヲ過タルトキハ請求ノ權利ヲ失フモノトス
 - (十五) 第二節 此ノ請求ハ必ズ左ノ證據書類ヲ添テ發信地ノ主管廳ニ申立ツヘシ

第一節 不送電報ニ關シテハ其ノ取扱上ノ誤謬等ニ因リ受信人ニ送スルコトヲ妨ケタル線路ノ主管人ニ其ノ料金を償還スルコトヲ命ジ

第二節 不送電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第三節 不送電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第四節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第五節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第六節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第七節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第八節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第九節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第十節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第一節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第二節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第三節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第四節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第五節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第六節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第七節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第八節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第九節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

第十節 電報ノ損失ニシテ其ノ線路中ニ起リタルトキハ其ノ未タ經過セサル線路ニ係ル料金及時宜ニ依リ前納返信料ハ差引

目第七十五條

- 第一節 萬國計算ニハ、法ヲ以テ貨幣ノ水位ト定ム
- 第二節 各國ヨリ國境ニ傳送シタル電報ニ付テハ其ノ國境ヨリ離陸地ニ至ルマテノ料金ヲ計算シ其ノ金額ヲ隣國ノ收入計算中ニ組込ムハシ但或ル線路ニ於ケル官報ノ輕減料金ハ之ヲ輕減セシメテ算入ス該輕減料金ニ關シテハ關係各主管機關ニ於テ直接ニ之ヲ整理スヘシ
- 第三節 首尾料ハ首尾兩國ト中間諸國トノ間ニ於テ豫メ協議スルトキハ首尾兩國ノ間ニテ直接ニ清算スルモ妨ケナシ
- 第四節 目第八十八條ヲ實施スルトキ不同盟主管機關ト直接ノ關係アル同盟主管機關ハ他ノ同盟主管機關ト該不同盟主管機關トノ間ニ於テ傳送ノ媒介ヲ爲シ且其ノ計算ヲ整理スルコトヲ擔當ス
- 目第七十六條
 - 第一節 計算ハ毎日傳送シタル電報ニ基キ之ヲ爲スヘシ至急電報ノ一階ハ三階トシテ計算ス
 - 第二節 附加料金及著信局ニ於テ徵收スルコトヲ得シテ或ル他ノ局ニ於テ徵收シタル料金ハ之ヲ計算ヨリ控除ス俾余事務報及細目規則ノ規定ニ從ヒ 發信局若ハ再送局ニ於テ徵收スルハ其ノ料金ニシテ之ヲ徵收スルコトヲ得サリシ電報ニ關シテモ亦同様ノ計算ヨリ控除ス
 - 左ニ掲クルモノハ前項ノ規定ニ據ラサルモノトス
 - 第一 前納返信料トシテ徵收シタル料金
 - 第二 前納料金ヲ以テ發送スル返信
 - 第三 歐洲外ノ方法ニ於テハ尙ホ照投料 別使送送料及海上ノ船積ヨリ得ル號標電報料モ亦之ヲ計算ニ算入ス號標電報ノ電氣通信料ノ金額ハ其ノ日若ハ其ノ月ノ合計ヨリ控除シ 著信地ニ於テ料金ヲ徵收シ得サルトキハ各主管機關ハ各其ノ所得分ヲ地算スルモノトス
 - 第四節 計算ニ算入セサル料金ハ之ヲ徵收シタル主管機關ノ所得トス
 - 第五節 歐洲内ノ方法ヲ用フル通信ニシテ料金表制定ニ充テタル線路ニ依ラサルトキハ既ニ受領シタル中繼料ハ迂回線ニ入りタル場ヨリ制限ノ中繼料ノ比例ニ準シテ計算シ之ヲ其ノ關係ノ主管機關ニ配當スヘキモノトス但迂回ヲ爲サシメタル主管機關第四十二條第二節ニ規定スル條件ニ從テ更ニ料金高價ノ線路ヲ以テ傳送シタル電報ニモ亦前項ノ規定ヲ適用ス
 - 前二項ノ規定ニ依テ傳送スル電報ニハ迂回ノ指定ヲ記入シ該表ノ終止ニ依リ線路指定ノ次ニ之ヲ傳送スヘシ

- 第六節 離陸シタル國境ノ間ニ於テ迂回線路ニ依リ通信スルトキハ特別ノ約定アルモノヲ除クノ外發信地主管機關ニ於テ制限ノ中繼料ヲ支拂フヘシ然レトモ此ノ電報ニ關スル首尾料ハ隣接セル兩國ノ主管機關ニ於テ清算スヘシ但特別ノ約定ニ依リ之ヲ發信地主管機關ノ收入ニ歸スルハ此ノ限ニ在ラス
- 第七節 歐洲外ノ方法ヲ用フル通信ニ於テ第五節第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外何種ノ電報ニテモ總テ其ノ料金ヲ算定シタル線路ト異リタル線路ニ依リ傳送セシカ爲メ料金ノ不足ヲ生スルトキハ其ノ線路ヲ變換シタル主管機關ニ於テ之ヲ負擔スヘシ但此ノ變換ノ起因カ他ノ主管機關ニ歸スヘキトキハ其ノ額ヨリ追收スヘシ
- 第八節 各國間ニ分配スヘキ料金額ハ關係ノ各國間ニ定メタル料金表ニ依リ正當ニ算出シタルモノトシ該算ニテ徵收シタル過不足ノ金額ハ之ヲ算入セス
- 第九節 發信局ヨリ通知シタル電報數ヲ以テ料金收入ノ基本トス但傳送上既經アルカ爲メ發信局ト受信局ト協議ノ上其ノ電報數ヲ改正セシトキハ此ノ限ニ在ラス
- 目第七十七條
 - 第一節 歐洲内ノ方法ニ於テハ各主管機關ハ協議ノ上其ノ國境ヲ通過シタル電報ノ通數ニ基テ計算ヲ爲スコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ各一通ノ電報ハ豫メ協議ノ上調製スル統計表ニ依テ得タル平均電報數ノモノト看做スヘシ
 - 第二節 前節ニ規定スル場合ニ於テハ通常電報(至急電報)一通ヲ三通トシテ計算ス)及返信料前納電報ノ外之ヲ計算ニ算入セス
 - 第三節 電報一通ノ平均電報數ヲ定ムヘキ統計表ニハ二十八日ノ二倍ノ期間即チ二月一日ヨリ同二十八日迄及八月一日ヨリ同二十八日迄ニ取扱ヒタル電報一通ノ平均電報數ヲ掲グルモノトス此ノ兩期間中ノ一期間内ニ特別ノ事情ノ生シタル場合ニ於テハ關係諸國ハ更ニ他ノ期間ニ於テ統計ヲ調査スルノ協議ヲ爲スコトヲ得ヘシ
 - 第四節 電報一通ノ平均電報數ヲ定ムルニハ前節ニ規定スル期間内ニ各關係線ニ於テ發送シタル電報ノ通數ヲ以テ同一關係線ニ於テ發送シタル全通數ヲ除スルモノトス
 - 返信料前納ノ平均金額ヲ定ムルニモ亦此ノ方法ニ據ルヘシ
 - 此ノ平均電報數ハ小數二位ヲ以テ切上ルモノトス又此ノ平均電報數ハ雙方ニ往復スル電報ニ對シテ算定スルモ又ハ雙方別別ニ之ヲ算定スルモ妨ケナシ
 - 第五節 前節ニ據リ算定シタル平均電報數ハ更ニ之ヲ改正スルマテ計算整理ノ基礎ト爲スヘシ但此ノ平均電報數ノ改正ハ少クトモ二箇年ヲ經過セザレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 - 第六節 直通各局ハ毎日其ノ發送シタル電報ノ通數ヲ計算書ニ記入シ且必要アル場合ニ於テハ國別ニ之ヲ記入スヘシ
 - 第七節 月末ニ至リテ電報通數ニ平均電報數ヲ乘シテ全通數ヲ得之ニ相當首尾料若ハ中繼料ノ所得分ヲ乘スヘシ他局ノ收入ニ組入ルヘキ返信料前納料金ノ金額ヲ定ムルモ亦此ノ方法ヲ用フ

第八節 電報受送アル時局ハ前日傳送タル電報ノ通數ヲ時宜ニ依リ種別シテ毎日五ニ相通知スヘシ(RP)ノ指定アル電報ノ通數亦之ヲ相通知スヘシ

第九節 計上百分ノ一ヲ超過スル差誤アルトキニ應リ照査ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ此ニ照査ヲ爲スモノトス

第十節 相互ノ計算ハ毎月末ニ於テ之ヲ整理スヘシ

第十一節 通不足ノ差引計算及其ノ清算ハ各三箇月ノ終ニ於テ爲スヘシ

第十二節 證明計算ノ差額ハ金貨法ニテ之ヲ其ノ債主國ニ支拂フヘシ但兩國債主管理ニ於テ他ノ貨幣ヲ用フヘキコトヲ約定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三節 差額費用ハ其ノ受取ルヘキ主管理ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

第十四節 月次計算書ハ必ズ其ノ月ノ翌月ヨリ起算シ三箇月内ニ之ヲ發給スヘシ

第十五節 計算書ノ照査承認通知及訂正ハ週トモ其ノ發給ノ日ヨリ六箇月内ニ於テ爲スヘシ此ノ期間内ニ正誤ノ通知ヲ受ケサル主管理ハ其ノ計算書ヲ以テ當然眞實ナキモノト看做スヘシ此ノ規定ハ甲主管理ニ於テ乙主管理ノ計算書ニ加ヘタル訂正ニモ亦適用スヘシ

第十六節 關係主管理ニ於テ毎月調整セル計算書ノ金額合計ニ差誤アリト雖モ其ノ差額ニシテ雙方差引計算ノ上ニ方ヨリ支拂フヘキ金額ノ百分ノ一ヲ超過セザルトキハ之ヲ訂正セザルモ妨ケナシ假令既ニ訂正ニ着手スト雖モ雙方照査ノ上英ノ差額百分ノ一ヲ超過セザルコトヲ限ルヘシ

第十七節 三箇月ノ計算ハ其ノ末月ノ計算書ヲ交換シタル後六週間ノ期間内ニ之ヲ照査シテ清算スヘシ此ノ期間ヲ經過シタルトキハ甲主管理ヨリ乙主管理ニ支拂フヘキ金額ニ該期間經過ノ日ヨリ一箇年百分ノ五ノ利子ヲ付スヘシ此ノ計算ハ月次計算書ノ修正ニ拘ハラズニテ爲スヘシ

第十八節 八箇月ヲ經過シタル電報ニ關シテハ計算上ノ要求アリト雖モ之ニ應セザルモノトス

第十九節

第二十節

各國特約

第二十一節 同國各國ハ萬國一統ニ關係セザル事務上ノ職ニ關シテハ各國各自國稅ノ約定ヲ爲スノ權ヲ有ス

第二十二節 同國十七條ニ定メタル特約履行ノ條件ハ左ノ如シ

一 同國間ノ料金率制

一 計算整理

一 放ル地點或ル場合ニ於ケル特殊ノ機務又ハ辭字ノ採用

一 電報切手ノ發行

一 電報ニ依ル郵便爲替ノ傳送

一 電報寄附ニ於ケル料金ノ徵收

一 電報ニ於ケル電報料ノ力法

一 電報ニ妨ケナキ特種ニ時間及規則ヲ定メ電報料金ヲ以テ新用用ノ電報ヲ傳送シ又ハ豫約法ニ依リ特種ヲ賣與スルノ權利

一 電報其ノ他公益ニ關スル事項ヲ事務報告シテ資料ニスルノ權利

第二十三節 萬國電信總局及相互通信

第二十四節 細目規則中ニ云フ同盟國中一政府下ニ保ク萬國事務局ハ萬國電信ニ關スル諸般ノ報告ヲ集メ之ヲ整理出版シ規則或ニ細目規則ノ改正ヲ請求スル者アラハ其ノ書ヲ同盟各本局ニ送達シ而シテ乘機一致シタル改正ノ條件ヲ報告シ且萬國電信ノ利益トナルヘキ諸項ヲ補助應シテ之ヲ執行スルモノ任ラセタルモノトス

此事務局ニ於テ應務ヲ管理スル爲メ要スル費用ハ同盟各本局ヨリ支給スヘシ

第二十五節 目第八十一條

第二十六節 目第八十二條

第二十七節 萬國電信總局ノ共同經費ハ毎年十萬フランヲ超過スヘカラス但萬國電信會議ノ經費ハ此ノ定額ノ外タルヘシ然レトモ同盟各國承諾ノ上ハ將來此ノ定額ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

第二十八節 目第十四條ニ基キ萬國電信總局ノ事務ヲ監督スル主管理ハ其ノ經費ヲ該局ノ之ヲ豫算シ且諸主管理ニ報告スヘキ其ノ年度ノ經費ノ決算書ヲ編製スヘシ

第二十九節 此ノ經費ヲ分擔スル爲メニ同盟各國ヲ六等ニ區分シ左ノ比例ニ依リテ若干種ノ各國ニ分賦ス

第一等 二十五株 第三等 十五株 第五等 五株

第二等 二十株 第四等 十株 第六等 三株

第三十節 右各等ノ定株ニ其ノ等級ノ國數ヲ乘シ其ノ積ノ和ヲ以テ全株數トナシ此ノ全株數ヲ以テ萬國電信總局經費ノ總額ヲ除シ其ノ商ヲ以テ一株ノ金額トス

第三十一節 萬國電信總局ノ經費ヲ分擔シタル爲メ前節ニ記載シタル六等ニ因テ各國ヲ區別スルコトヲ左ノ如シ

第一節 日耳曼、亞非利加、共和、波斯、太利、亞、澳、地、利、伯、利、西、爾、佛、蘭、西、大、觀、列、強、匈、牙、利、英、領、印、度、伊、太、利、日、本、露、西、亞、土、耳
其

第二節 西、班、牙

第三節 白、耳、義、國、領、印、度、那、威、和、蘭、羅、馬、尼、亞、瑞、典

第四節 意、大、利、埃、及、佛、領、印、度、支、那、新、西、蘭、瑞、西、烏、爾、グ、エー

第五節 ボ、ス、ニ、エ、ル、ゼ、ン、ウ、フ、井、又、勃、利、牙、利、葡、萄、牙、殖、民、地、希、臘、マ、ダ、ガ、ス、カ、ル、葡、萄、牙、塞、內、牙、爾、羅、耳、比、亞、透、羅、突、尼、斯

第六節 錫、蘭、ク、レ、ー、ト、威、森、堡、モ、ン、テ、ネ、グ、ロ、那、多、兒、新、加、列、士、尼、亞、波、斯

目第八十三條

第一節 同盟各國ノ電信主管廳ハ其ノ内國電信事務上ニ關スル書類ヲ互ニ送付シ且電信事務上改訂ノ事アル毎ニ互ニ報告ス

第二節 是等ノ諸報告ハ總テ萬國電信總局ヲ經テ交換スルヲ通則トス

第三節 各主管廳ハ其ノ内國及ニ萬國電信料金表ヲ制定、改正、萬國通信ニ關スル新線ノ開設、廢止、電信局ノ開閉及勤務時
間ノ伸縮等ノ諸報告ヲ前拂郵便ヲ以テ萬國電信總局ニ送達スヘシ且右ノ事項ニ付其ノ主管廳ニ於テ印刷又ハ筆記シタル書
類ハ其ノ分規ノ當日又ハ週ヲモ其ノ翌月ノ初日ニハ必ス萬國電信總局ヘ送付スヘシ

第四節 各主管廳ハ右ノ外萬國通信ニ關スル線路ノ不通及全通ノ報告ヲ總テ電報ヲ以テ萬國電信總局ニ通報スヘシ

第五節 各主管廳ハ其ノ通信ノ員數、狀況、線路ノ位置、機械及局ノ商數等ヲ統計表ニ詳載シ毎年初月ニハ必ス到達スル權之ヲ萬
國電信總局ニ送付スヘシ但此ノ統計表ハ總テ萬國電信總局ヨリ週達シタル式紙ニ照準シテ之ヲ編製スヘシ

第六節 各主管廳ハ其ノ各種ノ發行書類ヲ二部ツテ萬國電信總局ニ寄附スヘシ

第七節 各主管廳ハ電信事務ノ各種ニ關シ經驗セシ事項アラハ之ヲ萬國電信總局ニ報告スヘシ

目第八十四條

第一節 萬國電信總局ハ料金表ヲ編成出版シ凡テ之ニ關スル事項就中前條ノ第三節ニ掲載シタル事項ハ週報ナク之ヲ主管
廳ヘ報告スヘシ

附報告ノ至急ヲ要スルモノ、就中前條第四節ニ掲載シタル事項ハ萬國電信總局ヨリ電報ヲ以テ之ヲ傳達スヘシ但料金表ノ改
正ニ關スル諸報告ハ其ノ改定ノ事項ヲ直チニ本條約附屬ノ料金表中ニ加記シ得ヘキ文體ヲ用フヘシ

第二節 萬國電信總局ハ總統計表ヲ編製スヘシ

第三節 萬國電信總局ハ各主管廳ヨリ報告スル書類ニ基キ佛蘭西語ヲ以テ電報雜誌ヲ刊行スヘシ

第四節 萬國電信總局ハ公定ノ電報線路圖ヲ編製刊行シ且定期ニ之ヲ改正スヘシ

第五節 萬國電信總局ハ萬國電信局名錄及其ノ追加改正ヲ據テ爾時附錄ヲ編製刊行スヘシ

第六節 萬國電信總局ハ萬國電信ニ關スル事項ニ付時ニ同盟國主管廳ヨリ尋問ヲ受ケタルトキハ何時ニテモ之レカ回報ヲ爲
スヘシ

第七節 萬國電信總局ニテ刊行スル書類ハ目第八十二條ニ於テ分賦セン條數ニ比例シテ同盟各國ノ主管廳ヘ之ヲ分配スヘシ
若シ定數外ノ要求アルトキハ其ノ實價ヲ支拂ハシムヘシ

私立電信會社ヨリ之ヲ請求スルトキモ亦同レ

第八節 此ノ定數外ノ請求ハ豫テ其ノ員數ヲ定メ之ヲ萬國電信總局ニ通知シ置クヘシ但此ノ通知ハ萬國電信總局ニ於テ印
刷準備ノ爲メ相當時日ノ猶豫アル權之ヲ爲スヘシ

第九節 同盟各主管廳ハ萬國電信總局ヲ經テ網第十條及第十三條ニ定メタル料金率及細目規則ニ付修正案ヲ提出スルコトヲ
得萬國電信總局ハ之ヲ各主管廳ニ週達シテ其ノ審議ハ五箇月内ニ贊成修正又ハ反對ノ意見書ヲ確定シタル
モノト爲サシテ萬國電信總局ニ送付ス萬國電信總局ハ該意見書ヲ編製シ各主管廳ニ週達シテ其ノ提出シタル修正案及
時宜ニ依リ反對ニ對シテ可否ノ意見ヲ求ムヘシ萬國電信總局ニ到著シタル各國ノ意見ヲ報告スル萬國電信總局第二次
回章ノ日附ヨリ五箇月内ニ回答セサル主管廳ハ審議シタルモノト看做スヘシ

修正案ヲ採用スルニハ左ノ同意ヲ要ス

第一 細目規則ノ改正ニ關スルトキハ可否ノ意見ヲ述タル主管廳全體ノ同意

第二 料金ノ改正ニ關スルトキハ可否ノ意見ヲ述ハタル主管廳過半數ノ同意

第三 細目規則條文ノ解釋ニ關スルトキハ可否ノ意見ヲ述ハタル主管廳過半數ノ同意

第十節 萬國電信總局ハ前節ニ據リテ採用シタル一切ノ變更若ハ決定並ニ其ノ施行期日ヲ週報ナク各主管廳ヘ報告スヘシ此
ノ報告ハ細目規則ニ關スル變更及決定ニ付テハ少クモ二箇月、料金ノ變更ニ付テハ少クモ十五日ヲ經サレハ實施セサルモノ
トス

第十一節 萬國電信總局ハ電信會議ノ諸務ヲ準備シ且修正審議事務其ノ他ノ書類ヲ購置印刷編輯分配スル等ノ事ヲ擔任ス

第十二節 萬國電信總局長ハ會議ニ出席シ發言スルヲ得ト雖モ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十三節 萬國電信總局長ハ其ノ處理セシ事項ニ就テ年報ヲ作り之ヲ同盟各國ノ電信主管廳ニ送付スヘシ

第十四節 萬國電信總局ノ處理事項ハ網第十五條ニ掲ケタル會議ニ提出シテ其ノ檢定ヲ受ケヘシ

第二十一節
電信會議
網第十五條

第十條ニ云フ規則及第十三條ニ云フ細目規則ハ此條約書ニ附屬シタル者ニテ條約書ト同一ノ效力ヲ有シ且同時ニ施行スヘキモノト
ス

右規則及細目規則ハ會議ノ上更改スルヲ得ヘシ其際ニ於テハ從來參與セシ各國皆之ニ會同スルヲ得ヘシ

細第十六條

此會議ハ同盟各國ノ諸本局ヨリ派出スル理事官ヲ以テ成立スヘキモノトス

會議ニ於テハ各本局ノ理事官數名アリトモ決議ノトキハ一八ヲ以テ算ス但一政府下ノ諸局ヨリシテ各此會議ニ列セント欲スルトキハ外國交際上ノ手續ヲ經テ該日前ニ其會議ヲ開クヘキ限リ政府ハ照會シ各別ノ理事官ヲ派出セシムルトキハ此限ニアラス

右官職ニ於テ改正スル事件ト雖モ同盟各國政府ノ批准ヲ經タル後ニ非ラサレハ施行スヘカラス

目第八十五條

網第十五條第三項ニ掲ケタル會議ハ同盟各國中少クとも十箇國ニ於テ請求スルトキハ其ノ期日ヲ早ムルコトヲ得

第二十二編

條約加入及不同盟國下ノ通信

網第十八條

方今此條約ニ與ラサル國ト雖モ其ノ請求ニ依リテハ之ニ加入スルコトヲ許スヘシ

右加入ハ會同ヲ開キシ國ハ外國交際上ノ手續ヲ經テ該會ニハシ然ルトキハ該國ヨリ其ノ他諸國ヘ之ヲ報知スヘキモノトス

加入セシ上ハ當然ニ此條約ニテ定メタル條件ヲ行ヒ且兼益ヲ共ニスヘキモノトス

網第十九條

此條約ニ加入セザル國或ハ私立會社トノ通信ハ此條約第十三條ニ云フ所ノ規則ニ若キ愈進歩ノ通信方法ヲ以テ榮利ヲ圖リ之ヲ取扱フヘシ

目第八十六條

第一節 網第十八條ニ據リ同盟ニ加入セント欲スル國ヲ主管國ニシテ關係各國ニ準シテ其ノ料金額ヲ制定スルコトヲ定メザル

トキハ之ニ對シ同盟者主管國ハ其ノ協定タル料金額ノ利益ヲ與フルヲ拒絕スルコトヲ得

第二節 歐羅巴外ニテ所有スル線路ヲ以テ此ノ條約ニ加入シタル主管國ハ其ノ線路ノ歐羅巴内外孰レノ方法ニ據ルヤヲ確定シ

テ之ヲ通告スヘシ

此ノ通告ハ料金額中ニ據ルルカ又ハ萬國電信總局ヲ經テ後日之ヲ爲スヘシ

目第八十七條

第一節 一箇又ハ數箇ノ同盟國內ニテ營業スル私立電信會社ニシテ萬國通信ヲ取扱フトキハ其ノ通信ニ關シテハ會社ノ線路ト雖

モ該國電信線ノ一部ヲ爲スモノト看做スヘシ

第二節 其ノ他ノ私立電信會社ニテ此條約ニ細目規則ノ條件ヲ遵守スヘキコトニ同意シ且其ノ營業ヲ許シタル國ヨリ其ノ旨

ヲ報告スルトキハ條約及細目規則ニ定メタル利益ヲ共ニスルコトヲ得ヘシ但此ノ報告ハ網第十八條第二項ニ據リテ取扱フ

ヘシ

第三節 同盟國ノ二國若ハ數國ヲ聯絡スル線路ヲ有スル會社ハ其ノ營業ヲ許セシ國ヨリ下附セル免許狀中ニ特記セル條件ニ基

キ之ヲシテ萬國電信條約及細目規則ヲ遵守セシムヘシ

第四節 私立電信會社ニシテ某同盟國ニ其ノ線路ト自己ノ海底線トヲ連接スルノ特許ヲ請求スルトキハ該國認可ノ料金額ヲ適

用シ且此ノ料金額又ハ取扱規則ヲ改正セントストキハ萬國電信總局ヲ經テ之ヲ報告スルコトヲ契約スルニテアラサレハ其

ノ特許ヲ受ルコトヲ得ス此ノ報告ハ目第八十四條第十節ニ掲ケタル期間ノ後ニアラサレハ之ヲ實行セザルモノトス但此ノ手續

ヲ履行セザル他ノ會社ト戰爭スル會社ニ對シテハ此ノ規定ヲ適用セズ

第五節 前條ノ第一節ニ掲ケタル拒絕ノ權ハ前節ノ私立電信會社ニモ亦之ヲ適用ス

目第八十八條

第一節 此ノ條約ニ加入セザル國又ハ此ノ細目規則ノ條項ヲ遵守セザル會社ト通信ヲ開クト雖モ其ノ電報ノ經過スル線路ノ内

同盟國ノ領土ニ係ル部分ニハ必ズ此ノ規則ヲ適用スヘシ

第二節 關係主管國ハ此ノ一部ノ線路ニ適用スル料金額ヲ定ムヘシ此ノ料金額ハ目第二十四條ノ制限内ニテ定メ之ヲ不同盟國ノ料

金額ニ加フヘシ

聖彼得堡ニ於テ締結シタル條約第十五條及第十六條ニ據リ一千九百三年七月十日下ニ署名セル各國委員倫敦ニ於テ此ノ細目

規則ヲ確定シ一千九百四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

町田 重備	ホスニ、エルセ、ウ、非ヌ	大佐セレイエー氏代理
横濱 嘉九郎	ドクトル、ド、ヘンネー	ドクトル、フランシスコ、ペーリ
日耳曼	エル、レド	イヴストヤノ、ウ、ワ、チ
亞爾然丁共和國	ペー、ケール	アイ、ト、ン、テ、エ、フ
波斯大刺利亞(聯邦)	ハー、ン、レ、グ、ウ、エル	ゼ、ン、ア、ル、ド、ロ、ン
	エス、ビー、ハンセン	アル、ゼ、マ、ー、ケ、ー
澳地利	ヘンリー、ヨー、ス、ラ、ン、ド	エフ、グ、リ、ニ、ホ、ム
	ドクトル、ヌー、バ、ウ、エ	エ、ウ、チ、エ、キ、ル、ク
	スチ、ン、ア、ル	エス、エ、ウ、チ、シ、ハ、ッ、チ、ン、ソ、ン
白耳齒	エフ、ド、ラ、ル、シ、ニ	
	ジー、バ、ン、ノ	
	ア、ウ、セ、ン	
	錫蘭	

葡萄牙領民地	アルフレッド、ペレーラ	那多兒	ジヨン、アルドロ
クレイト	（エヌ、デー、エー）	波斯	（アル、ゼ、マー、ケー）
丁抹	（ウ、サ、ウ、非、非、フ、アル、ク）	和蘭	（エフ、ダ、ウ、リ、ニ、ホー、ム）
埃及	エルネスト、エ、フ、ロー、エー	新加列士尼亞	（ラ、ス、ム、ツ、セ、ン）
西班牙	（プリ、ミ、チ、ウ、オ、ウ、非、ジ、ル）	塞內牙爾	（ゼ、エー、エフ、フ、ー、ジ）
	アンリック、エム、フ、マ、ジ、ヤ、ル、ド	羅馬尼亞	セ、ローラン
	（ジ、ボ、ル、ド、ロ、ン、ジ）	希臘	（ダ、ブ、リ、ニ、ビ、ー、リ、ー、ア）
佛蘭西	（セ、ン）	土耳其	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（セー、エム、ウ、エ、リ、エール）	突尼斯	（ジ、ゼ、シ、エー、ボ、ツ、プ）
	（副委員）	波蘭	（エフ、ダ、ウ、リ、ニ、ホー、ム）
大統列國	（ゼ、レー、ウ、ツ、ム）	羅馬尼亞	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（ビ、ロ、ン、アル、ド、ロ、ン）	塞內牙爾	（エフ、ダ、ウ、リ、ニ、ホー、ム）
	（アル、ゼ、マー、ケー）	羅馬尼亞	（アル、ゼ、マー、ケー）
希臘	（エフ、ダ、ウ、リ、ニ、ホー、ム）	希臘	（アル、ゼ、マー、ケー）
匈牙利	（デ、ー、ゼ、メ、タ、ツ、サ）	土耳其	（アル、ゼ、マー、ケー）
英領印度	（ド、ク、トル、ド、ハ、ン、ネー）	突尼斯	（アル、ゼ、マー、ケー）
蘭領印度	（エフ、ダ、ウ、リ、ニ、ホー、ム）	波蘭	（アル、ゼ、マー、ケー）
佛領印度支那	（エス、エフ、チ、シ、ハ、ン、チ、ン、ソ、ン）	羅馬尼亞	（アル、ゼ、マー、ケー）
伊太利	（ベルク）	塞內牙爾	（アル、ゼ、マー、ケー）
波羅登	（ア、ビ、エル、ド、レ）	羅馬尼亞	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（カル、ダ、レ、リ）	希臘	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（ロ、ダ、ノ）	土耳其	（アル、ゼ、マー、ケー）
マダガスカル	（モ、ン、ジ、エ、ナ、ス、ト、氏、代、理）	突尼斯	（アル、ゼ、マー、ケー）
モリタニア	（クル、イ、ウ、ツ）	波蘭	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（エル、バル、ボ、チ、ン）	羅馬尼亞	（アル、ゼ、マー、ケー）
	（ド、ク、トル、ド、ウ、ウ、ウ、エ）	塞內牙爾	（アル、ゼ、マー、ケー）

乙 號 歐洲外方法料金表

每一箇ノ首尾及中繼料

細目規程目第二十四條第三節ヲ執行シテ歐洲外ノ料
金額ヲ構成スルノ基本ト爲スカ爲メニ定メタル料金

國名	通 信 種 類	料 金	備 考
日 耳 曼	第一 エムデン、ウキゴ、海底線ヲ經テ左ノ各 地間ニ發着スル通信		
	(一) 一方ニ於テハ和蘭、丁抹若ハ、那威ト他 方ニ於テハマニラ島、カニン、ウエール 若ハ南亞米利加(マニラ)經由、亞那那 加西海岸、英吉利及日耳曼領上(マニラ 又ハオネリ)經由、南亞那那加(マニ ラ)經由、若ハ亞那那加西海岸經由、亞 利加(亞丁)若ハ亞那那加西海岸經由、亞 丁、パリス、亞利比亞、オボツツ、サン チー、アッサン、マツサウア、埃及印度若 ハ印度以遠ノ諸國トノ間並ニ	0.1000	
	(二) 一方ニ於テハ澳地利及匈牙利ト他方ニ 於テハマニラ及カニン、ウエール若ハ 南亞米利加(マニラ)經由トノ間……	0.1000	
	第二 「第一」ノ項ニ掲ケサルモノニシテ左 ノ各地ト往復スル通信		
(イ) 地中海ノ海底線ヲ經テ亞丁、パリス島、 亞利比亞、印度及印度以遠ノ諸國ト往 復スル通信……	0.1500		
(ロ) 亞那那加(埃及ヲ除ク)ト往復スル通 信……	0.1500		
(ハ) トリエスト海底線ヲ經テ一方ハ大統列 國、日耳曼及威爾遜ト他方ハ埃及トノ	0.1500		

明治三十七年六月 郵政省 附錄第三百十六號

一三六三

第三 西比利亞ヲ經由スル通信	〇・一五〇〇	〇・一五〇〇
第三 北亞米利加ト他方ニ於テハ	〇・一五〇〇	〇・一五〇〇
第四 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 日本郵政機關直連海峽線ノ中繼料	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (イ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ロ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ハ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ニ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ホ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ヘ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ニ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ホ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ヘ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ニ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ホ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ヘ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ニ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ホ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ヘ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ニ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ホ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 (ヘ) 一方ニ於テハ那威ト他方ニ於テハ	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇

第一 北亞米利加ト往復スル通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第三 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第四 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第五 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第六 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第七 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第八 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第九 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十一 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十二 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十三 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十四 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十五 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十六 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十七 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十八 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第十九 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十一 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十二 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十三 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十四 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇
第二十五 其ノ他ノ諸通信	〇・一〇〇〇	〇・一〇〇〇

白耳海 諸通信	○.○○○○	○.○○○○	○.○○○○	和蘭ト北部太平洋海底線トノ間ニ 往復スル電報ニハ此ノ料金ヲ減シ テ七「サンチーム」ト爲ス
首尾料ノ部 諸通信	○.一五〇〇	○.一五〇〇	○.一五〇〇	陸線ニ依テ往復スル諸通信ニ關シ テハ伯朝西蘭中樞料ニ左ノ首尾料 ヲ加算スヘシ
中樞料ノ部 諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	バルトニ共和國・四「サンチーム」 亞耳然丁共和 國 ハラグニ共 和國 ボリ「ガサア」 左ノアマゾニス電信會社ノ諸局 第一區……………一「法 第二區……………二「法 左ノ佛蘭西海底電信會社ノ諸局 (「ペン」ニル經由)
諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	ギ「ヤニス」 ルチニツク ガ「デル」 ハイ「テ」 ド「ミニツク」共 和國
伯朝西蘭 諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	
勃羅牙利 諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	

喜望峯 諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	此ノ料金ハ喜望峯、那多兒、カ ン「ダリ」ニ及「トラン」ニ「ウアル」 各府民地ノ電信事務ヲ取扱フ南 亞非利加同盟電信會社ト往復スル 通信ノ首尾料ニシテ 西部線即 チケ「フ」ニ「タウ」線又ハ 東部線即 チケ「フ」線ヲ經過スル電報ニ之 ヲ適用ス
那多兒 諸通信	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	
左ノ各地ト往復スル通信 (ハ) 歐羅巴(亞耳日里突尼斯)ニ及土 里波里ヲ包含シ及歐羅巴ヲ經由スル 諸國(ソマ、ナ、ラ、ン)又ハ 蘇士線即 (ニ) 亞細亞(西亞及亞細亞)ニ及 ナ、ラ、ン)又ハ 蘇士線經由シ (ハ) 波斯(「ペン」ニル經由) (ニ) 波斯海路局(「カ」ニル經由) 其ノ他ノ諸通信……………	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	* 郵局ニ於ケル首尾料(三十五 「サンチーム」ニナル英領印度ノ料金 ニ加フ「キモノ」)
東亞弗利加ノ部 第一「モザンビツク」 第二「モザンビツク」	○.一五〇〇	○.一五〇〇	○.一五〇〇	
第一「モザンビツク」 第二「モザンビツク」	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	○.一〇〇〇	

西班牙		第一 第一級ノ區域内 第二 スワジランド他ノ境界トノ間 第三 エリトリア境界ト他ノ境界トノ間 中繼料ノ部 第三 第三部(ウマデー、ハルファ以南)	〇・七五〇〇 〇・五〇〇〇 〇・三〇〇〇 〇・二五〇〇 〇・七五〇〇	大親列嶺ノ通信又ハ大親列嶺ニ於テ伯刺西爾海底線ヲ以テ中繼料ニ付テハハルバオ又ハウキゴ線路ニ於テ此ノ中繼料ヲ減シテ十四「サンチ」ム五ト爲ス 西班牙陸線ヲ經スガヂツクスニ於テ東方電信會社ノ海底線トガヂツクス、テネリッフ海底線トノ間ニ往復スル電報ノ西班牙中繼料ハ減シテ八「サンチ」ムト爲ス
諸通信 カヂツクス及カナリ 間海底線ノ中繼料 諸通信 タリフマタンセー間海底線ノ中繼料 諸通信 左ノ通信ニハ此ノ料金ヲ左ノ通り減ス 聖多利加トノ通信(埃及ヲ除ク)	〇・一〇〇〇 〇・一〇〇〇 〇・一五〇〇 〇・一五〇〇	〇・一〇〇〇 〇・一〇〇〇 〇・一五〇〇 〇・一五〇〇	カヂツクス、テネリッフ、セネガール、ロンハ線路ヲ經由シテ亞米利加ニ發着スル通信ニ付テハ此ノ中繼料ヲ減シテ二十「サンチ」ムト爲ス	

佛國西(佛國及ボクハラヲ除ク)及太平洋ト往復スル通信		第一 第一級ノ區域内 第二 スワジランド他ノ境界トノ間 第三 エリトリア境界ト他ノ境界トノ間 中繼料ノ部 第三 第三部(ウマデー、ハルファ以南)	〇・七五〇〇 〇・五〇〇〇 〇・三〇〇〇 〇・二五〇〇 〇・七五〇〇	佛國西、亞里日里間又ハ佛國西、亞里日里間ノ海底線ヲ經由シテ亞米利加ニ發着スル通信ニ付テハ此ノ中繼料ヲ減シテ二十「サンチ」ムト爲ス
諸通信 オランタンセー間海底線ヲ經テアマロツト往復スル通信 第一 第一級ノ區域内 第二 スワジランド他ノ境界トノ間 第三 エリトリア境界ト他ノ境界トノ間 中繼料ノ部 第三 第三部(ウマデー、ハルファ以南)	〇・一〇〇〇 〇・一〇〇〇 〇・一五〇〇 〇・一五〇〇	〇・一〇〇〇 〇・一〇〇〇 〇・一五〇〇 〇・一五〇〇	佛國西、亞里日里間又ハ佛國西、亞里日里間ノ海底線ヲ經由シテ亞米利加ニ發着スル通信ニ付テハ此ノ中繼料ヲ減シテ二十「サンチ」ムト爲ス	

大親列國及愛蘭		英白線	〇・七五〇	白耳義及北部大西洋海峽線間ノ電報ニ付テハ此ノ料金を減シテ
英蘭線		〇・五五〇	五ノサンチエムトシ和蘭及同海峽線間ノ電報ニ付テハ之ヲ六ノサンチエムトス	北部大西洋海峽線ニ依リ中繼ナル電報ニ付テハ此ノ料金を減シテ十三ノサンチエムト爲ス
英獨線		〇・一五五〇		
(イ) 日耳曼、澳地利、匈牙利及澳地利匈牙利以外ノ歐洲諸國ト往復スル通信		〇・一七五〇		
(ロ) 其ノ他ノ諸通信		〇・一七五〇		
ビツラルタルノ料金		〇・一〇〇〇		
西班牙線路ヲ經由スル諸通信		〇・〇八〇〇		
東亞那利加英國保羅國及カガンダノ料金		〇・四〇〇〇		
共通首尾料		〇・一八〇〇		
大北部電信會社ノ料金		〇・三〇〇〇		
英吉利丁林間		〇・一八〇〇		
英吉利那威間		〇・一三〇〇		
英吉利瑞典間		〇・一七〇〇		
英吉利獨逸間		〇・一七〇〇		
第一 (甲) 波斯灣海峽線ノ中繼料		〇・五〇〇〇		
第一 (乙) フォオ陸揚地トビニシール陸揚地トノ間		〇・五〇〇〇		
第二 フォオ陸揚地トカラシ陸揚地トノ間		〇・五〇〇〇		
注ヲ以テ定メタル中繼料				
印度ニ對シテハ此ノ料金を減シテ				
オビニシール間ノ中繼料ナリ				

大親列國(英領)		第三 間	〇・六〇〇	15000		
第一 (イ) フォオ陸揚地以外		第二 間	〇・六八〇〇	15000		
(ロ) カラシ境界以外		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ハ) カラシ境界ノ料金		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ニ) 波新海峽局ノ首尾料		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
第一 孟買又ハカラシノ境界ヲ經テ左ノ各地ニ發着スル英領印度(緬甸ヲ包含ス)諸局ノ通信		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(イ) 歐羅巴亞耳日里突尼斯、タンゼー及土里波里ヲ包含ス(若ハ歐羅巴ヲ經由スル諸國ヲ又ハカラシ又ハ蘇士經由スル諸國ヲ又ハカラシ又ハ蘇士經由スル諸國ヲ經由スル諸國ニ付テハ其ノ其) フォオ、テハラン、若ハ蘇士經由スル諸國ニ付テハ其ノ其		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ロ) 波新(ビニシール經由)		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ハ) 波斯海峽局(カラシ經由)		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ニ) 其ノ他ノ諸通信		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(イ) 孟買、カラシ又ハマドラスノ境界ヨリ英領印度諸局ヘノ通信		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
(ロ) 孟買、カラシ又ハマドラスノ境界ヨリ緬甸各局ヘノ通信		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
第三 支那國境(ハモイ經由)又ハ暹羅國境(ニールマン經由)ヨリ左ノ諸局ニ宛ル通信		第一 間	〇・六八〇〇	15000		
注ヲ以テ定メタル中繼料						
印度ニ對シテハ此ノ料金を減シテ						
オビニシール間ノ中繼料ナリ						

(イ) 英領印度諸島 (ロ) 緬甸諸島 (ハ) 中樞料ノ部 (ニ) 孟買、マドラス又ハカラシノ境界間 (ホ) 一方ニ於テハ孟買カラシ又ハマドラスノ境界ト他方ニ於テハ支那(ハモ)經由若ハ暹羅(ムール)經由(國境トノ間)ハ支那國境(ハモ)經由ト暹羅國境(ムール)經由トノ間 (ヘ) 一方ニ於テハ孟買、カラシ又ハマドラスノ境界ト他方ニ於テハハ錫蘭海岸トノ間 (ニ) 英領印度管尾料ノ部中「第一」項ニ掲クル諸島報 (三) 其ノ他ノ諸島報 (四) 支那國境(ハモ)經由又ハ暹羅國境(ムール)經由ト錫蘭國境トノ間	〇・〇・二五〇 〇・〇・七五〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇	〇・〇・二五〇 〇・〇・七五〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇	〇・〇・二五〇 〇・〇・七五〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇 〇・〇・〇〇〇
海地料ト分取スル料金 第一 北亞米利加ト往復スル通信 第二 其ノ他ノ諸通信 中樞料ノ部 第一 トリニエ、コルフ、海底線陸揚場ト他方ニ於テハ支那(ハモ)經由トノ間 第二 トリニエ、コルフ、海底線陸揚場ト他方ニ於テハ支那(ハモ)經由トノ間 第三 トリニエ、コルフ、海底線陸揚場ト他方ニ於テハ支那(ハモ)經由トノ間 第四 トリニエ、コルフ、海底線陸揚場ト他方ニ於テハ支那(ハモ)經由トノ間	〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇	〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇	〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇 〇・〇・一〇〇〇

第一 首尾料ノ部 往復スル通信 安南及東京 第二 暹羅國境以外 (イ) ムールマン線路ヲ經テ英領印度及印度以外ノ諸國ト左ノ地方トノ間ニ往復スル通信 交趾支那及カムボージュ	〇・一・五〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇	〇・一・五〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇	〇・一・五〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇 〇・九・〇〇〇
第二 其ノ他ノ諸通信 他方ニ於テハ左ノ各地間ニ往復スル通信 (イ) 亞耳日里、突尼斯、日耳曼、白五、勃蘭、牙利、丁拔、西班牙、佛蘭西、シツラルター、大觀列、威爾遜、那威、和蘭、新嘉坡、暹羅及緬甸 (ロ) 亞米、ハルゼ、ウヰ、モンテナ、ロ及捷克比亞	〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇	〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇	〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇 〇・一・〇〇〇

安南及東京	陸線經由	一三五〇〇	
(る) 暹羅ト左ノ地方トノ間ニ往復スル通信	海岸海底線經由	一三五〇〇	
交趾支那及カムボージ		〇三五〇〇	
安南及東京	陸線經由	一〇一〇〇〇	
安南及東京	海岸海底線經由	一〇一〇〇〇	
第三 ツーラーヌ以外左ノ各地ト往復スル通信		*	
安南及東京		〇一五〇〇	
交趾支那及 陸線經由		〇九〇〇〇	
カムボージ	海岸海底線經由	〇九〇〇〇	
第四 支那國境以外左ノ各地ト往復スル通信		〇九〇〇〇	
東京		〇一五〇〇	
安南		〇一五〇〇	
交趾支那及 陸線經由		〇一五〇〇	
カムボージ	海岸海底線經由	〇一五〇〇	
中領料ノ部		〇九五〇〇	
第一 暹羅國境トカンプ、セン、ジャックノ間		〇一五〇〇	
(い) ムールマン線ヲ經テ英領印度及印度		〇一五〇〇	
(ろ) 以外ノ諸國ト往復スル通信		〇一五〇〇	
(る) 暹羅王國ト往復スル通信		〇一五〇〇	
第二 暹羅國境ト在ツーラーヌ佛蘭西海峽線線經由トノ間		〇一五〇〇	
(い) 暹羅王國ト往復	陸線經由	一〇一〇〇〇	
(ろ) ムールマン線經由	海岸海底線經由	一〇一〇〇〇	
(る) 其ノ他ノ諸通信	陸線經由	一〇一〇〇〇	
	海岸海底線經由	一〇一〇〇〇	

柴棍ハイオン間ノ派底線料金を包合ス

第三 暹羅國境ト支那國境トノ間		〇一五〇〇	
(い) 陸線ヲ經由スル諸通信		〇一五〇〇	
(ろ) 海岸海底線ヲ經由スル諸通信		一三五〇〇	
第四 カンプ、セン、ジャックト在ツーラーヌ佛蘭西海峽線經由トノ間		*	
(い) 陸線ヲ經由スル諸通信		〇九〇〇〇	
(ろ) 海岸海底線ヲ經由スル諸通信		〇九〇〇〇	
第五 カンプ、セン、ジャックト支那國境トノ間		〇一五〇〇	
(い) 陸線ヲ經由スル諸通信		〇一五〇〇	
(ろ) 海岸海底線ヲ經由スル諸通信		〇九〇〇〇	
第六 在ツーラーヌ佛蘭西海峽線經由ト支那國境トノ間ニ於ケル諸通信		〇一五〇〇	
第七 其ノ他ノ諸通信		〇一五〇〇	
柴棍(カンプ、セン、ジャック)ハイオン海底線ノ料金		〇七五〇〇	
ツーラーヌ及廈門海底線ニ關スル料金		二六〇〇〇	
廈門ト往復スル安南及東京ノ諸通信		二六〇〇〇	
中領料ノ部		一六〇〇〇	
安南及東京ト左ノ地方トノ間ニ往復スル通信		一六〇〇〇	
(い) 香港澳門、比律賓		一六〇〇〇	
(ろ) 其ノ他ノ諸通信		一六〇〇〇	

現時ハ新嘉坡カンプ、セン、ジャックノ間ノ海底線及同埠香港間ノ直通海底線ニ依リ申渡スル通信ニ付テハ交趾支那ノ中領料ナレ但將來之ヲ設ケルノ權利ヲ有ス

安南及東京ニ發著スル電報ノ外ツーラーヌ及廈門海底線ヲ經由スル通信ニ付テハ其ノ料金ハ他ノ現在海底線ニ於テ徴收スル料金ニ同シ

伊太利	第一 一方ニ於テハツアロナト他方ニ於テハオトランド、コルフ、海底線陸揚場及オトランド、サント海底線陸揚場トノ間又ハ此ノ二海底線陸揚場トノ間 第二 其ノ他ノ諸通信……… ペリム局ヨリ在亞利加利太利諸局ノ首尾料……… (イ) アツツ……… (ロ) 其ノ他ノ諸局……… 埃及國境以外ノ首尾料………	0.1500 0.1100 0.0570	0.1500 0.1100	0.0570 0.1100	韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
日 本	諸通信……… 日韓間海底線ヲ經由スル通信………	0.5500	0.7500	0.7500	韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
慶森堡諸通信	諸通信………	0.1000	0.2000	0.2000	韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
マダガスカル	諸通信………	0.1000			韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
モンテネ	諸通信………	0.1000	0.1000	0.1000	韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
マロ	諸通信………	0.1000	0.1000	0.1000	韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本
那多兒喜島嶼ノ部ヲ見ルヘシ					韓國ト歐米諸國トノ間ニ發著スル通信及歐米諸國トノ間ニ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本ヲ發著スル通信ニ付テハ此ノ料日本

郵 威 諸通信………	0.1500	0.1100	0.1100		
新加列士	諸通信………	0.1000			
新西蘭	諸通信………	0.1000			
和 蘭	諸通信………	0.1000	0.0800	0.0800	
和 蘭 領 島 嶼	(甲) バタヴィヤ若シババンダラフ線路 第一 瓜哇島ト往復スル通信……… 第二 其ノ他ノ諸通信……… (乙) マダン線路(スマトラ) 諸通信………	0.3000 0.1000 0.0800	0.1500 0.1500	0.1500 0.1500	
和 國 領 島 嶼	諸通信………	0.0800	0.0800	0.0800	
波 斯	第一 露西亞土耳其兩國境間……… 第二 波斯海峽線ノビロニール陸揚場ヨリ印度及印度以外ト往復スル諸通信……… 中細料ノ部	0.4000 0.5400 0.8100		1.0000	
	各國境ヨリノ諸通信……… 但左ノ場合ヲ除ク 第一 露西亞國境ヨリロニールト往復スル諸通信……… 第二 波斯海峽線ノビロニール陸揚場ヨリ印度及印度以外ト往復スル諸通信……… 中細料ノ部	0.4000 0.5400 0.8100		1.0000	此ノ料金ハツアオ、ビロニール、サウルフア線路若ハツアオ、ビロニール、アサツアハット線路ニ依リ往復スル通信ニモ適用ス但此ノ限ニテ

	<p>第二 左ノ通信ニ付其ノ他ノ國境間</p> <p>(一) 英領印度、緬甸及錫蘭</p> <p>(二) 英領印度以外ノ諸國</p> <p>首尾料ノ部</p> <p>大陸葡萄牙</p> <p>諸通信</p> <p>第一 葡萄牙ノ屬地ト往復スル通信</p> <p>第二 其ノ他ノ諸通信</p> <p>マデライル島ヘノ特別料金</p> <p>中樞料ノ部</p> <p>大陸葡萄牙</p> <p>第一 東方電信會社海底線及伯利西爾海底線相互ノ間ヲ往復スル諸通信</p> <p>第二 其ノ他ノ諸通信</p> <p>アソール島ヘノ特別料金</p> <p>北亞米利加ト往復スル通信</p> <p>(一) 南亞米利加ト往復スル通信又ハ南亞米利加ヲ經由スル通信</p> <p>(二) 其ノ他ノ諸通信</p>	<p>0.1000</p> <p>0.0500</p> <p>0.1000</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p>	<p>C. 0.0500</p> <p>S. 0.0500</p>	<p>ノ切合ニ於テハ本料金ニフイテ ビニレール、海底線ノ中樞料四十 五サントームヲ加フルコトナ ス</p>
<p>葡 萄 牙</p>	<p>第一 歐羅巴羅西亞及甲加索羅西亞ノ境 界ヲ經テ往復スル通信</p>	<p>0.1000</p>	<p>0.0800</p>	
<p>羅 馬 尼 亞</p>		<p>0.1000</p>	<p>0.0800</p>	

	<p>(一) 歐羅巴羅西亞(甲加索羅西亞ヲ包含シ)ト英領印度、支那、韓國、日本、暹羅、太刺利亞及其ノ他ノ印度以外ノ諸國ト往復スル通信</p> <p>(二) 亞細亞羅西亞ト前記各國トノ間ニ往復スル通信</p> <p>(三) 歐羅巴羅西亞(甲加索羅西亞ヲ包含シ)ト波多利比亞、亞非利加及亞米利加ト往復スル通信</p> <p>(四) 亞細亞羅西亞ト前記各國トノ間ニ往復スル通信</p> <p>(五) 亞細亞羅西亞ト歐羅巴各國ト往復スル通信</p> <p>第二 亞細亞羅西亞ノ境界ヲ經テ往復スル通信</p> <p>(一) 亞細亞羅西亞ト支那、韓國、日本、暹羅、太刺利亞及其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル通信</p> <p>(二) 歐羅巴羅西亞(甲加索羅西亞ヲ包含シ)ト前記各國ト往復スル通信</p> <p>中國料ノ部</p> <p>第一 歐羅巴羅西亞及甲加索羅西亞ヲ經由スル通信</p> <p>(一) 英領印度、緬甸、錫蘭及其ノ以外ノ諸國ト往復スル通信</p> <p>(二) 其ノ他ノ歐洲外諸國ト往復スル通信</p> <p>第三 甲加索ノ境界ヲ經由スル通信</p> <p>第四 甲加索ノ境界ヲ經由シテ歐羅巴</p> <p>第五 亞細亞羅西亞ノ境界ヲ經由スル通信</p> <p>第六 英領印度及其ノ以外ノ諸國ト往復スル通信</p>	<p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p> <p>0.0500</p>	<p>1.1000</p> <p>0.1000</p> <p>0.1000</p> <p>0.1000</p>	<p>0.1000</p>
--	--	---	---	---------------

第三	スアキン海岸(スアキン、ヂツダ間海) 底線ノ料金ヲ包含ス(ラ線)	1.5000	島下往復スル通信ニシテ海底線ヲ經ルモノニハ此ノ料金ヲ減シテ二十五「サンチ」トス
(イ)	イェメン及亞細亞土耳其ノ多島線	1.5000	
(ロ)	歐羅巴土耳其及亞細亞土耳其ノ多島線	1.5000	
第四	(リ) リム、チエーキ、サイド間海底線ノ料金ヲ包含ス(ラ線)	0.7500	
(ハ)	ソマリア及亞細亞土耳其ノ多島線	1.0000	
(ニ)	土里波里ノ料金	0.1500	
(ヒ)	土里波里ノ局ノ料金	0.1500	
(ヘ)	其ノ他ノ各局ノ料金	0.3000	
(セ)	スアキンノ海岸(スアキン、ヂツダ間海底線)ノ料金ヲ包含ス(ラ線)	1.0000	
(ソ)	土里波里ノ通信(亞非利加ノ土里波里ヲ包含ス)	1.0000	
(タ)	スアキン、バリム線路ヲ經テイェメント往復スル「サンチ」ノ料金	0.5000	蘇士スアキン間ノ海底線ヲ經ル土耳其ノ通信(亞非利加ノ土里波里ヲ包含ス)ニハ此ノ料金ヲ減シテ五十「サンチ」トス
(チ)	其ノ他ノ諸通信	1.5000	
(リ)	イェメンノ料金	1.5000	(土里波里ノ通信ニハ此ノ料金ヲ減セズ)

料金ヲ包含ス(ラ線)	0.5000	同一通信ニシテ「ア」線路ヲ經ルモノニ付テハ此ノ料金ヲ減シテ六十「サンチ」トス	
(イ) 土里波里ノ通信	0.1500		
(ロ) 其ノ他ノ諸通信	0.3000		
中繼料ノ部	0.1500		
第一	歐羅巴土耳其ノ境界間		0.1500
第二	亞細亞土耳其ノ境界間		0.1500
第三	歐羅巴土耳其ノ境界ト亞細亞土耳其ノ境界ト間但第四項ニ記載シタル場合ヲ除ク		0.1500
(イ)	英領印度、緬甸及錫蘭ノ通信		1.0000
(ロ)	英領印度以外諸國ノ通信		1.0000
(ハ)	ハンネキ、シ、及ハバコカレ線路ニ依リ波新ト往復スル通信		0.5000
(ニ) 其ノ他ノ諸通信	1.0000	カンザ、亞歷山得線路ニ依リ往復スル西、亞、埃、及間ノ通信及西、亞、亞、間、又ハ西、亞、南、亞、間ノ通信ニハコンスタンチノポリ、コロシテ、エスマ、エ、經過ノ中繼料ヲ減シテ十二「サンチ」トス	
第四	エリツツ、境界ト左ノ境界トノ間		0.1500
(イ)	ガズニ、境界		0.1500
(ロ)	埃及亞歷山得ト大統列國トノ間ニ往復スル通信		0.1500
(ハ)	埃及亞歷山得ト日耳曼トノ間ニ往復スル通信	0.1500	
(ニ)	一方ニ於テハ埃及亞歷山得ト他方ニ於テハ日耳曼トハ大統列國トノ間ニ往復スル通信	0.1500	

佛蘭西海岸(マルセイユ)	0.3500	1.3500	
亞耳日里海岸(ボーン)	0.4000	1.2500	
マルト島	0.4000	1.2500	
伊太利海岸(ミナカヤハオトランド)	0.4000	1.2500	
第一 伊太利下往復スル通信	0.4000	1.2500	
第二 其ノ他ノ諸通信	0.4000	1.2500	
トリポリ海岸	0.4000	1.2500	
澳地利海岸(トリエント)	0.4000	1.2500	
希臘海岸	0.4000	1.2500	
クレイト島	0.4000	1.2500	
土耳其海岸	0.4000	1.2500	
埃及海岸(亞歷山得爾)	0.4000	1.2500	
ル島(亞歷山得爾)	0.4000	1.2500	
埃及海岸(スマケン)	0.4000	1.2500	
シエラレオニヤ	0.4000	1.2500	
エムデン、ウヰ非、海峽ニ依リ往復スル通信	0.4000	1.2500	
ニ付西班牙海岸(ウヰ非)ト左ノ地方トノ間	0.4000	1.2500	
西班牙海岸(カサリス)	0.4000	1.2500	
第一 マデール島トカナン、ウヰルトト又ハ南亞米利加ト左ノ地方トノ間(アネリオン線路經由)	0.4000	1.2500	
(イ) 丁抹、瑞典又ハ挪威	0.4000	1.2500	
(ロ) 和蘭	0.4000	1.2500	
(ハ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
第二 南亞米利加又ハ西亞弗利加海岸ノ英吉利及獨逸領土ト左ノ地方トノ間(アネリオン線路)	0.4000	1.2500	

キオレンノス及アネドス島ノ電料ヲ包含ス

(イ) 日耳曼、和蘭、瑞典又ハ露西亞	0.4000	1.2500	
(ロ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
葡牙海岸(ガミナ、カルカハス又ハウヰサレマ)	0.4000	1.2500	
第一 マデール島及カナン、ウヰルトト左ノ地方トノ間(アネリオン線路)	0.4000	1.2500	
(イ) 日耳曼、和蘭、瑞典又ハ露西亞	0.4000	1.2500	
(ロ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
第二 南亞米利加ト左ノ地方トノ間(マデール線路)	0.4000	1.2500	
(イ) 丁抹又ハ挪威	0.4000	1.2500	
(ロ) 瑞典	0.4000	1.2500	
(ハ) 和蘭	0.4000	1.2500	
(ニ) 日耳曼又ハ露西亞	0.4000	1.2500	
(ハ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
第三 南亞弗利加又ハ西亞弗利加海岸ノ英吉利又ハ獨逸領土ト左ノ地方トノ間(マデール線路)	0.4000	1.2500	
(イ) 日耳曼、和蘭、瑞典又ハ露西亞	0.4000	1.2500	
(ロ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
第四 東亞弗利加ト左ノ地方トノ間(マデール線路)	0.4000	1.2500	
(イ) 日耳曼、和蘭、瑞典又ハ露西亞	0.4000	1.2500	
(ロ) 其ノ他ノ諸國	0.4000	1.2500	
左ノ地方ト往復スル通信ニ付埃及海岸(亞歷山得爾又ハボール、サイド)若ハシエラ島(亞歷山得爾)	0.4000	1.2500	
(イ) 日耳曼又ハ瑞典	0.4000	1.2500	
(ロ) 和蘭又ハ丁抹	0.4000	1.2500	

は那威	一四七五〇		
(に) 其ノ他ノ諸國	一六二五〇		
左ノ地方ト往復スル通信ニ付埃及海岸(ヌイヤ)	二〇七五〇		
(い) 日耳曼又ハ瑞典	二〇七五〇		
(ろ) 和蘭又ハ丁抹	二〇七五〇		
(は) 那威	二〇七五〇		
(に) 其ノ他ノ諸國	二〇七五〇		
左ノ地方ト往復スル通信ニ付シエラ、レオヌ海岸	二〇七五〇		
(い) 日耳曼、和蘭、瑞典又ハ露西亞	二〇七五〇		
(ろ) 其ノ他ノ諸國	二〇七五〇		
西班牙海岸(ウヰゴ)ト左ノ地方トノ間	二〇七五〇		
其ノ他ノ諸通信ニ付西班牙海岸(カザク)	二〇七五〇		
カザク(下ノ地方トノ間)	二〇七五〇		
葡萄牙海岸(カミン)カールカベロス又ハウヰラ、レアル	二〇七五〇		
シララ、タル海岸	二〇七五〇		
第一 ヴヰゴヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第二 カザクスヲ經由スル其ノ他ノ諸通信	二〇七五〇		
第三 ヴヰゴヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第四 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第五 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第六 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第七 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第八 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第九 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十一 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十二 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十三 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十四 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十五 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十六 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十七 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十八 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第十九 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		
第二十 カザクスヲ經由スル諸通信	二〇七五〇		

亞耳口里海岸(ボーマ)	〇・六七五〇		
トルボリ海岸	〇・六七五〇		
伊太利海岸(モヂカ又ハオトランド)	〇・六七五〇		
第一 伊太利トノ通信	〇・六七五〇		
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六七五〇		
澳地利海岸(ヴェネツ)	〇・六七五〇		
希臘海岸	〇・六七五〇		
クレト島	〇・六七五〇		
土耳其海岸	〇・六七五〇		
埃及海岸(亞歷山得又ハホルトサイド)又ハシブール島(亞歷山得島)	〇・六七五〇		
埃及海岸(ヌイヤ)	〇・六七五〇		
シエラ、レオヌ海岸	〇・六七五〇		
葡萄牙海岸(カールカベロス)ト左ノ地方トノ間	〇・六七五〇		
葡萄牙海岸(カミン)又ハウヰラ、レアル	〇・六七五〇		
葡萄牙海岸(カミン)ト左ノ地方トノ間	〇・六七五〇		
葡萄牙海岸(ウヰゴ)ト左ノ地方トノ間	〇・六七五〇		
シララ、タル海岸	〇・六七五〇		
第一 セン、ウヰラ、セン線路ヲ經テ亞弗利加ト往復スル通信	〇・六七五〇		
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六七五〇		
マロツタ海岸(タンゼー)	〇・六七五〇		
第一 セン、ウヰラ、セン線路ヲ經テ亞弗利加ト往復スル通信	〇・六七五〇		
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六七五〇		
佛蘭西海岸(マルセイユ)	〇・六七五〇		

* 料ヲ包含ス
オ、レンノス及アネドスノ首尾

第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
第二 亞弗利加ト往復スル通信	〇・七七五〇	〇・七七五〇	
第三 其ノ他ノ諸通信	〇・八二五〇	〇・八二五〇	
亞耳日里海岸(ボーマ)	〇・八五〇〇	〇・八五〇〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・九二五〇	〇・九二五〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・九七五〇	〇・九七五〇	
マルト島	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
トリポリ海岸	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトラント)	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 伊太利ト西班牙トノ間ヲ往復シ又ハ西班牙ヲ經由スル通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第二 伊太利ト往復スル其ノ他ノ諸通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
第三 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル其ノ他ノ諸通信	〇・七〇〇〇	〇・七〇〇〇	
第四 其ノ他ノ諸通信	〇・八五〇〇	〇・八五〇〇	
澳地利海岸(トリエス)	〇・九二五〇	〇・九二五〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・九七五〇	〇・九七五〇	
希臘海岸	〇・八〇〇〇	〇・八〇〇〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・八〇〇〇	〇・八〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・八七五〇	〇・八七五〇	
クレイト島	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	

土耳其海岸	〇・六〇〇〇*	〇・六〇〇〇*	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・六〇〇〇*	〇・六〇〇〇*	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六七五〇*	〇・六七五〇*	
埃及海岸(亞歷山得又ハボールサイド)又ハシブール島(亞歷山得線路)	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
埃及海岸(スエズ)	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・六七五〇	〇・六七五〇	
シベリアトオーストラリアトノ間	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
シベリアトオーストラリアトノ間	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
第一 西班牙ト往復シ又ハ同國ヲ經由スル通信	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・五〇二五	〇・五〇二五	
マロツク海岸(アンゼー)	〇・七五〇〇	〇・七五〇〇	
佛蘭西海岸(マルセイユ)	〇・八五〇〇	〇・八五〇〇	
亞耳日里海岸(ボーマ)	〇・八五〇〇	〇・八五〇〇	
マルト島	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
トリポリ海岸	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトラント)	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第一 伊太利トノ通信	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇・八五〇〇	〇・八五〇〇	
澳地利海岸(トリエス)	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	
希臘海岸	〇・八二五〇	〇・八二五〇	
クレイト島	〇・六二五〇	〇・六二五〇	
土耳其海岸	〇・六〇〇〇*	〇・六〇〇〇*	
埃及海岸(亞歷山得又ハボールサイド)又ハシブール島(亞歷山得線路)	〇・五五〇〇	〇・五五〇〇	

埃及海岸(スエズ)	二五七五〇	二五七五〇	
シエラレオヌ海岸	五〇五〇〇	五〇五〇〇	
マロッタ海岸(左ノ地方トノ間)	一〇二二五〇	一〇二二五〇	
佛蘭西海岸(マルセイユ)	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
亞耳日里海岸(ボーン)	〇九七五〇	〇九七五〇	
マルト島	〇九七五〇	〇九七五〇	
トリポリ海岸	一〇三二五〇	一〇三二五〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトランド)	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
澳地利海岸(トリエント)	一〇五〇〇〇	一〇五〇〇〇	
希臘海岸	〇八〇〇〇	〇八〇〇〇	
クレイト島	〇七五〇〇	〇七五〇〇	
土耳其海岸	〇七五〇〇	〇七五〇〇	
埃及海岸(亞歷山得又ハボールサイド)又ハシール島(亞歷山得鐵路)	一七五〇〇	一七五〇〇	
埃及海岸(スエズ)	二五二五〇	二五二五〇	
シエラレオヌ海岸	五〇三〇〇〇	五〇三〇〇〇	
佛蘭西海岸(マルセイユ)下左ノ地方トノ間	〇〇、〇〇〇	〇〇、〇〇〇	
諸通信ニ付テノ亞耳日里海岸(ボーン)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
マルト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
トリポリ海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトランド)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第一 伊太利トノ通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
澳地利海岸(トリエント)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
希臘海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
クレイト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
土耳其海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第一 土耳其ノ通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

埃及海岸(亞歷山得又ハボールサイド)又ハシール島(亞歷山得鐵路)	一七五〇〇	一七五〇〇	
第一 大腕列國(西班牙、葡萄牙、シノラルタル)	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
埃及海岸(スエズ)	二五二五〇	二五二五〇	
第一 大腕列國(西班牙、葡萄牙、シノラルタル)	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
シエラレオヌ海岸	五〇三〇〇〇	五〇三〇〇〇	
亞耳日里海岸(ボーン)下左ノ地方トノ間	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
マルト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
トリポリ海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトランド)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
澳地利海岸(トリエント)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
希臘海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
クレイト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
土耳其海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
埃及海岸(亞歷山得又ハボールサイド)又ハシール島(亞歷山得鐵路)	一七五〇〇	一七五〇〇	
埃及海岸(スエズ)	二五二五〇	二五二五〇	
シエラレオヌ海岸	五〇三〇〇〇	五〇三〇〇〇	
亞耳日里海岸(ボーン)下左ノ地方トノ間	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
マルト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
トリポリ海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
伊太利海岸(モヂカ又ハオトランド)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
澳地利海岸(トリエント)	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
希臘海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
クレイト島	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
土耳其海岸	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第一 土耳其ノ通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二 其ノ他ノ諸通信	〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

埃及海岸(亞歷山得又ハポールサイド)又ハシーブル島(亞歷山得線路)	1,050.00	1,050.00	第一ノ部ノ埃及ノ首尾料ヲ包含ス
埃及海岸(ヌアキ)	1,800.00	1,800.00	
亞刺比亞海岸(イェメン)	1,000.00	1,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第一 荷ド島トノ通信	3,000.00	3,000.00	
第二 亞刺比亞其下ノ通信	2,300.00	2,300.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第三 サモス及ミチレーヌトノ通信	2,500.00	2,500.00	
シエラレオヌ海岸	7,750.00	7,750.00	第一ノ部ノ埃及ノ首尾料ヲ包含ス
シエラレオヌ島ト左ノ地方トノ間	7,750.00	7,750.00	
埃及海岸(亞歷山得又ハポールサイド)	0,500.00	0,500.00	第一ノ部ノ埃及ノ首尾料ヲ包含ス
埃及海岸(ヌアキ)	1,350.00	1,350.00	
亞刺比亞海岸(亞丁) (ペリム島又ハオボックタ海岸)	3,350.00	3,350.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
亞刺比亞海岸(イェメン)	3,350.00	3,350.00	
英領印度海岸(孟買)	6,675.00	6,675.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
埃及海岸(ポールサイド)	6,675.00	6,675.00	
埃及海岸(蘇士線路)ト左ノ地方トノ間	6,675.00	6,675.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
シエラレオヌ海岸	6,675.00	6,675.00	
埃及海岸(ヌアキ)	1,000.00	1,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第一 荷ド島トノ通信	1,000.00	1,000.00	
第二 亞刺比亞其下ノ通信	1,000.00	1,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第三 サモス及ミチレーヌトノ通信	1,000.00	1,000.00	
シエラレオヌ島ト左ノ地方トノ間	1,350.00	1,350.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
埃及海岸(ポールサイド)	1,350.00	1,350.00	

第二 荷ド島トノ通信	3,000.00	3,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第三 サモス及ミチレーヌトノ通信	2,300.00	2,300.00	
シエラレオヌ海岸	7,750.00	7,750.00	第一ノ部ノ埃及ノ首尾料ヲ包含ス
シエラレオヌ島ト左ノ地方トノ間	7,750.00	7,750.00	
埃及海岸(亞歷山得又ハポールサイド)	0,500.00	0,500.00	第一ノ部ノ埃及ノ首尾料ヲ包含ス
埃及海岸(ヌアキ)	1,350.00	1,350.00	
亞刺比亞海岸(亞丁) (ペリム島又ハオボックタ海岸)	3,350.00	3,350.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
亞刺比亞海岸(イェメン)	3,350.00	3,350.00	
英領印度海岸(孟買)	6,675.00	6,675.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
埃及海岸(ポールサイド)	6,675.00	6,675.00	
埃及海岸(蘇士線路)ト左ノ地方トノ間	6,675.00	6,675.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
シエラレオヌ海岸	6,675.00	6,675.00	
埃及海岸(ヌアキ)	1,000.00	1,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第一 荷ド島トノ通信	1,000.00	1,000.00	
第二 亞刺比亞其下ノ通信	1,000.00	1,000.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
第三 サモス及ミチレーヌトノ通信	1,000.00	1,000.00	
シエラレオヌ島ト左ノ地方トノ間	1,350.00	1,350.00	第一ノ部ニ付テハ此ノ料金ヲ半減ス
埃及海岸(ポールサイド)	1,350.00	1,350.00	

郵政電信條約附屬細目原則

萬國電信會社ノ料金		電報	
種	類	電	報
第一	西支會社ノ信刺西層海底線ニ依リ往復スル	〇・五五〇	〇・五五〇
第二	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第三	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第四	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第五	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第六	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第七	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第八	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第九	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十一	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十二	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十三	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十四	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十五	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十六	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十七	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十八	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第十九	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇
第二十	其ノ他ノ諸通信	〇・五五〇	〇・五五〇

下ニ署名セル各國委員ハ聖比得堡締結條約第十五條及第十六條ニ據リ千九百三年七月十日倫敦ニ於テ此ノ料金表ヲ議定シ千九百四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本
町田 重備
横濱 喜丸
エル、ロンド
ペー、ケール
ハー、ブレダウ
エフ、ビー、ハシ
ヘンリー、コー、ペランド

澳地利
白耳
ドクトル、ズー、バウ
スチ、ブワール
エフ、ドラル
ジー、バシ
ア、ヒン

伯利西爾	ドクトル、フランシスコ、ペーリ ンダ	英領印度	エツチ、エ、キルク エス、エツチ、シ、ハツチンソ ン
勃魯牙利	イフ、ストヤノ、ヴ非ツチ テ、トシ、エツフ	佛領印度支那	ア、シ、エル、ドレ カル、ダレリ
喜望峯	ゼ、シー、ラム ジヨン、アルドロ ン	伊太利	モン、ジ、エ、ナ、スト、兵、代理 クル、イ、ツ
錫蘭	アル、ゼ、マー、ケー エフ、ダブリエ、ホー ム	盧森堡	エル、バル、ボ、アン ドクトル、ヌー、ヴ、ア、ウ、エ
葡國牙領民地	エツチ、エ、キルク エス、エツチ、シ、ハツチンソ ン	マダガスカル	ドクトル、ヌー、ヴ、ア、ウ、エ ゼ、シー、ラム
克利特	アル、フレド、ハ、レー ラ	モントネグロ	ジヨン、アルドロ ン
丁抹	ゼ、シー、ラム エヌ、メー、エー	那多兒	アル、ゼ、マー、ケー エフ、ダブリエ、ホー ム
埃及	エヌ、メー、エー ヴ非、ヴ非、非、アルク エル、ネ、スト、エ、フ、ロー、エー	那威	ラ、ス、ム、ツ、セ ゼ、エー、エ、フ、ブ、ジ セ、ロー、ラン
西班牙	フリミ、チ、ヴ、オ、ヴ、非、ジ ル アン、リ、ツ、ク、エ、ム、フ、ア、ジ、ヤ、ル、ド	新加列士尼亞	ダブリエ、ビー、リ、ブ アル、ゼ、マー、ケー シ、セ、シ、エー、ホ、ツ、ツ、ア
佛蘭西	アン、リ、ツ、ク、エ、ム、フ、ア、ジ、ヤ、ル、ド ゼ、シー、ラム セ、エ、ム、ヴ、エ、リ、エ、ル	新西蘭	ダブリエ、ビー、リ、ブ アル、ゼ、マー、ケー シ、セ、シ、エー、ホ、ツ、ツ、ア
大親列嶺	ゼ、シー、ラム ジヨン、アルドロ ン	波斯	エツチ、エ、キルク アル、フレド、ハ、レー ラ
海峽	アル、ゼ、マー、ケー エフ、ダブリエ、ホー ム	葡國牙	エ、バ、ラ、バン エ、ム、セ、ヴ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ
荷牙利	エフ、ダブリエ、ホー ム デ、エ、メ、タ、ク、サ ドクトル、ド、ハン、ネー	羅馬尼亞	エ、ム、セ、ヴ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ エ、ム、セ、ヴ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ
		塞內牙利	エ、ム、セ、ヴ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ エ、ム、セ、ヴ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ

暹羅 エス、サ、ゴ、ジ、ツ、チ
 エン、チ、ク、ー、チ、ニ、ウ、ス
 瑞典 (サーレン)
 ゼ、ル、フ、エ、ー、ベル、ゲ、ル
 瑞西 ゼ、ン、ケ、ン、エ、ール

突尼斯
 土耳其
 ウ、ル、グ、エ、ー

エミール、デ、ス、チ、ネ、ー
 エ、ル、コ、ン、ニ、バ、チ、ア、ン
 エ、ム、エ、ミ、ン
 ア、セ、ン、ズ、ド、ジ、ニ、マ、ラ、ン

○遞信省告示第三百十七號

外國電報料金表左ノ通相定メ來七月一日ヨリ施行ス

但明治三十年月六遞信省告示第百六十七號ハ本表施行ノ日ヨリ廢止ス

第一表

自本邦至亞細亞・大洋洲・歐羅巴及亞非利加各地電報一語料

遞信大臣大浦兼武

地 名	料 金
Asia(亞洲諸島地外)	
Amoy(廈門)	0.580
Annam(安南) (Via Saigon)	1.100
Annam (Via Cape St. James)	2.200
Batavia(巴達維亞)	1.100
Burma(緬甸)	1.100
Bushire(布沙伊)	1.100
Ceylon(錫蘭)	1.100
Cochin China(交趾支那)	1.100
Cochin China (Via Saigon)	1.100
Poochow(福州)	0.780
烏拉日阿斯 德務總通シ ヨル、フ、ア、 ナ、ラ、ン、線	上海線經過 0.580

地 名	料 金
Guzlat(古札特)	0.780
Hongkong(香港)	0.580
India(印度)	1.100
Jelabu(ジャルーバ)	1.100
Macao(マカオ)	1.000
Malacca(マラッカ)	1.100
Memang Diawan, in the State of Kinta(マナン、ディワン、キント)	1.100
Penang(ペナン)	1.100
Perak(ペラック)	1.100
Persia, except Bushire(ペルシア、ブシャイを除ク)	1.400
Persian Gulf(ペルシアン、ベイ)	1.100
Selangor(セランゴール)	1.100
Shanghai(上海)	0.580
Sharypeak(シャイピーク)	0.580
Siam(暹羅) (Via Saigon)	1.100
Siam (Via Moulemein)	1.100
Singapore(新加坡)	1.100
Sungie Ujong(スンギ、ウジョン)	1.100
Tongkin(トンキン) (Via Saigon)	1.100
Tongkin (Via Cape St. James)	1.100
Aden(アデン)	1.100
烏拉日阿斯 德務總通シ ヨル、フ、ア、 ナ、ラ、ン、線	上海線經過 1.100

明治三十七年六月 告示 遞信省第三百十七號 外國電報料金表

目的地 (Destination)	上海線經過 (Shanghai Line via)		備註 (Remarks)
	島拉日阿 斯德線經過 (via Godefrida)	馬尼刺線 歐洲及英 國太平洋 線 (via Manila)	
Europe (歐洲各地)			
Russia in Europe and Caucasus (歐羅巴亞及甲加察)	二〇八〇	二八二〇	
Great Britain (大不列顛)	二四一〇	二八二〇	
France (法國)	二四一〇	二八二〇	
Germany (德國)	二四一〇	二八二〇	
Holland (荷蘭)	二四一〇	二八二〇	
Belgium (比利時)	二四一〇	二八二〇	
Switzerland (瑞士)	二四一〇	二八二〇	
Spain (西班牙)	二四一〇	二八二〇	
Italy (意大利)	二四一〇	二八二〇	
Austria (奧地利)	二四一〇	二八二〇	
Portugal (葡萄牙)	二四一〇	二八二〇	
Gibraltar (直布羅陀)	二四一〇	二八二〇	
Denmark (丹麥)	二四一〇	二八二〇	
Norway (挪威)	二四一〇	二八二〇	
Sweden (瑞典)	二四一〇	二八二〇	
Other Countries (其他各國)	二四一〇	二八二〇	
Africa (非洲)			
Agores (阿戈羅斯)	二〇六〇	二八二〇	
St. Michael (聖米迦爾)	二〇六〇	二八二〇	
Ponta Delgada (蓬塔德拉達)	二〇六〇	二八二〇	
Faya (法亞)	二〇六〇	二八二〇	

目的地 (Destination)	上海線經過 (Shanghai Line via)		備註 (Remarks)
	島拉日阿 斯德線經過 (via Godefrida)	馬尼刺線 歐洲及英 國太平洋 線 (via Manila)	
India (印度)			
Algeria (阿爾及爾)	二〇六〇	二八二〇	
Canary Islands (加那利群島)	二〇六〇	二八二〇	
Madeira (馬德拉)	二〇六〇	二八二〇	
St. Jago (聖雅各)	二〇六〇	二八二〇	
St. Vincent (聖文森特)	二〇六〇	二八二〇	
St. Helena and Ascension (聖赫勒拿及亞松森)	二〇六〇	二八二〇	(Via Europe and Madag)
Senegal (塞內加爾)	二〇六〇	二八二〇	
Tanger (丹那美拉)	二〇六〇	二八二〇	
Tripoli (的黎波里)	二〇六〇	二八二〇	
Tunis (突尼斯)	二〇六〇	二八二〇	
Angola (安哥拉)	二〇六〇	二八二〇	
Benguela (本古埃拉)	二〇六〇	二八二〇	
Loanda (羅安得)	二〇六〇	二八二〇	
Mossamedes (莫薩梅德斯)	二〇六〇	二八二〇	
Capangombe (卡邦貢貝)	二〇六〇	二八二〇	
Capri (卡普里)	二〇六〇	二八二〇	
Chibia (奇比亞)	二〇六〇	二八二〇	
Huilla (胡伊拉)	二〇六〇	二八二〇	
Huropathal (胡羅帕thal)	二〇六〇	二八二〇	
Lobito (洛比托)	二〇六〇	二八二〇	
Luanago (魯安戈)	二〇六〇	二八二〇	
Other Places (其他各地)	二〇六〇	二八二〇	
Dahomey (達荷美)	二〇六〇	二八二〇	

Kotonou(カトヌー)	五六一〇
Portonovo(ポルトノボ)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
French Congo(法領剛果)	五六一〇
Gabon(ガボン)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
French Guinea(法領几内亞)	五六一〇
Konakry(コンナクリ)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
German South-West Africa(德領西南非洲)	四四八〇
Swakopmund(スワクポムント)	四四八〇
Other Places(其他各埠)	四四八〇
Gold Coast(ゴールドコースト)	五六一〇
Accra(アカラ)	五六一〇
Sekondi(セコンディ)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
Ivory Coast(象牙海岸)	五六一〇
Grand Bassam(グランドバッサム)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
Kamerun(カメルーン)	五六一〇
Nigeria(ナイジェリア)	五六一〇
Bonny(ボンニー)	五六一〇
Brass(ブラッス)	五六一〇
Lagos(ラゴス)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇
Togoland(トゴランド)	五六一〇
Azome Palme(アゾメパルメ)	五六一〇
Lame(ラム)	五六一〇
Other Places(其他各埠)	五六一〇

Togoland (Via Kotonou)	五六一〇
Ascension (トラスカントニア) (Via Cape Town)	五六一〇
Asnaart (アスナート)	五六一〇
Asnakh (アスナク)	五六一〇
Azterdam (アズターダム)	五六一〇
British Central Africa (英領中央非洲)	五六一〇
Nyasaland (ニヤサランド)	五六一〇
British East Africa (英領東部非洲)	五六一〇
Mombassa (モムバサ)	五六一〇
Batavia (バタヴィア)	五六一〇
Holma (ホルマ)	五六一〇
Kibaha (キバハ)	五六一〇
Kigoma (キゴマ)	五六一〇
Larua (ラルーア)	五六一〇
Mafindi (マフィンディ)	五六一〇
Masindi (マシンディ)	五六一〇
Muliro (ムリロ)	五六一〇
Wita (ウィタ)	五六一〇
Other Places (其他各埠)	五六一〇
Cape Colony (ケープコロニー)	五六一〇
Cape Town (ケープタウン)	五六一〇
Other Places (其他各埠)	五六一〇
Oberon (オバーロン)	五六一〇
Djibouti (ジブチ)	五六一〇
Egypt (エジプト)	五六一〇

Egypt 1st Region(埃及第1部)	1・2710	31・0500
Egypt 2nd Region(埃及第2部)	11・0110	31・1100
Egypt 3rd Region(埃及第3部)	11・1110	31・1100
German East Africa(德領東非領地)		
Bismarckburg(ビスマルクブルグ)		
Ujiji(ウジジ)	11・0110	31・1100
Amani(アマニ)		
Bagamoyo(バガモヨ)		
Dar-es-Salaam(ダレスサラーム)		
Kilimatinde(キリマティンデ)		
Korogwe(コログウェ)		
Lindi(リンディ)		
Mthess(ムセス)		
Tura(トゥラ)		
Wegiri(ウェジリ)		
Other Places(他處各埠)		
Ghinda(ギンダ)	11・0110	31・1100
Madagascar(マダガスカル)	11・2700	31・1100
Massowah(マソワハ)	11・2700	31・1100
Mauritius(モーリシャス)	11・2700	31・1100
Natal(ナタール)	11・2700	31・1100
Durban(ダーバン)		
Other Places(他處各埠)		
Northern Rhodesia(ノーザンロズビタ)	11・2700	31・1100
Obock(オブョク)	11・2700	31・1100
Orange River Colony(オレンジリバーコロニー)	11・2700	31・1100
Portuguese East Africa(ポルトガル領東非領地)	11・2700	31・1100
Lourenço Marques(ルイゾンマールキネス)	11・2700	31・1100
Mozambique(モザンビーク)	11・2700	31・1100

Beira(ベイラ)	11・2700	31・1100
Fontevilla(フォンテヴィラ)		
Antonio Ennes(アントニウ・エネス)		
Chibuto(チブト)		
Inhambane(インハムバネ)		
Kings(キングス)		
Limpopo(リンポポ)		
Mangoch(マンゴチ)		
Matbanc(マツバンク)		
Mogitigale(モギティガレ)		
Mossurle(モッスル)		
Mueheli(ムエヘリ)		
Pessano Garcia(ペッサノ・ガルシア)		
Sanga(サンガ)		
S. Paulo(サン・パウロ)		
Zanbesi, in Mozambique(ザンベジ、モザンビーク州内各埠)		
Rodríguez(ロドリゲス)	11・2700	31・1100
Seychelles(セイシェル)	11・2700	31・1100
Southern Rhodesia(サウスロズビタ)	11・2700	31・1100
St. Helena(セントヘレナ)	11・2700	31・1100
Swakim(スワキム)	11・2700	31・1100
Transvaal Colony(トランスバル州)	11・2700	31・1100
Zanzibar(ザンザール)	11・2700	31・1100
Ascension(アセンション)	11・2700	31・1100

上海總領事
 三エズ及カヂ
 タス若ハセ
 ア
 ワインセント
 館

Bahamas(イサバ) 五〇六〇
 Bissao(ビサウ) 五七五〇
 Bolama(ボラマ) 三六六〇
 Canary Islands(カナリー群島) (Via Cadix) 三八六〇
 Canary Islands (Via St. Vincent) 五八四〇
 Madeira(マデイラ) (Via Direct) 五八五〇
 Madeira (Via Cadix) 五八七八
 Principe(プリンセプ) 五〇〇八
 Senegal(セネガル) (Via Cadix) 六二五〇
 Senegal (Via St. Vincent) 五〇〇〇
 Senegal (Via St. Vincent) 五〇五〇
 Sierra Leone(シエラレオン) 四八七〇
 St. Helena(セントヘレナ) (Via Madeira) 四九〇〇
 St. Jago(サントジャコ) (Via Madeira) 五〇〇〇
 St. Jago (Via Cadix) 五〇〇〇
 St. Thomae(セントトメ) 五〇〇〇
 St. Vincent(セントビンセント) (Via Madeira) 六二五〇
 St. Vincent (Via Cadix) 六二五〇
 St. Vincent (Via Cadix) 五〇〇八

West Coast in Africa(西非諸國郵政)

馬尼拉阿新德線經過
 カザンク 佛蘭西西
 ス海底線 カザンク
 若ハ里斯水 佛蘭西西
 海底線 佛蘭西西

上海線經過
 カザンク 佛蘭西西
 ス海底線 カザンク
 若ハ里斯水 佛蘭西西
 海底線 佛蘭西西

Angola(アンゴラ)	七八〇〇	七八〇〇	七八〇〇	八〇〇〇
Benguela(ベンゲエラ)	七八八〇	七八八〇	七八八〇	八〇〇〇
Capri(カプリ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Loanda(ロアンダ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Lobitole(ロビトール)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Mossamedes(モッサメデス)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Novo Ledondo(ヌーヴォーレドン)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Batavia(バタヴィア)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Dahomey(ダホメー)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Kotonou(コトヌー)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Wydah in Benin(ウイダインベニン)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
French Congo(フランスコンゴ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Gabon(ガボン)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
French Guinea(フランスギニア)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Konakry(コンカクリ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Other Princes(他諸王)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Gold Coast: Ashanti(ゴールドコースト: アシャンティ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Accra(アカクラ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Sekondi(セコンディ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Ajuntah(アジュンタ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Ahuse(アウセ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Appam(アッパム)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Axira(アクシラ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Behin(ベヒン)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Chann(チャン)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Dikove(ディコベ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Half Assini(ハーフアシニ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Quilah(キウイラ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇
Tarkwa(タルクワ)	七九八〇	七九八〇	七九八〇	八〇〇〇

報 名	電 料	電 料	電 料
Ivory Coast(トバカン—海地)	5.200	5.800	6.100
Grand-Bassam(グランバスマン)	5.200	5.800	6.100
Assinie(アシニエ)	5.400	5.900	6.200
Jaqueville(ジャケヴィル)	5.400	5.900	6.200
Labou(ラボウ)	5.400	5.900	6.200
Other Places(其他各地)	6.000	6.000	6.800
Kamerun(カメルーン)	6.000	6.000	6.800
Nigeria(ナイジェリア)	5.800	6.000	6.700
Bonny(ボンニー)	5.800	6.000	6.700
Brass(ブラッス)	5.800	6.000	6.700
Lagos(ラゴス)	5.800	6.000	6.700
Other Places(其他各地)	5.800	6.000	6.700
Portuguese Guinea(ポルトガルギニア)	5.800	6.000	6.700
Bissao(ビサウ)	5.800	6.000	6.700
Bolama(ボラマ)	5.800	6.000	6.700
Portuguese West Africa(ポルトガル西アフリカ)	5.800	6.000	6.700
Ponta do Padrão(ポントドパドロン)	5.800	6.000	6.700
Principe(プリンシペ)	5.800	6.000	6.700
Sierra Leone(シエラレオネ)	5.800	6.000	6.700
St. Thomas(セントトマス)	5.800	6.000	6.700
Togoland(トゴランド)	5.800	6.000	6.700
Agome Palime(アゴメパリメ)	5.800	6.000	6.700
Lome(ロメ)	5.800	6.000	6.700
China(中國郵券)	5.800	6.000	6.700

第一級 日本郵務通商及他國各埠電報一階料

上海經由 上海ヨリ陸 州ヨリ陸

Chekiang(浙江)	0.200		
Chili(智利)	0.200		
Shanghaiwan(上海灣) 當分の内普通通商ノ電報ニハ二階ニ付金二十錢ノ送料金ヲ課ス	0.200		
Other Places(其他各地)	0.200		
Honan(安徽)	0.200		
Hanan(福建)	0.200		
Hopei(直隸)	0.200		
Kansu(甘肅)	0.200		
Kiangsi(江西)	0.200		
Mongolia(蒙古)	0.200		
Nganwei(皖北)	0.200		
Shansi(山西)	0.200		
Shantung(山東)	0.200		
Shensi(陝西)	0.200		
(Szechuen(四川)	0.200		
Eastern Turkestan(東部トルコスタンの電報)	0.200		
Kashghar(カシュガル) (Via land line beyond Foochow)	0.200		1.000
Other Places(其他各地)	0.200		
Fokhien(福州)	0.200		
Pagoda Anchorage(廈門) (Via land line beyond Foochow)	0.200		0.800
Other Places(其他各地)	0.200		
Kiangsu(江蘇)	0.200		
Wusung(甯波)	0.200		
Other Places(其他各地)	0.200		
Kwangsi(廣西)	0.200		
Kwangtung(廣東)	0.200		

國家三十分 六尺 郵券 電信料三十分 外國電報料金表

Canton(香港)	-	* 1.0E
Whampoa(香港)	-	1.1E
Swatow(汕頭) (Via land line beyond Amoy)	-	* 1.1C
Other Places(汕頭各埠)	0.5K	* 1.1D
Kweichow(貴州各埠)		
Yunnan(雲南各埠)		
* 他大陸各埠ハ、本表ニテハ、電報料率ノ別表ニテ		
Shingking(香港)		
Daire(大邱)	1.00	0.5K
Port Arthur or Iushankow(漢口)	1.20	1.00
Other Places(漢口各埠)	1.30	1.00
Kirin(吉林各埠)		1.00
Helungkiang(黑龍江各埠)		
Corea(朝鮮各埠)		
Chenulpo(仁川)		
Fusan(釜山)		
Seoul(平壤)		
Musanpo(元山)		
Pohkoo(大田)		
他各埠		0.10

Aneha(安東)		
Chincha(鎮江)		
Chinnampo(鎮江)		
Chungshan(忠清)		
Chunchan(春川)		
Fohow(福海)		
Gwendahne(咸興)		
Hatchu(海州)		
Hanlung(咸興)		
Kainang(任安)		
Kangkyengpo(江陵)		
Kinsong(金剛)		
Kionsung(鐵原)		
Kungohu(公州)		
Kunsan(蔚山)		
Kwangchun(光州)		
Mohpo(木浦)		
Pingyang(平壤)		
Pukchong(平康)		
Sungai(襄陽)		
Sungchiu(成川)		
Suwon(水原)		
Ussan(蔚山)		
Yengju(慶州)		
Yensan(任安)		
他各埠		0.1E

一 大邱以下各埠ハ、各地ニ電報料率モ、ハ和文電報ニ限ル
 二 京城以外、外國電報料率ハ、大邱及蔚山ニ電報料率ハ、一割ニ付金四十五錢トス

Georgia(ジョージア)	33060	40080	40080	33060
Maine(メイン)	33060	40080	40080	33060
Maryland(マリーランド)	33060	40080	40080	33060
Massachusetts(マサチューセッツ)	33060	40080	40080	33060
New Hampshire(ニューハンプシャー)	33060	40080	40080	33060
New Jersey(ニュージャージー)	33060	40080	40080	33060
Idaho(アイダホ)	33060	40080	40080	33060
Jersey City(ジャージーシティ)	33060	40080	40080	33060
Other Places(その他各地)	33060	40080	40080	33060
New York(ニューヨーク)	33060	40080	40080	33060
Bay Ridge(ベイリッジ)	33060	40080	40080	33060
Brooklyn(ブルックリン)	33060	40080	40080	33060
Flatbush(フラットブッシュ)	33060	40080	40080	33060
Fort Hamilton(フォートハミルトン)	33060	40080	40080	33060
Governor's Island(ゴブナーズアイランド)	33060	40080	40080	33060
Green Ridge(グリーンリッジ)	33060	40080	40080	33060
Long Island City(ロングアイランドシティ)	33060	40080	40080	33060
New Brighton(ニューブリghtン)	33060	40080	40080	33060
New Dorp(ニュードール)	33060	40080	40080	33060
New York City(ニューヨークシティ)	33060	40080	40080	33060
Port Richmond(ポートリッチモンド)	33060	40080	40080	33060
Quarantine(クオアランティン)	33060	40080	40080	33060
St. George(セントジョージ)	33060	40080	40080	33060
Stapleton(スタプルトン)	33060	40080	40080	33060
Tompkinsville(トンプキンズビル)	33060	40080	40080	33060
West New Brighton(ウェストニューブリghtン)	33060	40080	40080	33060
Yonkers(ヨンカーズ)	33060	40080	40080	33060
Other Places(その他各地)	33060	40080	40080	33060
North Carolina(ノースカロライナ)	33060	40080	40080	33060
Pennsylvania(ペンシルバニア)	33060	40080	40080	33060

Rhode Island(ロードアイランド)	33060	40080	40080	33060
South Carolina(サウスカロライナ)	33060	40080	40080	33060
Vermont(バーモント)	33060	40080	40080	33060
Virginia(バージニア)	33060	40080	40080	33060
Alaska(アラスカ)	33060	40080	40080	33060
Chesapeake(チェサピーク)	33060	40080	40080	33060
Copper Center(コッパーセンター)	33060	40080	40080	33060
Eagle City(イーグルシティ)	33060	40080	40080	33060
Fort Liscum(フォートリスキューム)	33060	40080	40080	33060
Glacier(グレイシャー)	33060	40080	40080	33060
Juneau(ジュノー)	33060	40080	40080	33060
Ketchikan(ケッチIKAN)	33060	40080	40080	33060
Manistota Pass(マニスタパース)	33060	40080	40080	33060
Shoje(ショージ)	33060	40080	40080	33060
Sitka(シタカ)	33060	40080	40080	33060
Skagway(スカグウェイ)	33060	40080	40080	33060
Tanana Junction(タナナジャンクション)	33060	40080	40080	33060
Valdez(バルデズ)	33060	40080	40080	33060
Bermuda(バミューダ)	33060	40080	40080	33060
Canada(カナダ)	33060	40080	40080	33060
Cape Breton(ケープブレトン)	33060	40080	40080	33060
British Columbia(ブリタニッシュコロンビア)	33060	40080	40080	33060
Alexandria(アレキサンドリア)	33060	40080	40080	33060
Barkerville(バークビル)	33060	40080	40080	33060
Lillooet(リロオエット)	33060	40080	40080	33060
One hundred and fifty Mile House(ワンフアンティマイルハウス)	33060	40080	40080	33060
Pavilion(パビリオン)	33060	40080	40080	33060
Queenstair(クイーンズテア)	33060	40080	40080	33060
Soda Creek(ソーダクリーク)	33060	40080	40080	33060

Atlin(アリン)	三・五八〇	三・九一六	五・一〇〇	五・五〇〇
Blackwater(ブラックウォーター)	三・一八〇	三・九一六	四・七八〇	五・五〇〇
Fraser Lake(フラスーレーク)	三・〇六〇	三・九一六	四・六六〇	五・五〇〇
Chilton(チルトン)	三・〇六〇	三・九一六	四・六六〇	五・五〇〇
One hundred and fifteen Mile House(一百十五マイルハウス)	三・七四〇	三・九一六	五・五〇〇	五・五〇〇
Bennett(ベネット)				
Fraser(フラスー)				
Log Cabin(ログキャビン)				
Pennington(ペンニングトン)				
Summit or White Pass(サミット「ホワイトパス」)				
Hazelton(ヘイズルトン)				
Aberdeen Cannery(アバディーンキャナリー)				
Mauietown(マウイェータウン)	三・三八〇	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Port Simpson(ポートシンプソン)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Skeena Canyon(スキーナキャニオン)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Telegraph Creek(テレグラフクリーク)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Other Places(他處各埠)				
Manitoba(マニトバ)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
New Brunswick(ニューブランズウィック)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
North-West Territory(ノースウェストテリトリー)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Big Salmon(ビッグサルモン)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Cariboo Crossing(キャロブクロスィング)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Five Fingers(ファイブフィンガーズ)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Fort Selkirk(フォートセルキーク)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Hootahingut(フータヒングット)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Lower Latharg(ローラサージ)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Selwyn(セルウィン)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
Tagish(タギッシュ)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇
White Horse(ホワイトホース)	三・九一六	三・九一六	五・〇〇〇	五・一〇〇

Gowley(ゴウレイ)	三・八二〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Dawson City(ドゥーソンシティ)	三・八二〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Forty Mile(フォーティマイル)	三・八二〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Northern International Boundary(ノースインターナショナルボーナリー)	三・八二〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Ogilvie(オギヴィー)	三・〇六〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Stewart River(スチュワートリバー)	三・〇六〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Other Places(他處各埠)				
Nora Scotia(ノーススコシア)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Ontario(オンタリオ)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Prince Edward Island(プリンスエドワードアイランド)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Quebec(クベック)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Vancouver Island(バンクーバーアイランド)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
New Roundland(ニューラウンドランド)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
St. Pierre Miquelon(セントピエールミケロン)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Islands of Bahama(バハマ諸島)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Nassau(ナッサウ)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇
Turks Islands(タークス諸島)	三・一四〇	三・九一六	五・三六〇	五・五〇〇

第四表

日本郵船 西貢 中興 亞米利加 西印度 及 南亞米利加 各地電報一附料

上海線 經 烏拉日阿 斯德倫 倫敦 若ハフマスト 經 過

經 尼 刺 線 ガルガ 若ハフマスト 經 過

三 一 三 七

Guaymas(グアスマス)			
Hermosillo(エルモシロ)	10,010	3,760	6,600
Matamoros, Tamaulipas(マタモロス)			
Monterrey(モンテレー)			
Sabinas(サビナス)			
Saltillo(サルティロ)			
Sauz(サウ)	5,500	4,810	6,600
Mexico City(メキシコシティ)	3,620	4,430	6,600
Coahuacoalcoot(コアウアコアルコ)			
Tampico(タンピコ)			
Vera Cruz City(ベラクルスシティ)	3,620	4,430	6,600
Other Places(他處)	3,310	5,100	6,310
Central America(中央米利加洲)			
Costa Rica(コスタリカ)	3,310	5,100	6,310
Guatemala(グアテマラ)	3,310	5,100	6,310
San José(サンホセ)	3,310	5,100	6,310
Other Places(他處)	3,310	5,100	6,310
Honduras(ホンジュラス)	3,310	5,100	6,310
Nicaragua(ニカラガ)	3,310	5,100	6,310
San Juan del Sur(サンファンデルスル)	3,310	5,100	6,310
Other Places(他處)	3,310	5,100	6,310
Salvador(サルバドル)	3,310	5,100	6,310
Libertad(リベルタド)	3,310	5,100	6,310
Other Places(他處)	3,310	5,100	6,310
West Indies(西印度)			
上海郵政局	上海郵政局	上海郵政局	上海郵政局
馬尼刺線	馬尼刺線	馬尼刺線	馬尼刺線
中下線	中下線	中下線	中下線
新約克	新約克	新約克	新約克
ハイト線	ハイト線	ハイト線	ハイト線
若ハイト線	若ハイト線	若ハイト線	若ハイト線
鳥拉日國郵政局	鳥拉日國郵政局	鳥拉日國郵政局	鳥拉日國郵政局
若ハイト線	若ハイト線	若ハイト線	若ハイト線

Cuba(キューバ)			
Havana(ハバナ)	10,110	3,760	6,610
Alfonso XII, Alcazar(アルフォンソ十二世)			
Artemesia(アルテメシア)			
Bahia Honda(バハホンダ)			
Batabanó(バタバンノ)			
Regual(レグアル)			
Galanas(ガランナス)			
Cardenas(カルデナス)			
Consolacion del Sur(コンソラシオンデルスル)			
Guantanamo(グアantanamo)			
Guantanamo(グアantanamo)			
Guines(グイネス)			
Guira Melena(グイラメレナ)			
Jaraco(ジャラコ)			
Limonar(リモンアル)			
Madrugal(マドログアル)			
Manzanillo(マンザニヨ)			
Manzanillo(マンザニヨ)			
Miriel(ミリエル)			
Matanzas(マタanzas)			
Pinar del Rio(ピナールデルリオ)			
Regla(レグラ)			
San Antonio de los Baños(サンアントニオデロスバニョス)			
San Cristobal(サンクリストバル)			
San Juan Y Manises(サンファンイマニセス)			
10,110	3,760	6,610	
10,110	3,760	6,610	
10,110	3,760	6,610	
10,110	3,760	6,610	

Grenada(グナダ)	五・七六〇	六八八〇	五三三〇
Grenada(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五三三〇
Gundeloupe(グンデルウペ)	五・〇〇〇	五・六〇〇	—
Gundeloupe(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・六〇〇
Gundeloupe(Via Haiti)	—	—	五・六〇〇
Jamaica(ジャマイカ)	五・三二〇	五・三二〇	五・六〇〇
Jamaica(ジャマイカ)	五・一〇〇	五・六〇〇	—
Les Saintes(レスサンテス)	—	—	五・六〇〇
Les Saintes(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・六〇〇
Les Saintes(Via Haiti)	—	—	五・六〇〇
Martinique(マルティニーク)	五・〇〇〇	五・六〇〇	—
Martinique(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・六〇〇
Martinique(Via Haiti)	—	—	五・六〇〇
Marie Galante(マリーガランテ)	五・一〇〇	五・六〇〇	—
Marie Galante(Via Haiti)	—	—	五・六〇〇
Porto Rico(プエルトリコ)	五・四八〇	五・九四〇	—
Porto Rico(Via Jamaica)	—	—	五・一〇〇
St. Kitts, St. Christopher(セントキッツセントクリストファー)	五・二六〇	六八八〇	—
St. Kitts, St. Christopher(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・三六〇
St. Croix(セントクロア)	五・〇〇〇	五・一五〇	—
St. Croix(Via Jamaica)	—	—	五・一〇〇
St. Croix, St. Christophe(セントクロアセントクリストフ)	—	—	五・一〇〇
St. Croix, St. Christophe(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・一〇〇
St. Croix(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・一〇〇
St. Croix(Via Haiti)	—	—	五・一〇〇
Republic of Haiti(ハイチ共和国)	—	—	五・一〇〇

Cape Haiti(カーペンティヤ)	五・〇〇〇	五・九〇〇	五・九〇〇
Mole St. Nicolas(モレセントニコラス)	五・〇〇〇	五・九〇〇	五・九〇〇
Port au Prince(ポルトオプリンス)	五・〇〇〇	五・九〇〇	五・九〇〇
Other Places(他各埠)	—	—	六・〇〇〇
Other Places(他各埠)	—	—	六・〇〇〇
Republic of San Domingo(サンドミンゴ共和国)	—	—	六・〇〇〇
Sanchez(サンセ)	—	—	六・〇〇〇
*San Juan(サンファン)及San Francisco de Macoris(サンフランシスコ・マコリス)ニ宛テ送ル電報料	五・六〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇
San Domingo(サンドミンゴ)	—	—	六・〇〇〇
*Azua(アズア)San Cristobal(サンクリストバル)San Pedro de Macoris(サンペドロ・マコリス)ニ宛テ送ル電報料	五・六〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇
Santiago de Los Caballeros(サンティアゴ・ロスカバジェロス)ニ宛テ送ル電報料	五・六〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇
*Tambarit(タンバリット)ニ宛テ送ル電報料	五・六〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇
Other Places(他各埠)	—	—	六・〇〇〇
St. Lucia(セントルシア)	五・九〇〇	六・八〇〇	—
St. Lucia(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・二八〇
St. Thomas(セントトーマス)	五・九二〇	六・〇二〇	—
St. Thomas(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・二八〇
St. Vincent(セントビンセント)	五・九二〇	六・八二〇	—
St. Vincent(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・三二〇
Trinidad(トリニダード)	五・九六〇	七・〇六〇	—
Trinidad(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	五・五六〇
South America(南米各埠)	—	—	五・五六〇
British Guiana(ブリティッシュギアナ)	五・七二〇	八・〇二〇	—
British Guiana(Via Jamaica Porto Rico)	—	—	六・五二〇

Dutch Guiana(露領ギアナ)	5.200	6.300	1. 8.000
Dutch Guiana(Via Jamaica Porto Rico)	1	1	1. 8.000
Dutch Guiana(Via Haiti)	1	1	6.300
Venezuela(ベネズエラ)	1	1	6.300
Barcelona(バルセロナ)	6.300	6.800	* 6.800
Carrpano(カラパノ)	6.300	6.800	* 6.800
Camana(カマナ)	6.300	6.800	* 6.800
Higuerote(ヒグエロテ)	6.300	6.800	* 6.800
Maracibo(マラシボ)	6.300	6.800	* 6.800
Port la Mar(ポルト・ラ・マル)	6.300	6.800	* 6.800
Puerto Cabello(プエルト・カベルロ)	6.300	6.800	* 6.800
Caracas(カラカス)	6.300	6.800	* 6.800
Other Places(其他各地)	6.300	6.800	* 6.800
* 此ノ電報ハ「サン・ペドロ」線經過ノ電報トス			
Brazil(ブラジル)	5.200	5.200	5.200
Pernambuco(ペルナンブーコ)	5.200	5.200	5.200
Breves(ブレブエス)	5.200	5.200	5.200
Camela(カメラ)	5.200	5.200	5.200
Chades(チャデス)	5.200	5.200	5.200
Gurupa(グルupa)	5.200	5.200	5.200
Macapa(マカパ)	5.200	5.200	5.200

Monte Alegre(モンテ・アレグレ)	5.200	5.200	5.200
Mosqueiro(モスケイロ)	5.200	5.200	5.200
Pnheiros(プニョエイロス)	5.200	5.200	5.200
Santarem(サンタレム)	5.200	5.200	5.200
Souré(ソーレ)	5.200	5.200	5.200
Alenquer(アレンケル)	5.200	5.200	5.200
Incoaima(インコイマ)	5.200	5.200	5.200
Manaos(マナオス)	5.200	5.200	5.200
Obidos(オビドス)	5.200	5.200	5.200
Parinins(パリンイン)	5.200	5.200	5.200
Rio de Janeiro(リオ・デ・ジャネイロ)	5.200	5.200	5.200
Other Places(其他各地)	5.200	5.200	5.200
Argentine Republic(アルゼンチン共和国)	5.200	5.200	5.200
Paraguay(パラグアイ)	5.200	5.200	5.200
Uruguay(ウルグアイ)	5.200	5.200	5.200
Bolivia(ボリビア)	5.200	5.200	5.200
Chili(チリ)	5.200	5.200	5.200
Peru(ペルー)	5.200	5.200	5.200
Ecuador(エクアドル)	5.200	5.200	5.200
Guayquil(グアキル)	5.200	5.200	5.200
Other Places(其他各地)	5.200	5.200	5.200
French Guiana(露領ギアナ)	5.200	5.200	5.200

目的地	電報料	備考
上海線經過	五・〇八〇	
馬尼刺線	五・一〇〇	
加里汶	五・一〇〇	
暹羅	五・一〇〇	
爪哇	五・一〇〇	
印度	五・一〇〇	
倫敦	五・一〇〇	
巴拿馬	五・一〇〇	
波多黎各	五・一〇〇	
聖多明各	五・一〇〇	
海地	五・一〇〇	
其他各地	五・一〇〇	

目的地	電報料
倫敦	五・一〇〇
巴黎	五・一〇〇
里斯本	五・一〇〇
馬尼刺	五・一〇〇
暹羅	五・一〇〇
爪哇	五・一〇〇
印度	五・一〇〇
上海	五・一〇〇
香港	五・一〇〇
汕頭	五・一〇〇
廈門	五・一〇〇
廣州	五・一〇〇
漢口	五・一〇〇
北京	五・一〇〇
天津	五・一〇〇
烟台	五・一〇〇
青島	五・一〇〇
濟南	五・一〇〇
營口	五・一〇〇
長春	五・一〇〇
哈爾濱	五・一〇〇
滿洲里	五・一〇〇
海拉爾	五・一〇〇
庫倫	五・一〇〇
莫斯科	五・一〇〇
聖彼得堡	五・一〇〇
華沙	五・一〇〇
柏林	五・一〇〇
里昂	五・一〇〇
維也納	五・一〇〇
布達佩斯	五・一〇〇
索非亞	五・一〇〇
貝魯特	五・一〇〇
巴格達	五・一〇〇
加爾各答	五・一〇〇
仰光	五・一〇〇
新加坡	五・一〇〇
泗水	五・一〇〇
巴達維亞	五・一〇〇
棉蘭	五・一〇〇
巨港	五・一〇〇
望加錫	五・一〇〇
馬辰	五・一〇〇
坤甸	五・一〇〇
安汶	五・一〇〇
望加錫	五・一〇〇
馬辰	五・一〇〇
坤甸	五・一〇〇
安汶	五・一〇〇
望加錫	五・一〇〇
馬辰	五・一〇〇
坤甸	五・一〇〇
安汶	五・一〇〇

第五表 外國電報料一覽

一、本國 日本 朝鮮 支那 南洋 電信料

二、英國 歐洲 亞洲 非洲 澳洲 電信料

三、美國 加拿大 墨西哥 南美 電信料

四、日本 朝鮮 支那 南洋 電信料

目的地	電報料	備考
倫敦	五・一〇〇	
巴黎	五・一〇〇	
里斯本	五・一〇〇	
馬尼刺	五・一〇〇	
暹羅	五・一〇〇	
爪哇	五・一〇〇	
印度	五・一〇〇	
上海	五・一〇〇	
香港	五・一〇〇	
汕頭	五・一〇〇	
廈門	五・一〇〇	
廣州	五・一〇〇	
漢口	五・一〇〇	
北京	五・一〇〇	
天津	五・一〇〇	
烟台	五・一〇〇	
青島	五・一〇〇	
濟南	五・一〇〇	
營口	五・一〇〇	
長春	五・一〇〇	
哈爾濱	五・一〇〇	
滿洲里	五・一〇〇	
海拉爾	五・一〇〇	
庫倫	五・一〇〇	
莫斯科	五・一〇〇	
聖彼得堡	五・一〇〇	
華沙	五・一〇〇	
柏林	五・一〇〇	
里昂	五・一〇〇	
維也納	五・一〇〇	
布達佩斯	五・一〇〇	
索非亞	五・一〇〇	
貝魯特	五・一〇〇	
巴格達	五・一〇〇	
加爾各答	五・一〇〇	
仰光	五・一〇〇	
新加坡	五・一〇〇	
泗水	五・一〇〇	
巴達維亞	五・一〇〇	
棉蘭	五・一〇〇	
巨港	五・一〇〇	
望加錫	五・一〇〇	
馬辰	五・一〇〇	
坤甸	五・一〇〇	
安汶	五・一〇〇	

目的地	電報料
倫敦	五・一〇〇
巴黎	五・一〇〇
里斯本	五・一〇〇
馬尼刺	五・一〇〇
暹羅	五・一〇〇
爪哇	五・一〇〇
印度	五・一〇〇
上海	五・一〇〇
香港	五・一〇〇
汕頭	五・一〇〇
廈門	五・一〇〇
廣州	五・一〇〇
漢口	五・一〇〇
北京	五・一〇〇
天津	五・一〇〇
烟台	五・一〇〇
青島	五・一〇〇
濟南	五・一〇〇
營口	五・一〇〇
長春	五・一〇〇
哈爾濱	五・一〇〇
滿洲里	五・一〇〇
海拉爾	五・一〇〇
庫倫	五・一〇〇
莫斯科	五・一〇〇
聖彼得堡	五・一〇〇
華沙	五・一〇〇
柏林	五・一〇〇
里昂	五・一〇〇
維也納	五・一〇〇
布達佩斯	五・一〇〇
索非亞	五・一〇〇
貝魯特	五・一〇〇
巴格達	五・一〇〇
加爾各答	五・一〇〇
仰光	五・一〇〇
新加坡	五・一〇〇
泗水	五・一〇〇
巴達維亞	五・一〇〇
棉蘭	五・一〇〇
巨港	五・一〇〇
望加錫	五・一〇〇
馬辰	五・一〇〇
坤甸	五・一〇〇
安汶	五・一〇〇

明治三十七年六月 告示 逓信省第三百十七號 外國電報料金表

All Places in Asia, except Russia in Asia, Bokham, China (亞細亞各他(亞細亞西亞、ボクハ、マ、清國及香港ヲ除ク))		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Oceania (オセアニア)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
All Places in Africa, except Algeria, Tangier, Tripoli, Tunis and all Places Via Europe. (亞非利加各地(アルジェリア、タンジール、トリポリ、チュニス、及歐羅巴經過各地ヲ除ク))		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Europe (歐羅巴地方)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Russia in Europe and Caucasus (歐羅巴、西亞及中亞細亞)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Other Countries (其他各國)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Gunna (グナ)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Hawaii (ハवाई)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Honolulu (ホノルル)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Midway (ミッドウェイ)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Fanning Island (ファンニングアイランド)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Fiji Islands (フィジー群島)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
Suva (スヴァ)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
All Places in America (亞米利加各地)		第一表掲載ノ一語料ニ金二錢ヲ加フ	第一表掲載ノ一語料ニ金三十錢ヲ加フ
一、在橫濱本邦電信局所相互間ニ發着スル電報料ハ一語ニ付金十錢トス			
二、在韓國本邦電信局ト其以外ノ韓國各地間ニ發着スル電報料ハ一語ニ付金二十五錢トス			

○遞信省告示第三百十八號

外國新聞電報料金表左ノ通相定メ來七月一日ヨリ施行ス
但明治三十四年三遞信省告示第百二十一號ハ本表施行ノ日ヨリ廢止ス
明治三十七年六月二十二日 遞信大臣大浦兼武

Asia (亞細亞地方)	金山線經過	0.110
Coral (斐洲)		
Cheulipo (心川)		
Fusan (釜山)		
Massampo (馬山)		
Seoul (京城)		
China (支那)	上海線經過	0.110
Amoy (廈門)		
Poochow (福州)		
Kashigida, in Eastern Turkestan (Via land line beyond Poochow) (喀什噶爾、在東部土耳其斯坦(上海線經過香港線經過))		
Kwanglung (各埠)		
Canton (廣東)		
Whampoo (廣東)		
Sankow (汕頭)		
Other Places (其他各埠)		

Kweichow (貴州省) (Via land line beyond Hongkong)	〇・五六〇
Pagoda (普陀) (Via land line beyond Foochow)	〇・五五〇
Shanghai (上海)	〇・一八〇
Yusung (蔚山)	〇・一一〇
Yunnan (雲南省) (Via land line beyond Hongkong)	〇・五六〇
Other Provinces, except Shingking, Kirin and Heilungjiang (其他各省 (吉林省吉林省及黑龍江ヲ除ク))	
Hongkong (香港)	〇・三六〇
India (印度)	〇・五〇〇
Penang (檳榔嶼)	〇・一〇〇
Saigon (西貢)	〇・四五〇
Singapore (新加坡)	〇・七四八
Oceania (大洋洲地方)	
Australasia (南洲大列西列)	一・〇〇六
New Caledonia (新カレドニア)	〇・九二六
New Zealand (新西蘭)	
New South Wales (新南威爾斯)	
Queensland (クィンズランド)	〇・八四六
South Australia (南澳大列西列)	
Tasmania (タスマニア)	
West Australia (西澳大列西列)	
Victoria (維多利亞)	
Hawaii (ハवाई)	〇・五四〇
Honolulu (ホノルラ)	〇・八六〇
Java (ジャバ)	〇・六二〇
Lanzon (蘭尊)	

Europe (歐洲地方)		
France (佛蘭西)	〇・九五二	一・二八〇
Germany (德國)	〇・九三二	一・二八〇
Great Britain (大英列國)	〇・九五二	一・二八〇
Italy (意大利)	〇・九五二	一・二八〇
Spain (西班牙)	〇・九五二	一・二八〇
Africa (亞非利加地方)		一・五二二
Cape Colony (カーペンタリー)		一・五二二
Natal (ナタール)		一・五二二
Durban (ダーバン)		一・五二二
Other Places (其他各地)		一・五二二
Orange River Colony (オレンジリバー植民地)		一・五二二
Transvaal Colony (トランスワール植民地)		一・五二二
North America (北亞米利加地方)		一・四六六
United States (合衆國)	〇・九六一	一・四六六
Arizona (アリゾナ)	〇・九五二	一・四六六
California (カリフォルニア)	〇・九五二	一・四六六
San Francisco (サンフランシスコ)	〇・九五二	一・四六六
Other Places (其他各地)	〇・九五二	一・四六六

上海線 經過

イースター 馬尼刺線 濠洲及英國 太平洋線

上海線 經過	一・五二二
イースター線	一・四六六

上海線 經過

馬尼刺線 濠洲及英國 太平洋線

上海線 經過	一・五二二
イースター線	一・四六六

Idaho(アイダホ)	1.00	1.00	1.00
Nevada(ネバダ)	0.50	1.50	1.00
Oregon(オレゴン)	0.50	1.50	1.00
Utah(ユタ)	0.50	1.50	1.00
Washington Territory(ワシントン州)	0.50	1.50	1.00
Colorado(コロラド)	0.50	1.50	1.00
Dacota(ダコタ)	0.50	1.50	1.00
Kansas(カンザス)	0.50	1.50	1.00
Montana(モンタナ)	0.50	1.50	1.00
Nebraska(ネブラスカ)	0.50	1.50	1.00
New Mexico(ニューメキシコ)	0.50	1.50	1.00
Wyoming(ワイオミング)	0.50	1.50	1.00
Alabama(アラバマ)	1.00	1.00	1.00
Arkansas(アーカンソー)	1.00	1.00	1.00
Illinois(イリノイ)	1.00	1.00	1.00
Indiana(インディアナ)	1.00	1.00	1.00
Indian Territory(インディアン領)	1.00	1.00	1.00
Iowa(アイオワ)	1.00	1.00	1.00
Kentucky(ケンタッキー)	1.00	1.00	1.00
Louisiana(ルイジアナ)	1.00	1.00	1.00
New Orleans(ニューオーリンズ)	1.00	1.00	1.00
Other Places(他處各埠)	1.00	1.00	1.00
Michigan(ミシガン)	1.00	1.00	1.00
Minnesota(ミネソタ)	1.00	1.00	1.00
Duluth(ドゥルース)	1.00	1.00	1.00
Minneapolis(ミネアポリス)	1.00	1.00	1.00
St. Paul(セントポール)	1.00	1.00	1.00
Winnon(ウィノン)	1.00	1.00	1.00

Other Places(他處各埠)	1.00	1.00	1.00
Mississippi(ミシシッピ)	1.00	1.00	1.00
Missouri(ミズーリ)	1.00	1.00	1.00
St. Louis(セントルイス)	1.00	1.00	1.00
Other Places(他處各埠)	1.00	1.00	1.00
Ohio(オハイオ)	1.00	1.00	1.00
Oklahoma Territory(オクラホマ領)	1.00	1.00	1.00
Tennessee(テネシー)	1.00	1.00	1.00
Texas(テキサス)	1.00	1.00	1.00
Wisconsin(ウィスコンシン)	1.00	1.00	1.00
Columbia District(コロンビア区)	1.00	1.00	1.00
Connecticut(コネチカット)	1.00	1.00	1.00
Delaware(デラウェア)	1.00	1.00	1.00
Florida(フロリダ)	1.00	1.00	1.00
Key West(キーウエスト)	1.00	1.00	1.00
Pennsylvania(ペンシルベニア)	1.00	1.00	1.00
Other Places(他處各埠)	1.00	1.00	1.00
Georgia(ジョージア)	1.00	1.00	1.00
Maine(メイン)	1.00	1.00	1.00
Maryland(メリーランド)	1.00	1.00	1.00
Massachusetts(マサチューセッツ)	1.00	1.00	1.00
New Hampshire(ニューハンプシャー)	1.00	1.00	1.00
New Jersey(ニュージャージー)	1.00	1.00	1.00
Hoboken(ホブoken)	1.00	1.00	1.00
Jersey City(ジャージーシティ)	1.00	1.00	1.00
Other Places(他處各埠)	1.00	1.00	1.00
New York(ニューヨーク)	1.00	1.00	1.00
Brooklyn(ブルックリン)	1.00	1.00	1.00
New York City(ニューヨークシティ)	1.00	1.00	1.00

Other Places (其他各地)		上海線經過	
North Carolina (北卡罗来纳州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Pennsylvania (宾夕法尼亚州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Rhode Island (罗德岛州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
South Carolina (南卡罗来纳州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Vermont (佛蒙特州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Virginia (弗吉尼亚州)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Canada (加拿大)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Cape Breton (卡普布列顿)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
British Columbia (不列颠哥伦比亚)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Vancouver (温哥华)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Manitoba (曼尼托巴)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
New Brunswick (纽 Brunswick)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Nova Scotia (诺瓦斯高沙)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Ontario (安大略)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Prince Edward Island (普林斯爱德华岛)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Quebec (魁北克)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Vancouver Island (温哥华岛)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
Newfoundland (纽芬兰)	1.00 00	1.25 00	1.00 00
St. Pierre Miquelon (圣皮埃尔米克隆)	1.00 00	1.25 00	1.00 00

上海線經過	第一表掲載ノ一附料ニ金十ニ加フ
上海線	1.00 00
馬尼刺線	1.00 00
イニスター	1.00 00
太平洋線	1.00 00

All Places in Europe (歐洲各地) 第一表掲載ノ一附料ニ同シ 同上

All Places in America (亞米利加各地) 第一表掲載ノ一附料ニ同シ 同上

○逓信省告示第三百十九號
 本月二十五日限リ上總國大原電信取扱所ヲ廢止ス
 但シ廢止後ニ涉ル電信事務ハ大原郵便局ニ於テ繼續取扱フ

○逓信省告示第三百二十號
 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ヲ本邦ニ於テ定ムルコト左ノ如シ

明治三十七年六月二十四日 逓信大臣大浦兼武

第一 全部又ハ一部暗號ヲ以テ記載シタル私報ノ發著ヲ許ス(綱第六條及目第六條第一節)但シ萬國電信條約第八條ニ依リ特ニ制限ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二 羅馬文字ヲ以テ綴リタル日本語ヲ外國電報ニ用フル普通語トス(目第七條第二節)

第三 電報ノ著信局名及番號ヲ傳送ス(目第三十八條第二節)

第四 電報ノ無識配達(RO)ヲ許シ木入直交付(MP)ヲ許サス(目第四十七條第一節)

第五 至急私報ニ關スル規定ヲ施行ス(目第四十八條第三節)

第六 電報ノ追尾再送ニ關スル規定ヲ施行ス(目第五十四條第十節及目第五十五條第九節)

第七 電報ノ特殊配達ニ關シ左ノ如ク規定ス(目第五十八條第五節)

- 一 著信局ヨリ一里以外ハ別使ヲ以テ配達スルコトヲ得共ノ別使賃ハ著信局ヨリ三里以内ハ金二十錢トシ三里ヲ超ユルトキハ二里以内毎ニ金二十五錢ヲ増ス
- 二 臺灣島内ニテ配達スヘキ電報ノ別使賃ハ前項賃金ノ三倍トス
- 三 船舶ヲ以テ配達スヘキ電報ノ別使賃ハ金二十錢トス但シ臺灣島ニテ配達スヘキモノニ限リ其ノ實費額カ二十錢ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額ハ受信人ヨリ之ヲ徴收ス
- 四 在韓國本邦局所ニ於テ配達スル電報ノ別使賃ハ左ノ如シ

配達局名	地名又ハ條船碇泊ノ港灣名	別使賃	納要
釜山	釜山(本邦郵政局敷設)	一〇〇	
仁川	仁川(本邦郵政局敷設)	一〇〇	
大邱	大邱	二〇〇	船舶配達
大田	大田	二〇〇	船舶配達
東萊	東萊	二〇〇	船舶配達
影島	影島	二〇〇	船舶配達
釜山	釜山	二〇〇	船舶配達
馬山	馬山	二〇〇	船舶配達
仁川	仁川	二〇〇	船舶配達
馬山	馬山	二〇〇	船舶配達
釜山	釜山	二〇〇	船舶配達
仁川	仁川	二〇〇	船舶配達

第八 發信人ニ交付スル電報料金ノ受領證ニ對シテハ手数料ヲ徴收セス(目第二十九條第三節)
 第九 發送前ニ電報ヲ取消シタルトキ徴收スヘキ手数料ハ金十錢トス(目第四十四條第二節)
 第十 料金還付ノ申請ニ對シテハ手数料ヲ徴收セス(目第七十二條第三節)
 ○逓信省告示第三百二十一號

外國電報ノ本邦首尾料及本邦中繼料ヲ定ムルコト左ノ如シ
 明治三十七年六月二十四日

逓信大臣大浦兼武

電報發着地名	經過線路	本邦内	新聞電報	新聞電報	新聞電報
本邦	釜山線	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢
韓國	同	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢
清國盛京省內旅順口及鄭州	浦羅斯德線	金十二錢	金十二錢	金十二錢	金十二錢
清國盛京省(旅順口除外)吉林省及黑龍江省	上海線	金十二錢	金十二錢	金十二錢	金十二錢
清國上海及同地經過清國內地(旅順口吉林省除外)	上海線	金二十錢	金六錢	金十錢	金十二錢
亞細亞西亞	浦羅斯德線	金八錢	金十錢	金十錢	金十錢
歐羅巴西亞	上海線	金十二錢	金十錢	金十錢	金十錢
前記以外ノ諸國	浦羅斯德線	金十二錢	金十錢	金十錢	金十錢
	上海線	金十二錢	金六錢	金十錢	金十二錢

二 本邦中繼料

電報發着地名	經過線路	料金	
		一 時	料金
韓國下道 蔚山 西原 咸興 西原 清津 鐵原 省 及 黑龍江省 下 間	浦項 鐵線	金 十 錢	新聞電報
	上海 線	金 十 二 錢	
韓國下道 龍仁 以外 附屬 下 間	浦項 鐵線	金 十 二 錢	
	上海 線	金 十 二 錢	
	上海 線	金 十 二 錢	金 四 錢

○逓信省告示第三百二十二號

明治三十五年 逓信省告示第九十四號ニ左ノ各郵便局ヲ追加シ 來七月一日ヨリ郵便爲替金ノ居宅拂ヲ取扱ハシム

明治三十七年六月二十五日

逓信大臣大浦兼武

武藏國 澁谷郵便局 武藏國 其鴨郵便局

〔参照〕

明治三十五年ニカニ逓信省告示第九十四號ハ自局及其郵便區内ニ在ル郵便業務所ニ振替且同郵便區内ニ居住スル者ノ受取ルハキ郵便爲替ニ對シ爲替金ノ居宅拂ヲ取扱フ郵便局指定ノ件ナリ

○逓信省告示第三百二十三號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ヲ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十七年六月二十八日

逓信大臣大浦兼武

貨	英	佛	米	糖	酒	地地利	海	香
一 パウチ	一 シルリン	一 フラシ	一 セント	一 マル	一 フロリン	一 ロローネ	一 ヲロナ	一 ヲラ
九四八七二四七	四九三三三	三三〇九〇	二〇三〇六	四八三三〇	四三〇八〇	四一〇三〇	九〇九一七	九〇九
一圓ニ付 2/04	一圓ニ付 2/04	一圓ニ付 2/04	一圓ニ付 4/19	一圓ニ付 2/04	一圓ニ付 3/66	一圓ニ付 2/04	一圓ニ付 1/99	一圓ニ付 1/99
「〇」	「〇」	「五十五」	「二五〇」	「〇七」	「二十」	「四十三」	「〇九」	「〇九」

○逓信省告示第三百二十四號

明治三十七年七月一日ヨリ同月二十日迄越前國三國ヲ船舶検査臨時執行地トシ船舶検査法ニ依リ検査ヲ受ル船舶ノ検査ヲ執行ス

明治三十七年六月二十九日

逓信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百二十五號

萬國郵便條約施行細則第四條第一項聯合各國貨幣比例表中古倫比亞ノ部左ノ通改正ス

明治三十七年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

古倫比亞

五セントウオ

二「セントウオ」

一「セントウオ」

○遞信省告示第三百二十六號

來七月一日ヨリ石狩國上川郡旭川町大字旭川町一條道十一町目ニ設置ノ旭川郵便局ヲ同町同字宮下通十二町目ニ移轉ス

明治三十七年六月二十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百二十七號

明治三十七年六月 遞信省告示第三百三號外國小包郵便料金表中「在清國獨逸郵便局」ノ部括弧内「周村」ノ次ニ「濟南府」ヲ及「蘭領東印度 海運會社經由」ノ部價格表記及代金引換制限額ノ各欄ニ「五〇」ヲ追加ス

明治三十七年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第三百二十八號

明治三十五年十一月 遞信省告示第五百四十三號華盛頓締結小包郵便條約實施ニ關スル各國隨意規定事項ノ摘要中「獨逸保護國及在外國獨逸郵便局」ノ部價格表記「許否」及「制限額」ノ各欄中「周村」ノ次ニ「濟南府」ヲ加ヘ及「蘭領殖民地 アンチーニ」キニ「ラサオ」ノ部代金引換許否ノ欄「施行セス」ヲ「施行」ニ改メ同制限額ノ欄ニ「五〇〇」法ヲ加フ

明治三十七年六月三十日

遞信大臣大浦兼武

○臺灣總督府告示第七十四號 (官報 六月九日)

明治三十四年三月告示第二十六號臺灣川石山間海底電信線ヲ經由シ臺灣ニ發着スル新聞電報ヲ送受シ得ヘキ地名及料金表中歐羅巴ノ部ノ末尾ニ左ノ通追加ス

明治三十七年五月二十六日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

イースター線

亞非利加ノ部

ケープ・タウン (Cape Colony)

一〇・九三

ナタール (Natal)

一〇・七三

デュラン (Durban)

一〇・五三

其他各地 (Other places)

一〇・三三

オранже・リバー殖民地 (Orange River Colony)

一〇・一三

トランス・カプ殖民地 (Transvaal Colony)

一〇・九三

○臺灣總督府告示第七十五號 (官報 六月九日)

明治三十七年六月一日ヨリ新竹廳竹北一堡舊港庄ノ内舊名溪洲庄ヲ新竹郵便電信局電報直配邊區域内ニ編入ス

明治三十七年五月二十八日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第七十六號 (官報 六月十七日)

明治三十七年六月二十日ヨリ明治三十五年一月告示第十一號臺灣總督府郵便及電信局出張所名稱位置中嘉義郵便電信局、大莆林郵便出張所ヲ左ノ通改正ス但シ當該出張所ニ於テ取扱ヒタル郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金ニ關スル事務ハ打猫郵便出張所ニ於テ繼續取扱フ

明治三十七年六月八日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

嘉義郵便電信局

打猫郵便出張所

嘉義廳下打猫街

○臺灣總督府告示第七十七號(官報六月十七日)
明治三十七年六月五日發行時事新報ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ木島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月八日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

臺灣總督府告示第七十八號(官報六月十七日)

明治三十七年六月九日發行臺灣日日新報第八百三十二號ハ明治三十七年一月府令第一號ニ違反シタルモノト認メ臺灣新聞紙條例第九條ニ依リ其ノ發賣頒布ヲ禁止シ仍明治三十七年六月十日一日間發行ヲ停止セリ

明治三十七年六月九日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

臺灣總督府告示第七十九號(官報六月十七日)

明治三十七年六月八日發行國民新聞ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ木島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月九日

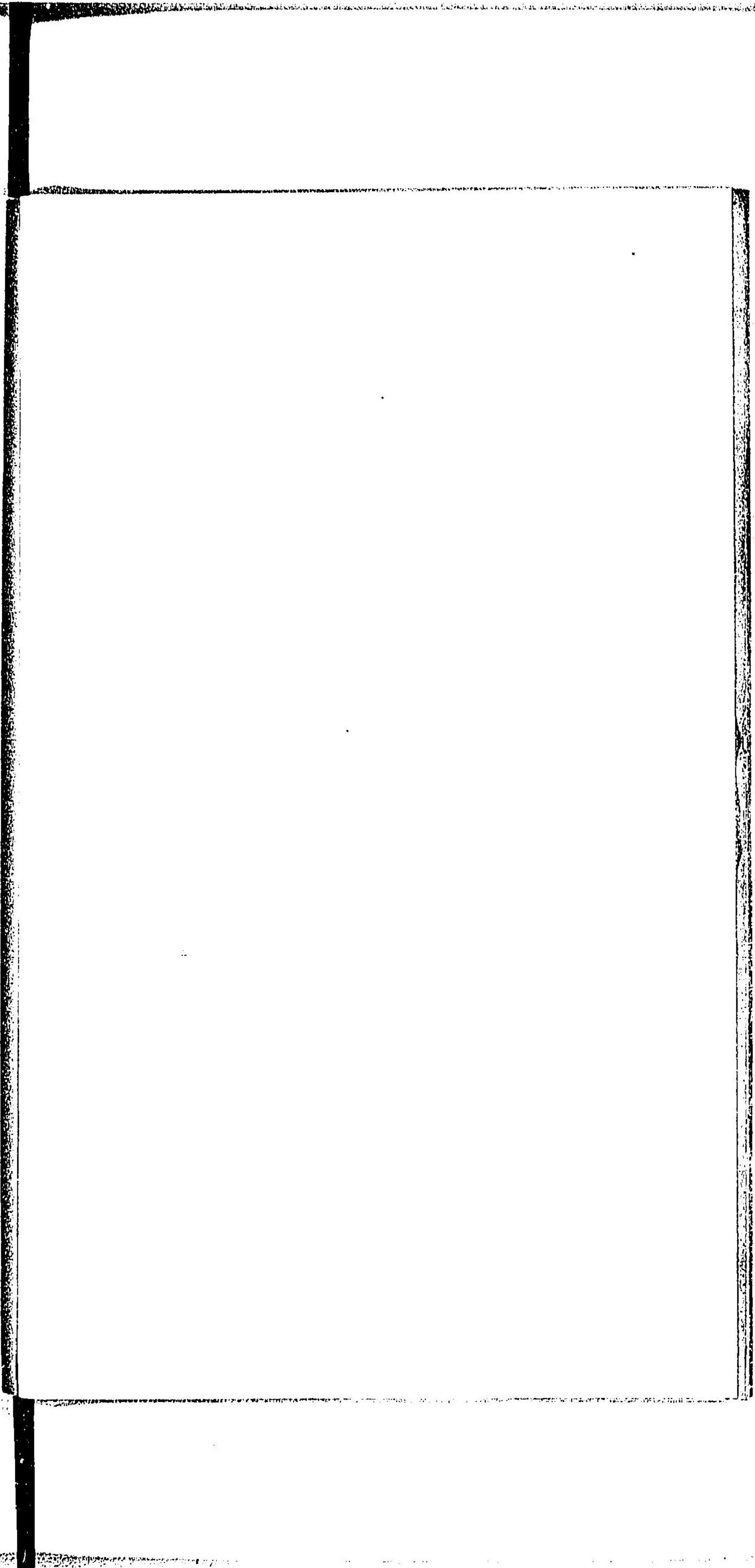
臺灣總督男爵兒玉源太郎

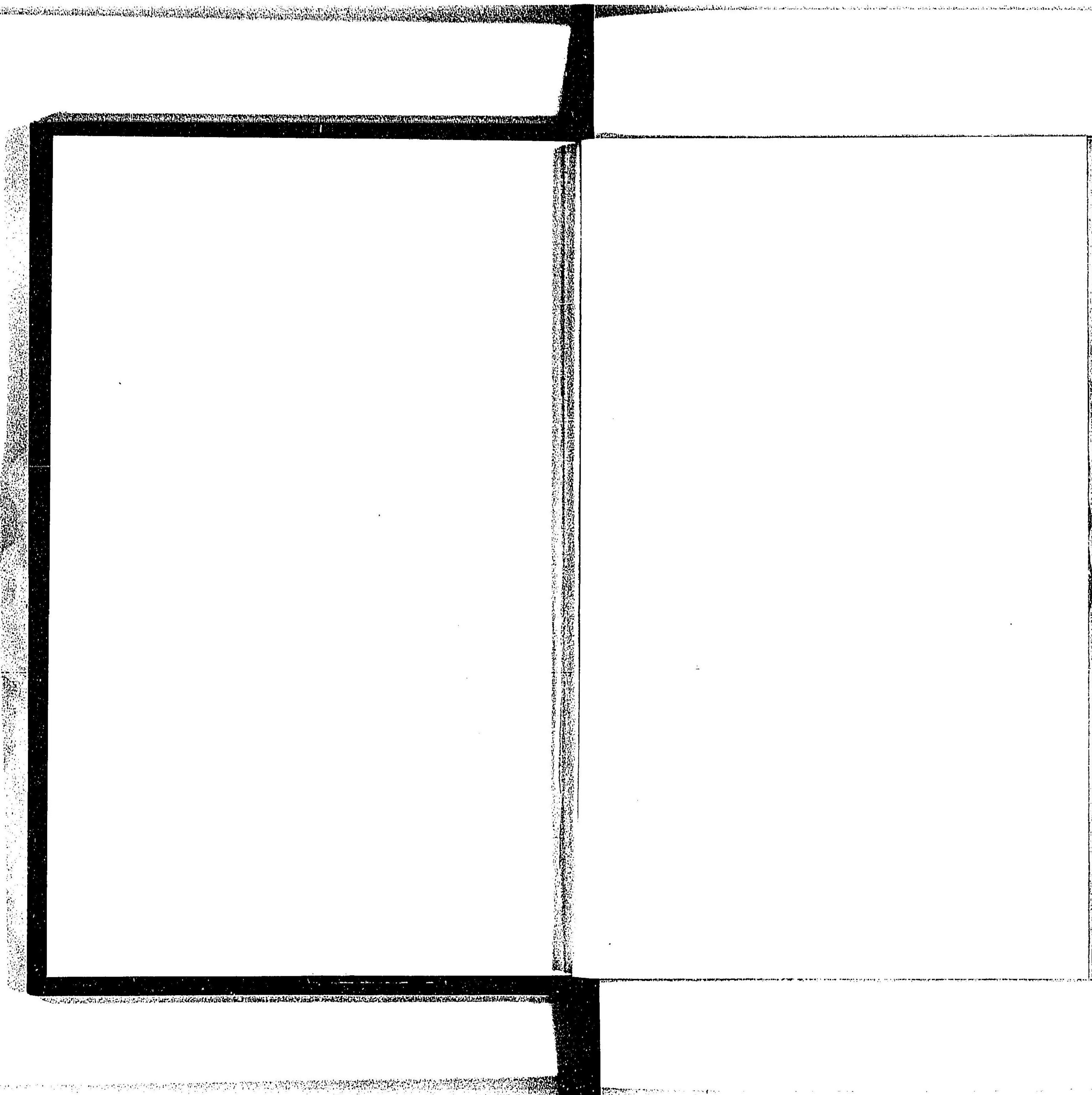
臺灣總督府告示第八十號(官報六月二十四日)

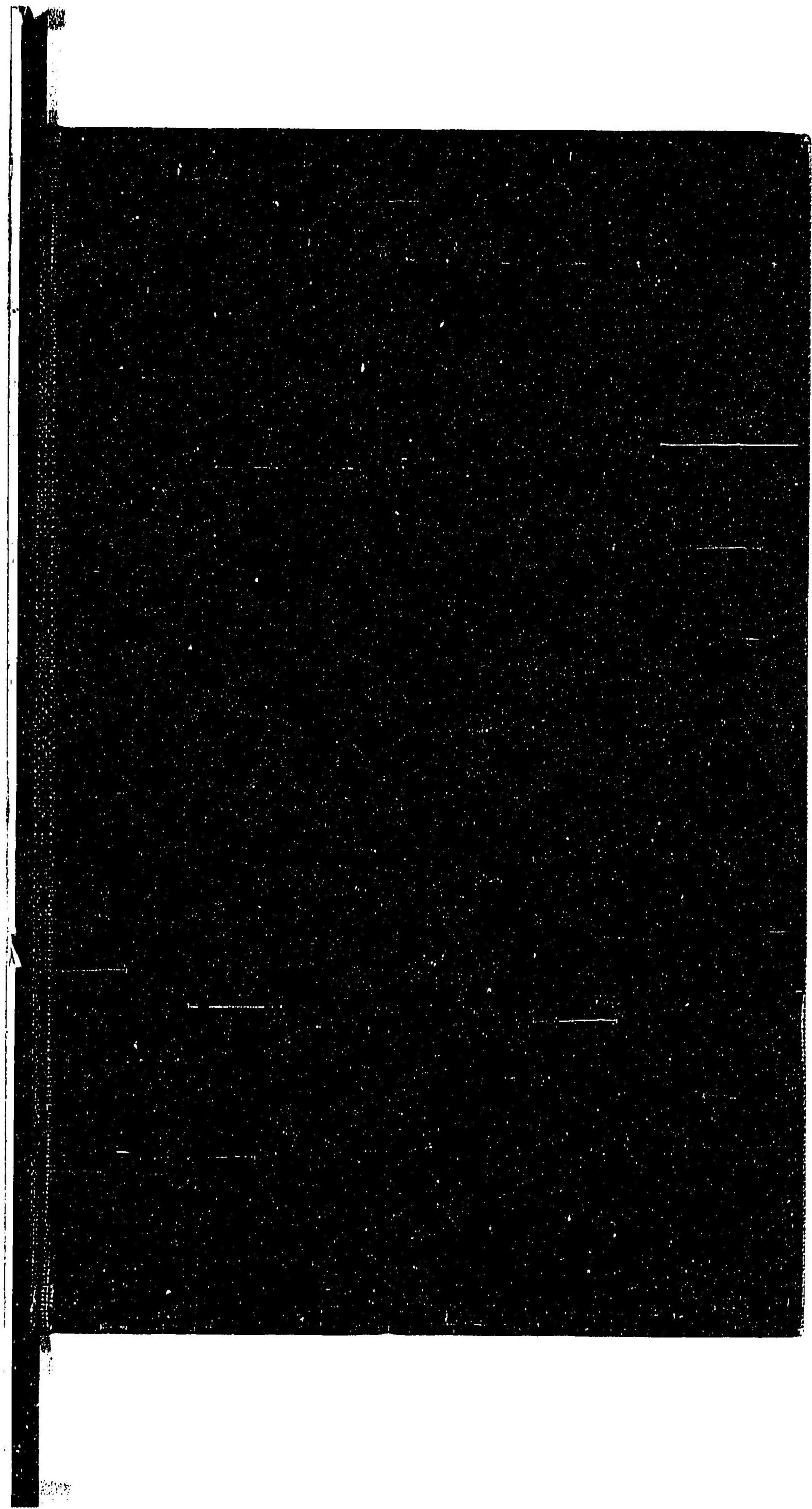
明治三十七年六月九日發行萬朝報ハ臺灣新聞紙條例第十二條ニ依リ木島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十七年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎









031130-092-5

CZ-4-1

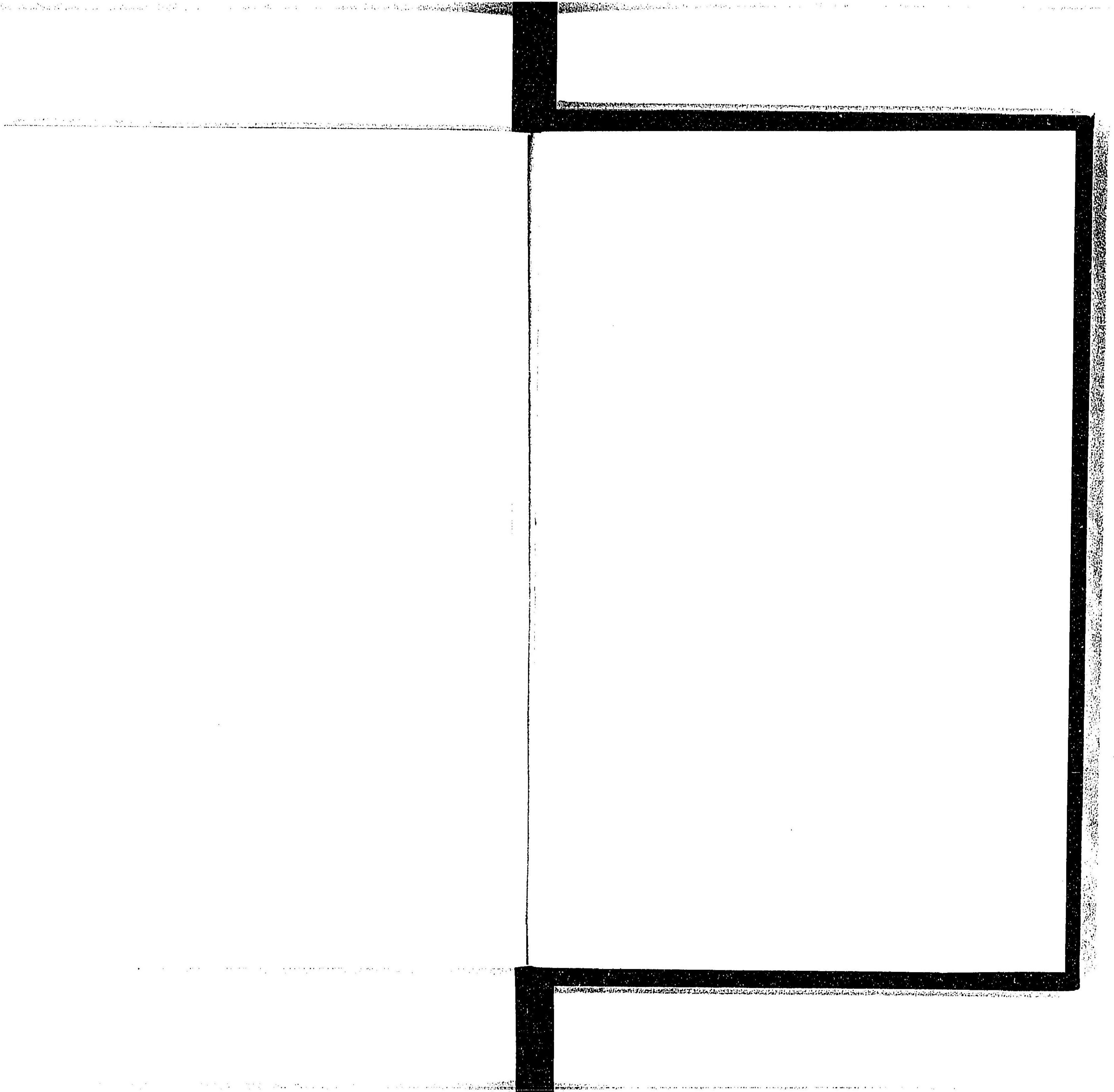
法令全書 慶応3年10月-明治45年7月

内閣官報局

M20-45

BBC-1051





1000